

商品売買取引の処理方法に関する一考察

—「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点から—

野田 久仁香

【論文要旨】

商品売買取引の処理方法に関する一考察

—「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点から—

野田 久仁香

1. 本論文の目的

本論文の目的は、商企業にとって根幹をなす取引である商品売買取引の処理方法について、「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」という2つの簿記学の視点をてがかりに、それぞれに適合する処理方法について考察を行うことである。

2. 本論文の問題意識

本論文では、以下の二つの問題意識のもとに考察を行った。

岩田（1955）は、決算中心主義の簿記すなわち財務諸表を作成するための簿記が従来から支配的であることを批判している。簿記はその目的から本来、会計管理を中心にあるべきとして主要簿よりも補助簿の重要性を説き、本来簿記は管理中心主義の簿記であるべきことを主張した。本論文での問題意識の一つは、岩田（1955）をよりどころにして、簿記における記録の重要性を改めて考えるとともに、取引を事実どおりに記録し会計管理に適合する商品売買取引の処理方法はいかなるものかを考察することである。

次に、わが国ではさまざまな商品売買取引の処理方法が研究され、また教育において説明がなされてきた。先行研究によれば、わが国の実務や教育においては商品売買取引の処理方法のうち三分法が支配的であるという見解が多数である。実際、本論文において行った簿記テキストの調査の結果、三分法を取り上げていないものはほぼ存在しておらず、三分法がわが国の教育においては支配的であることを裏付ける結果となった。しかし、それにもかかわらず、三分法には従来から理論的な問題点が指摘されている。さらには会計処理のコンピュータ化が当たり前になった今日の企業実務で、はたして本当に手記簿記を前

提とする三分法が採用されているのか疑問である。このように、わが国における簿記研究や教育と企業実務とは乖離しているのではないのかというのが二つ目の問題意識である。

3. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章では、簿記の目的について確認するとともに、岩田（1955）における「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」という二つの考え方について考察を行い、会計管理では継続的な記録が重要であることを確認した。

第2章では、15世紀以降の商品勘定の歴史的変遷に伴い総記法、分記法、三分法の順に処理方法が出現した経緯を確認した。さらに、上記の処理方法に加えて、小売棚卸法、売上原価対立法について再考しそれぞれの特徴を整理した。

第3章では、わが国の簿記教育においてそれらの処理方法が、どのように取り扱われているかについて、簿記テキストと検定試験の調査を行った。日商簿記検定では2016年から2級の出題範囲に売上原価対立法や実務において一般的になっている月次による処理が追加されていることを確認した。一方、簿記テキストについては主に専修大学に所蔵されている簿記テキストについてその内容を調査・分析し、三分法がわが国では今日まで一貫して支配的であることを実証的に明らかにした。加えて、簿記テキストでは、実務では採用されない処理方法が説明されていたり、逆に実務では採用されている処理方法がほとんど取り上げられていないことが明らかとなった。

第4章では、先行研究における処理方法のさまざまな観点での分類整理を総括し筆者独自の分類モデルを提示した。分類モデルを提示する上で重視したのが、本論文の副題である「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点からの考察である。商品売買取引の処理方法において、この二つの簿記学の考え方の違いは、売上原価の算定方法にあらわれると結論づけた。具体的には、売上原価を販売のつど把握できる処理方法である売上原価対立法は、日々の記録を重視するという点において「管理中心主義の簿記」の立場に立つ処理方法である。一方、期末に一括して売上原価を把握する処理方法である三分法

は、いわゆる財務諸表の作成を主たる目的としたものであり、「決算中心主義の簿記」の立場に立つ処理方法であるといえる。

第5章では、先行研究や第3章の調査において実証したわが国の簿記教育上で支配的な処理方法である三分法の問題点について考察を行った。とりわけ、実務上の問題点については、先行研究における実態調査を考察した結果、採用されている処理方法は三分法ではなく、三分法から派生した五勘定法と売上原価対立法の2つの処理方法であることを明らかにした。

第6章では、五勘定法と売上原価対立法について詳細に検討を行った。具体的には、中小企業向け会計パッケージソフトである(株)TKCのFX2について主に調査を行い、商品売買取引の処理方法として実際に五勘定法が採用されていることを確認しその特徴を明らかにした。また、売上原価対立法の意義と会計管理におけるその効果について考察を行った。

第7章では、今日、コンピュータ環境下での会計処理が一般化していることから、取引処理システムと商品売買取引の処理方法との関係について考察を行った。取引ごとの損益把握を目的として販売のつど売上原価を計上する場合は、分散入力/リアルタイム処理を特徴とする統合型のシステム環境のもとで売上原価対立法が採用され、財務諸表作成を重視したシステム構築であれば売上原価は期末に一括して把握する独立型のシステム環境のもとで五勘定法が適合することを述べた。そして、決算中心主義に適合する商品売買取引の処理方法が五勘定法であり、管理中心主義に適合するのが売上原価対立法であると結論づけた。

4. 本論文の結論

わが国では簿記教育において手記簿記を前提とした三分法が支配的であり、コンピュータでの処理が浸透している実務においては五勘定法が中小企業を中心に採用されており、よって売上原価を後から一括して計上する三分法思考の記録方法が支配的であるといわざるをえないと結論づけた。すなわち、わが国の簿記教育や実務における商品売買取引の処理方法は、岩田(1955)が70年前に指摘した決算中心主義の簿記にいまだ支配されているのである。

そして、第6章で考察したように、取引処理システム形態に応じて適合する商品売買取引の処理方法は異なると一般的には言うことができることを指摘した。すなわち、独立型のシステム形態には五勘定法が、統合型のシステム形態には売上原価対立法が適合する。

筆者は取引を事実どおりに記録することができる売上原価対立法を採用することが好ましいと考えている。それぞれの企業においてどの処理方法を採用するかは、一般的には企業ごとの会計情報に対するニーズにより判断が異なると言えるが、わが国では取引処理システム形態とは無関係に五勘定法が採用される傾向がある。特に中小企業においては販売のつど売上原価を把握する煩雑さや、必ずしもリアルタイムでの損益情報を必要としていないといったことから、売上原価対立法を採用することは難しいといった指摘もあるであろう。しかし、情報技術の進展を踏まえ会計情報の業務管理への有効活用を考える場合には、売上原価対立法の採用は困難ではないものと考えている。

決算中心主義の簿記思考から脱するためには、三分法一辺倒の簿記教育では問題があるため、実務で採用されている五勘定法と売上原価対立法を教育することが今後ますます必要となる。実務では決算中心主義の簿記の考え方の範疇にある五勘定法の採用が多いが、現代のコンピュータ環境や業務管理への有効な情報提供という観点から管理中心主義の簿記学の考え方に適合する売上原価対立法の教育は重要ではないかと考える。

目 次

目 次	i
はじめに	1
第 1 章 「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」	3
第 1 節 簿記の目的	3
第 2 節 二つの簿記学	4
第 3 節 会計管理と商品売買取引	5
第 2 章 商品売買取引の処理方法	7
第 1 節 商品勘定の歴史的変遷	7
第 2 節 各種処理方法	10
第 1 項 分記法	10
第 2 項 総記法	12
第 3 項 小売棚卸法	14
第 4 項 三分法	16
第 5 項 売上原価対立法	18
第 3 章 わが国における商品売買取引の処理方法の取り扱い—簿記テキストの調査を中心に—	21
第 1 節 簿記テキストにおける商品売買取引の処理方法	21
第 1 項 先行研究	21
第 2 項 調査の概要	21
第 3 項 明治初期から昭和初期までの簿記テキスト	22
第 4 項 昭和中期から平成までの簿記テキスト	25
第 5 項 令和以降の簿記テキスト	34
第 2 節 検定試験における商品売買取引の処理方法	39
第 1 項 簿記学習における検定試験の位置づけ	39
第 2 項 日商簿記検定試験の出題内容の変遷	40
第 3 節 簿記テキストと簿記検定試験との関連	43
第 4 章 商品売買取引の処理方法の分類	45

第1節	商品売買取引の処理方法の分類	45
第1項	勘定の数による分類	45
第2項	勘定の数と売上原価の計上時点による分類	46
第3項	勘定の数と売上原価の算定方法による分類	48
第4項	純額法と総額法にもとづいた分類	52
第2節	商品売買取引の処理方法の分類モデル	54
第5章	三分法の問題点	57
第1節	問題の所在	57
第2節	理論上の問題点	57
第1項	仕入勘定に関する問題点	57
第2項	繰越商品勘定に関する問題点	59
第3項	売上損益の把握に関する問題点	59
第3節	三分法と商品有高帳との関連性に関する問題点	60
第4節	三分法という名称に関する問題点	61
第5節	実務上の問題点	62
第1項	情報技術の進展と商品売買取引の処理方法	62
第2項	商品売買取引の処理方法の実態	63
第6章	企業実務における商品売買取引の処理方法	67
第1節	コンピュータ環境下での取引処理の全体像	67
第1項	取引処理システムと総勘定元帳システム	67
第2項	取引処理システムの形態	68
第2節	五勘定法	70
第1項	五勘定法の具体的処理方法	70
第2項	五勘定法の構造的特徴	74
第3節	中小企業向け会計ソフトのケース	76
第1項	株式会社TKCのFXシリーズ	76
第2項	勘定科目コード体系と五勘定法	78
第4節	売上原価対立法の特徴	80
第1項	商品売買取引における価値連鎖	80
第2項	売上原価対立法の意義	81

第3項 取引処理システムにおける売上原価対立法の効果.....	82
第7章 商品売買取引の処理方法と二つの簿記学との関係	85
第1節 取引処理システムと商品売買取引の処理方法との関係.....	85
第2節 補助簿と主要簿	87
第3節 商品売買取引の処理方法と二つの簿記学	88
おわりに	91
謝辞	94
引用文献・参考文献	96

はじめに

本論文の目的は、商品売買取引の処理方法について、「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」という2つの簿記学の視点をてがかりに、それぞれに適合する処理方法について考察を行うことである。本論文では、二つの問題意識のもとに考察を行っていく。

岩田（1955）は、決算中心主義の簿記すなわち財務諸表を作成するための簿記が従来から支配的であることを批判している。簿記はその目的から本来、会計管理を中心にあるべきとして主要簿よりも補助簿の重要性を説き、本来簿記は管理中心主義の簿記であるべきことを主張したのである。本論文での問題意識の一つは、岩田（1955）をよりどころにして、簿記における記録の重要性を改めて考えるとともに、取引を事実どおりに記録し会計管理に適合する商品売買取引の処理方法はいかなるものかを考察することである。

次に、商品売買取引は商企業にとって根幹をなす取引であるが、わが国では歴史的経緯からさまざまな処理方法が研究されまた教育において説明がなされてきた。しかし、わが国では実務や教育においては商品売買取引の処理方法のうち三分法が支配的であるという見解が多数である。実際、本論文において行った簿記テキストの内容調査においては、三分法を取り上げていないものは1冊を除き存在しておらず、三分法がわが国では教育においては支配的であることを裏付ける結果となった。しかし、それにもかかわらず、三分法には従来から理論的な問題点が指摘されている。さらには会計処理のコンピュータ化が当たり前になった今日の企業実務で、はたして本当に三分法が採用されているのか疑問である。このように、わが国における簿記研究や教育と企業実務とは乖離しているのではないのかというのが二つ目の問題意識である。

ここで本論文の構成を示しておく。

第1章では、簿記の目的について改めて確認するとともに、岩田（1955）の「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」を検討し、会計管理と商品売買取引の処理方法との関連について考察を行う。

第2章では、商品勘定の歴史的変遷について考察した後、代表的な商品売買

取引の処理方法である分記法，総記法，小売棚卸法，三分法および売上原価対立法について再考しそれぞれの特徴を整理する。

第3章では，簿記教育においてその処理方法がどのように取り扱われているかについて，主に専修大学に所蔵されている簿記テキストについてその内容を調査・分析し，三分法がわが国では今日まで一貫して支配的であることを実証的に明らかにする。加えて，簿記テキストでは，実務ではまったく採用されない処理方法が説明されていたり，逆に実務では採用されている処理方法がほとんど取り上げられていないことを明らかにする。

第4章では，商品売買取引の処理方法の分類について先行研究を精査したうえで，筆者独自の分類モデルを提示する。分類モデルでは単に仕訳に用いられる勘定の数ではなく，仕訳の前提となる適用条件という視点から分類を行う。

第5章では，先行研究や第3章の調査において実証したわが国の簿記教育上で支配的な処理方法である三分法の理論的な問題点について考察を行う。さらに，実態調査を行った先行研究を精査して，企業実務では三分法は採用されておらず，三分法から派生した五勘定法と売上原価対立法の二つの方法が主な処理方法であることを指摘する。

第6章では，企業実務におけるコンピュータ環境下での商品売買取引の処理方法について，最初に五勘定法の特徴と具体的な処理方法について，実際に企業で使われている会計ソフトを調査して考察を行う。次に，売上原価対立法の意義と会計管理におけるその効果について考察する。

第7章では，取引処理システム形態に応じて適合する商品売買取引の処理方法を考察し，独立型指向のシステムでは五勘定法が，統合型指向のシステムでは売上原価対立法が適合することを指摘したうえで，それぞれの処理方法が二つの簿記学とどのように関係するのかについて結論を述べることにする。

第1章 「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」

第1節 簿記の目的

簿記は一般的には複式簿記を意味するが、ここに複式簿記とは「経済主体の経済活動を勘定科目と貸借記入原則によって秩序整然と記録・計算・整理し、その結果として財産計算と損益計算とを同時に完成する記録システム」であると定義される（大藪編 2020, 1）。また、簿記は帳簿記入の略語であるが、帳簿に記入すればどのような記入でも簿記といわれるわけではなく、①経済主体の経済活動を記入内容とすること、②数値（特に貨幣数値）による記入であること、および③継続的な記入であること、の三つの条件を充足しなければ簿記と呼ぶことはできない（沼田 1961, 4）。

加えて、簿記の目的とは、財産管理と損益計算であるとされる（中村 2011, 2）。財産管理については「営業の規模が大きくなって従業員を使うようになると、現金や商品などについて、その出し入れを記録しておかないと、間違いや不正を生じるおそれがある」（中村 2011, 2）とされる。損益計算については「営業活動の結果として半年なり1年の間にどれだけの経費がかかり、どれだけの利益をあげたかを計算することができる。これを知ることが商人にとって非常に大切である」（中村 2011, 2）とされる。中村（2011, 2）は、簿記は当初、債権・債務や商品・現金などの管理を主たる目的として行われたが、その後損益計算を主たる目的とするようになってきていると指摘している¹。例えば、渡邊（2017, 103）によれば、複式簿記は13世紀初頭の北イタリアの都市国家で企業損益の算定手段として誕生したことからその中心的な役割は損益計算にあり、単なる財産管理の技法ではなく、財産管理の機能は正確な損益計算をするための前提で、あくまでも損益計算の機能の副次的な役割に過ぎないという主張もある。しかしながら、財産管理と損益計算によって経営管理を行うことが簿記の目的であるとも言うことができ、簿記は、企業の取引を日々帳

¹ 簿記の目的が財産管理ではなく、損益計算となっていることを指摘する論者は少なくない。例えば、岩田（1955）、中村（2011）の他に、安藤（1988）、畠村（1993）、万代（2017）などである。

簿に秩序整然と記録し、計算し、整理し、そして経営管理や外部報告に活用できるものでなければならないのである（高橋 2017, 36）。財産管理による経営管理は、日々の記録によって価額や物量を継続的に把握するので、これは「記録行為そのものによる管理」と考えることもできる（高橋 2017, 37）。一方、損益計算による経営管理は、記録結果としての損益計算書をつうじて経営成績を診断し経営活動の改善に結び付けていくことになるので、これは「記録行為の結果による管理」と考えることもできる（高橋 2017, 37）。

第 2 節 二つの簿記学

岩田（1955）は、「二つの簿記学」の論文においてこれまでの簿記学を「決算中心主義の簿記」と呼び、これに対して「管理中心主義の簿記」の必要性を主張し、今から約 70 年前に簿記に対する二つの異なる見方を示した。

ここに「決算中心主義の簿記」とは、簿記の目的、勘定理論の構成、勘定の分類、帳簿組織の設定といったいくつかの問題について、決算を行うことが究極の目的であるとして決算を中心に考える簿記学である（岩田 1955, 8）。一方、「管理中心主義の簿記」とは、簿記の目的、勘定理論の構成、勘定の分類、帳簿組織の設定などを会計管理を行うことを中心に考える簿記学である（岩田 1955, 8）。岩田（1955, 9）は、管理中心主義の簿記の観点からは、従来の簿記は決算中心主義の簿記であるとし、従来から行われている年度決算は会計管理のなかに一つの適用の形態としてその中に溶け込んでしまうとす。一方で、決算中心主義の簿記の観点からは、会計管理というものはその影をほとんどひそめてしまうと指摘する（岩田 1955, 9）。

岩田（1955）は、この 2 つの簿記学を比較し、それぞれの考え方をとった際の立場について述べている。決算中心主義の簿記では、簿記の目的は「営業成績を明らかにする、財政状態を明らかにし営業成績を算定する」（岩田 1955, 9）とされ、「決算をやるということのために、毎日々々、多量の取引を継続記録する」（岩田 1955, 9）と説明している。一方、管理中心主義の簿記では、「毎日々々、たくさんに発生するところの取引を非常にたくさんの人がたくさん時間をかけて帳簿へ書いていくということは、半年あるいは一年の後にた

つた一つの数字，利益金を計算するためにだけやっているのじゃない。…毎日日々の日常的な管理の機能を果たすためにやっておる」（岩田 1955，11）と説明している。そのうえで，実際にはそのような簿記の機能が活用されておらず，本来は会計管理を中心にした簿記学であるべきだと主張している。

第3節 会計管理と商品売買取引

岩田（1955）は，決算中心主義の簿記が従来から支配的であることを指摘し，次の3つの問題点について言及する。1点目は，決算のためすなわち財務諸表の作成に重点をおくため，日々の取引を継続記録するという日常的な管理の機能を果たしているということを軽視していること，2点目は，勘定理論が，決算時に必要な財務諸表を中心として全体を統一的に説明しようとするために，非常に難解なものとなっていること，3点目は，本来簿記は連続的に連なり続いて行われる記帳であるが，貸借対照表勘定と損益計算書勘定といった期間を区切って行う計算にもとづいた勘定分類が行われており，必ずしもそのような記帳になっていないというのである。

さらにそれは主要簿である元帳を中心とした分類であり，主要簿に属するものを補助簿とする分類が行われており，会計管理の観点から必要なのは主要簿ではなくて補助簿であるので主従の関係が逆であることを指摘している。すなわち，「元帳というものは，たくさんの補助簿の間にバランスがとれているかどうかということをもとめて計算する，試算表みたいなものです。これは単なる計算上の帳簿にすぎない。そういう意味で，管理の点からいえば，これは従属的なもので，ちょうど，従来の帳簿組織の考え方がひっくり返しになる」（岩田 1955，12）と指摘している。会計管理のための簿記では，いわゆる補助簿が主であり主要簿が従であるということである。

会計管理のための簿記とは，日々の業務のなかで行われる管理を重視した考え方であり，具体的に会計管理とは個々の財産の管理を意味しているものと考えた場合に，現預金の管理であったり棚卸資産の商品の管理であったりする。商品はその受け払いによる取引によって日々増減しているから，それを管理するためにはその増減を詳細に記録する補助簿である商品有高帳が管理に有効と

なる。経営管理上の課題の一つとして、商品売買取引における棚卸資産である商品の管理がある。過剰なその在庫は、保管費用などの付随的な費用を必要としたり、あるいは在庫を陳腐化させて機械損失をもたらすことにもなる。日々の購買活動や販売活動を継続的に記録することによって、先に挙げたような商品に関する問題を早期に発見することができる。これは継続的な記録をすることによって問題の発見と診断のために資するので、会計管理は記録行為そのものによる管理ということが出来る（高橋 2017, 40）。自らの活動を記録することそのものが管理ということになるのである。

ここまで本章では、岩田（1955）における二つの簿記学について考察を行ってきた。その中では、現在では決算中心主義の簿記に偏重している点が危惧されていることを指摘し、会計管理のための簿記の重要性について考察をしてきた。第2章以降では、商品売買取引の処理方法の諸方法について考察を行ったうえで、最終的にそれらが二つの簿記学とどのような関係にあるのかについて考察することにする。

第2章 商品売買取引の処理方法

第1節 商品勘定の歴史的変遷

商品売買取引は、商企業における主要な営業活動であり、利益の主たる源泉となっている（武田 2002, 71；原 1997b, 149）。そのため、企業実務はもちろんのこと、簿記研究や簿記教育においても重要な取引である。商品売買取引にはさまざまな処理方法が存在し、これまでに簿記研究や簿記教育においては、それらの処理方法が取り上げられてきた。そこで本章では、各種処理方法で用いられる商品勘定の歴史的変遷について考察した後、商品売買取引の処理方法について代表的な5つを取り上げ、それぞれの処理方法の特徴を整理する。

商企業における基幹業務は、商品の購買業務と販売業務からなる。それらの業務では商品の売買をめぐり商品の増減に関する取引の記録が行われる。中野（1988）によれば、商品売買取引の処理においては、その中核をなす勘定は商品勘定であるという。そこで本節では、商品勘定がどのような歴史的変遷を辿ってきたかについて考察する。

歴史的変遷の考察に入る前に、商品勘定に注目して、簿記テキストにおいて取り上げられている商品売買取引の処理方法をみれば、およそ二つに大別することができるという（中野 1988, 86）。中野（1988）によれば、一つは、さまざまな種類や仕入口の商品を総括的にただ一つの商品勘定で処理する方法である総記法がそれに該当する。この商品勘定は、商品の種類や仕入口ごとの商品勘定ではなくそれらを集約、統合し、企業全体の商品をあらかず勘定のために一般商品勘定と呼ばれることもある。もう一つは、商品の購買業務、販売業務および在庫業務といったように企業規模の拡大に伴い業務が機能分割されるのに合わせて、購買業務に関しては仕入勘定、販売業務に関しては売上勘定、商品の在庫業務に関しては繰越商品勘定というように商品勘定を三つの勘定に分割して処理する三分法である（中野 1988, 86）。

しかし、このような一般商品勘定や、商品売買取引をより詳細に把握するために商品勘定を分割する処理方法は、複式簿記の誕生当初から存在していなか

ったとされる²。そこで、商品勘定の歴史的変遷について概観する。

茂木（1995）によれば、商品勘定は15世紀北イタリアにおいては「口別商品名商品勘定」が使われており、その後17世紀のオランダでは「一般商品勘定」が出現し、19世紀になると商品勘定が三分割され三分法へ展開したという歴史的経緯を説明する³。3つの時代区分における商品勘定の歴史的変遷は以下のとおりである。

最初に、15世紀北イタリアにおける「口別商品名商品勘定」として胡椒勘定・毛織物勘定等が使用されており、取扱商品の種類別や荷口別の形態を採っていた（茂木 1995, 12；中野 2016, 16）。これにより商品の売買損益も期間を単位として企業全体について計算されるのではなく、個々の商品勘定で記帳の対象とされた取扱商品の販売完了時や、特定の航海の終了時などに個別的に把握されていたにとどまるとされる（中野 1988, 87）。また、「損益計算は決算に関連して具体化する。非期間的な口別計算段階では「勘定の締切り」はあっても「決算」はなかった」（茂木 1995, 17）とされる。以上のとおり、15世紀当時は商品ごとの口別商品勘定が設けられており、今日の期間損益計算の考え方は存在せず、それぞれの商品の販売が終了するとその勘定が締め切られその役割を終えていたとされる。

次に、17世紀のオランダでは「一般商品勘定」が出現し⁴、仕入口や航海などを単位としていた商品勘定を企業全体の視点から集約し合理化する商品勘定の総括化が行われ一般商品勘定が出現し期間損益計算が成立したといわれる。当時の商品売買取引は一般商品勘定のみを用いて処理するのが特徴であった⁵。

² 中野（1988, 86）によれば、複式簿記の世界最初の印刷文献とされる Luca Pacioli の簿記論（1494）に代表される当時のヴェネチア式簿記では、商人の営む取引活動が基本的に当座的な冒険取引（venture）の集合から成り立っていたことを反映して、商品勘定は、取扱商品の仕入口別、積送品については特定の仕向地に対する航海や旅商別に設けられていたと説明している。

³ 茂木（1995）はこれを商品勘定発展の三段階的規定という。

⁴ 勘定の総括化が進行し、商品勘定のほか債権・債務の勘定は人名勘定から貸付金、借入金勘定という総括勘定に、とくに売掛金、買掛金勘定というものの出現にも対応して、商品売買活動を統括・総括するものとして「（一般）商品勘定」が出現したとされる（茂木 1995, 12）。

⁵ これはいわゆる総記法であるが、これについては後に述べることにする。

期間損益計算では口別損益計算においては問題とならなかった決算時の商品の在庫といった棚卸資産の考え方が新たに発生したと言われる（茂木 1996a, 219）。

一般商品勘定は商品売買の損益計算と商品在庫の繰越し行う場合に、収益勘定であると同時に資産勘定になるという勘定の混合性という欠点があるとされる（茂木 1995, 12）。すなわち、商品勘定の貸方が資産の減少と収益との混合の勘定となり、貸借差額が意味のない数値となる（泉 2003b；大藪 1968；原 1997b）。この一般商品勘定の欠点とされる勘定の混合性の問題を回避するため、19 世紀になると商品勘定を三分割する処理方法である三分法が出現した⁶。

19 世紀は、産業革命をはじめとした産業の急速な発展があった。その中で、株式会社制度が一般化し、企業は大規模経営化した。そこで経営管理上、必然的になったのが業務の分課制度であった。商品売買業においては少なくとも、在庫商品の保管・出納を取り扱う倉庫係、商品の仕入れ業務を担当する仕入係、商品の販売を担当する販売係という 3 つが存在した。それぞれの担当者の責任の所在を明らかにし、取扱い業務を記録・計算することが必要となった。すなわち、倉庫係の商品有高帳、仕入係の仕入帳、販売係の売上帳であり、それぞれの帳簿に対応する繰越商品勘定、仕入勘定、売上勘定が出現したといわれる（小島 1973, 茂木 1969）⁷。

以上みてきたように、商品勘定は、15 世紀には「口別商品名商品勘定」、17 世紀には「一般商品勘定」、そして 19 世紀になると商品勘定が三分割されたという歴史的変遷を辿っている。これは、損益計算において口別損益計算から期間損益計算へという大きな変化も伴っている。口別損益計算では、商品の購入から販売までを計算期間として個々の商品ごとに口別商品勘定を設けて処理する。一方で、期間損益計算では、決算という人為的に計算期間を区切って新たに商品の棚卸という概念が入り、商品売買取引の処理として商

⁶ 商品勘定再分割の論拠として、混合勘定性の排除のほかに、職能別組織の採用による業務（仕入・販売）の分割、それに伴う帳簿（仕入帳、売上帳）の分割という側面の影響も指摘されている（原 1997b, 152）。

⁷ 三つのそれぞれ独立した勘定を用いて商品売買損益を計算するための処理方法がいわゆる三分法である。これについては後述する。

品の購入，販売，在庫を分けて記録するという現在の処理方法が出現した。

第 2 節 各種処理方法⁸

第 1 項 分記法

分記法とは，商品勘定（資産勘定）と商品売買益（収益勘定）という 2 つの勘定科目を用いて処理する商品売買取引の処理方法である。商品購入時には，その取得価額を商品勘定の借方に記録し，商品販売時には，販売品の取得価額を商品勘定の貸方に記録するとともに，販売価額と取得価額との差額を商品販売益勘定の貸方または商品販売損勘定の借方に記録する（横山 2002，119）。具体的な仕訳例を取引例とともに以下に示す。なお，取引例は以降の仕訳方法にも共通に用いる。

<取引例>

- 期首商品棚卸高（@ ¥100，10 個）
- @ ¥100 の商品 30 個を掛けにて購入した。
- 上記の商品のうち，20 個を @ ¥200 にて掛けにて販売した。
- 期末商品棚卸高（@ ¥100，20 個）

<分記法の仕訳例>

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品	3,000	買 掛 金	3,000

⁸ ここで取り上げる 5 つの方法以外にも商品売買取引の処理方法が存在する。具体的には，2 分法（商品勘定の 2 分割），5 分法，7 分法，英国式商品勘定分割法（売買勘定を用いる方法），商品販売益勘定に売上原価と純売上高を集合させる方法，売上原価勘定に期首商品棚卸高，期末商品棚卸高，純仕入高を集合させ，売上原価を計算し売上勘定または損益勘定に振り替える方法等である（柴田 1996，187；192）。

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売掛金	4,000	商品	2,000
		商品販売益	2,000

決算時：

決算整理仕訳は不要

分記法の特長は、商品の購入時と販売時に商品勘定への記入を原価にて行うために、商品勘定の残高は常に手許有高を示すことになる。図表 2-1 は、仕訳例に従い商品勘定への転記結果を示したものである。分記法における商品勘定は、常に原価にて行われるため、取引例においても、借方には前期末の商品棚卸高である期首商品棚卸高 ¥1,000、商品購入額 ¥3,000 (@ ¥100 × 30 個) が記録され、貸方には商品出荷額である売上原価 ¥2,000 が記録され、その貸借差額 ¥2,000 は商品の在庫、すなわち期末商品棚卸高をあらわしている。

図表 2-1 分記法における商品勘定

商 品			
前期繰越	1,000	売掛金	2,000
買掛金	3,000		

したがって、商品勘定の残高が常に手許有高を示すことから商品勘定の記録を在庫管理に役立てることができる（大藪 2020；原 1997b）。また、商品販売時には、売上高と売上原価との差額である商品売買損益が記録されるという点でも、個別取引の損益が明らかにされるので販売管理にも役立てることができる（原 1997b）。簿記教育の側面では、分記法は商品売買取引の記録を原価で行うために、「商品勘定が純粹の資産勘定となり、学習者に理解させやすい」（柴田 2000，88）との指摘がある。そのため、わが国の多くの簿記テキスト

において分記法が導入段階で説明されていることが多い⁹。

一方で、分記法の欠点としては、大藪（2020）や柴田（2000）によれば、分記法は販売のつど売上原価を把握しなければならないため、実務上、商品販売のつど商品販売金額と売上原価を把握したうえで商品販売益を算定することが煩雑となり労力を必要とするから経済的でないとの指摘がある。したがって、分記法は、実務上あらゆる企業で採用できるものではなく、取引の回数が少なく、限られた業種や企業において採用可能な方法である。ただし、原（1997b）は、情報技術が発展したような現代においては、分記法は一部の例外を除き採用可能であることを指摘している。

しかし、技術的な進展にもかかわらず、実務上、分記法が採用されているケースは皆無のようである（柴田 2000）。それは、第一に、売上高という経営上重要な金額を勘定上に総額で示すことができないからである（大藪 2020, 83）。分記法は、商品販売取引の事実を売上原価と商品販売益とに分割して記録するため、商品販売取引を忠実に勘定に反映できない。「損益計算書に「売上高」と「売上原価」を表示することはもとより、商品勘定と売上帳との照合も困難である」（柴田 2000, 88）といった指摘のとおり、最終的な財務諸表作成に直接的に記録を反映できないのである。原（1997b）もまた、分記法の欠点は収益（売上）の発生と費用（売上原価）の発生という二つの取引を相殺する純額法の処理法であるという点を指摘している。

第2項 総記法

総記法は、商品勘定（資産勘定）のみを用いて処理する商品売買取引の処理方法である。商品購入時には取得価額を商品勘定の借方に記録し、商品販売時にはその払出原価が分からないため、とりあえず売上高（売価）を商品勘定の貸方に記録しておき、月末または期末に商品の実地棚卸価額（原価）と商品勘定との差額を、商品勘定の借方に記録するとともに、同額を商品販売益勘定の貸方に記録する（横山 2002, 119）。具体的な仕訳例を以下に示す。

⁹ なお、この点については第3章で実際の簿記テキストにおいて分記法がそのとおりに扱われているのかを調査している。

〈総記法の仕訳例〉

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品	3,000	買 掛 金	3,000

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売 掛 金	4,000	商 品	4,000

決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品	2,000	商 品 販 売 益	2,000

図表 2-2 は、仕訳例に従い商品勘定への転記例を示したものである。総記法における商品勘定は、商品の購入時は原価で借方記入され、販売時は売価で貸方記入される。取引例においても、借方には期首商品棚卸高 ¥1,000、商品購入額 ¥3,000 が原価で記録され、貸方には商品販売時に売価 ¥4,000 が記録されている。したがって、決算時には貸方に売価で記録されていた金額のうち、売上原価 ¥2,000 を商品販売益勘定へ振り替える処理が行われている。

図表 2-2 総記法における商品勘定

商 品			
前 期 繰 越	1,000	売 掛 金	4,000
買 掛 金	3,000		
商 品 販 売 益	2,000		

わが国の多くの簿記テキストではまず分記法を説明する。そして、分記法には、先にも指摘したとおり売価を原価と販売益とに分けて記入するのに手間が掛かるという欠点があるため、販売頻度の少ない業種の記帳にしか適用できないと説明される。そのうえで、その欠点を補うために販売のつどではなく決算

時にまとめて売価を原価と販売益とに分けて記録する方法として総記法が取り上げられる（大藪 1995, 10）。

一方で、総記法の欠点として、商品勘定の貸借に売価と原価が混在（商品勘定の混合勘定性と呼ばれている）するという指摘がある（大藪 2020, 82）。具体的には、例えば、購入商品の返品・値引等があった場合には商品勘定の貸方に記入し、販売商品の返品・値引等があった場合には商品勘定の借方に記入するからである。この場合、経営上、重要な数値である売上高および仕入高が勘定記録から即座に把握できなくなる。

第3項 小売棚卸法

小売棚卸法は、定価販売を前提とし、商品購入時には、その取得原価を売価に換算して商品勘定の借方に記入し、販売益（未実現利益）を計上する。販売時には、総記法と同様に、商品勘定の貸方に売価を用いて処理する商品売買取引の記帳方法である（大藪 1968, 59 ; 1982, 90）。そのため、分記法での処理の際に、商品勘定の貸借差額が手許商品有高を仕入原価で示すのに対して、小売棚卸法による商品勘定の貸借差額は売価による手許残高を示すことになる（大藪 1968, 60）。なお、小売棚卸法を用いて処理する際は、商品が定価販売されることが最大の前提とされる（大藪 1995, 11）。そうでなければ、販売益の修正に手数を要するからである。

また、商品勘定の貸借ともに売価で記入する小売棚卸法は、総記法の商品勘定の貸方が資産（の減少）と収益との混合勘定となることで、貸借差額が意味のない数値となり決算整理が必要となることを防ぐために考えられた（泉 2003b, 176）。小売棚卸法では商品勘定の増減記入はいずれも売価で行われるため、その貸借差額は手元商品有高を売価によって示すことになり、売価とはいえ手許商品の管理が可能となる（大藪 1982, 90）。

なお、販売益は、商品の購入時点では未実現で、販売取引によって実現するため、期末までに購入商品の全部が売却済みとなれば、期間計算的には実現利益の計算が可能である（大藪 1982, 90）。しかし、通常は期末に残高が生じるため、期末商品に見込まれている販売益を未実現利益として控除する必要がある（大藪 1982, 90）。具体的な仕訳例を以下に示す。

〈小売棚卸法の仕訳例〉

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品	6,000	買 掛 金	3,000
		商 品 販 売 益	3,000

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売 掛 金	4,000	商 品	4,000

決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品 販 売 益	2,000	繰 延 商 品 販 売 益	2,000

図表 2-3 は、仕訳例に従い商品勘定への転記例を示したものである。商品購入時には借方に商品購入額の売価¥6,000 が記録され、商品販売時には貸方に売価¥4,000 が記録されている。決算時には購入時には貸方に記録されていた商品販売益¥3,000のうち未実現利益¥2,000を繰延商品販売益勘定へ振り替える処理が行われている。

図表 2-3 小売棚卸法における商品勘定

商 品			
前 期 繰 越	2,000	売 掛 金	4,000
買 掛 金	6,000		
商 品 販 売 益	2,000		

また、小売棚卸法は最初から仕入れた商品を売価で借方記入するという点で、大変特異な方法であり売価還元法とは違う¹⁰（中村・大藪 1987, 46）とい

¹⁰ 「税法でいう棚卸資産の原価評価法の一つとしての売価還元法は、商品の売価に平均利益率を適用して棚卸商品の原価を計算する方法である。すな

う指摘がある。

第4項 三分法

三分法は、総記法の商品勘定を仕入勘定（費用勘定）、売上勘定（収益勘定）、繰越商品勘定（資産勘定）という3つの勘定科目を用いて処理する商品売買取引の処理方法である。商品購入時には、その取得価額を仕入勘定の借方に記録し、商品販売時には、販売価額を売上勘定の貸方に記入する。そして、決算時には、前期繰越高を仕入勘定の借方に振り替えるとともに、期末商品棚卸高を仕入勘定から繰越商品勘定の借方に振り替える。その結果、仕入勘定の貸借差額として売上原価を算出する（大藪1997, 144；大藪2020, 78）。具体的な仕訳例を以下に示す。

〈三分法の仕訳例〉

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕 入	3,000	買 掛 金	3,000

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売 掛 金	4,000	売 上	4,000

決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕 入	1,000	繰 越 商 品	1,000
繰 越 商 品	2,000	仕 入	2,000

わち、売価を原価に還元する方法で、原価を売価に換算する方法ではない。この点から見ても、小売棚卸法とは全く異なる。企業会計原則（同意見書）が小売棚卸法をもって売価還元法と混同していることは、いちじるしい誤りである。簿記・会計書のうちには、企業会計原則を鵜呑みにして両者を混同しているものが多いのにはまことに遺憾である。」（沼田1989, 231）という指摘がある。

図表 2-4 は、仕訳例に従い仕入勘定と繰越商品勘定への転記例を示したものである。仕入勘定では、当期商品仕入高 ¥3,000 と期首商品棚卸高 ¥1,000 が借方に、期末商品棚卸高 ¥2,000 が貸方に記録され、貸借差額は売上原価 ¥2,000 となる。繰越商品勘定では、期首商品棚卸高である前期繰越高 ¥1,000 を仕入勘定の借方に振り替えるとともに、期末商品棚卸高 ¥2,000 を仕入勘定から繰越商品勘定の借方に振り替えているので、貸借差額は期末商品棚卸高となっている。

図表 2-4 三分法における仕入勘定と繰越商品勘定

		仕 入	
買 掛 金	3,000	繰 越 商 品	2,000
繰 越 商 品	1,000		
		繰 越 商 品	
前 期 繰 越	1,000	仕 入	1,000
仕 入	2,000		

三分法の特長として、総記法による商品勘定の記入内容は複雑となるため、商品売買取引における経営上必要な数値（純仕入高、純売上高、売上原価など）を、取引の種類ごとに勘定記入ができるように商品勘定を分割し、各勘定の記入上の純粋性を確保する点が挙げられている（大藪 1997, 146）。各勘定の純粋性の確保とは、総記法における商品勘定が資産と利益の混合勘定となってしまうことを解消できることを意味する¹¹。

三分法による処理では、決算整理による売上原価の算出に関連して、繰越商

¹¹ 「時として商品勘定分割の理由として、商品勘定の混合勘定性を排除することにあると説明されることがある。すなわち、商品勘定は資産と損益とを合併記入する混合勘定であるから、これを繰越商品という資産勘定と、仕入、売上という損益勘定とに分けて、商品勘定の混合勘定性を排除することができるというわけである。しかしこれはまったくの誤りで、商品勘定を分割してみても、商品に関するすべての勘定は決算整理前には単純勘定とはなっていない」（大藪 1968, 61）という指摘がある。

品勘定と仕入勘定との間の振替処理による売上原価の算定が、初学者にとって理解しづらい（安平 1988, 33）といった指摘がある。なお、三分法における問題点については、詳細を第5章において検討する。

また、商品勘定を仕入勘定、売上勘定、繰越商品勘定の3勘定に分割する三分法のほかに、商品勘定をいくつに分割するかにより二分法（仕入、売上）、五分法（仕入、仕入戻し品、売上、売上戻り品、繰越勘定）、七分法（仕入、仕入値引、仕入戻し品、売上、売上値引、売上戻り品、繰越勘定）といった処理方法も存在する（図表2-5参照）。

図表2-5 各分割法において使用される勘定

	商 品						
二分法	仕 入				売 上		
三分法	繰越商品	仕 入			売 上		
五分法	繰越商品	仕 入	仕入戻し品	売 上	売上戻り品		
七分法	繰越商品	仕入	仕入値引	仕入戻し品	売上	売上値引	売上戻り品

出所：新井（1986, 134），一部加筆・修正。

第5項 売上原価対立法

売上原価対立法は、商品勘定（資産勘定）、売上勘定（収益勘定）、売上原価勘定（費用勘定）という3つの勘定科目を用いて処理する商品売買取引の記帳方法である。商品購入時には、その取得価額を商品勘定の借方に記録し、商品販売時には、販売品の売価で売上勘定の貸方に記録するとともに、その取得原価を商品勘定から売上原価勘定の借方に振り替える。この結果、帳簿棚卸高と実地棚卸高とが一致している限り、決算整理仕訳は不要である。（大藪 1997, 152）。具体的な仕訳例を以下に示す。

図表2-6は、仕訳例に従い商品勘定への転記例を示したものである。借方には期首商品棚卸高¥1,000、商品購入額¥3,000が原価で記録され、貸方には商品販売時に売上原価¥2,000が記録されている。

〈売上原価対立法の仕訳例〉

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
商 品	3,000	買 掛 金	3,000

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売 掛 金	4,000	売 上	4,000
売 上 原 価	2,000	商 品	2,000

決算時：

決算整理仕訳は不要

図表 2-6 売上原価対立法における商品勘定

商 品			
前 期 繰 越	1,000	売 上 原 価	2,000
買 掛 金	3,000		

売上原価対立法の特長として、「資産の取得と費用の発生を勘定の上で明確に区別するとともに、最も重要な収益・費用項目たる売上高・売上原価を勘定に明示させること」（安平 1988, 35）が挙げられている。また、商品勘定の借方残高は常に帳簿上の手許有高（帳簿棚卸高）を示すので、これを実際の有高（実地棚卸高）と照合することにより、在庫の管理に役立てることができる（大藪 2020, 78）という。

一方、欠点としては、販売のつど売上原価を把握できることが前提であるため、すべての取扱商品について売上原価を決定するために、商品有高帳を設ける必要がある。商品の種類が多かったり、販売取引の回数が多い企業では、商品を販売するそのつど、商品有高帳で商品の受け払いを記録して、販売した商品の払出原価を把握することは煩雑となる。したがって、商品別の商品有高帳を設けることができない場合には採用が困難であり、販売時点で売上原価を把

握できない場合もある¹²（大藪 2020, 77-78）という指摘もある。なお，売上原価対立法については，第 6 章においてより詳細に考察を行う。

本章では，商品勘定がどのような歴史的変遷を辿ったかについて考察を行うとともに，商品売買取引の代表的な 5 つの処理方法について取り上げ，それぞれの長所・短所について考察を行った。これらをふまえて，第 3 章では，わが国の簿記教育においてこれらの処理方法がどのように取り扱われているかについて考察を行う。

¹² 安平（2009, 97）によれば，売上原価が販売のつど確定できない場合であっても，販売が行われた時には売上勘定の記入にとどめ，売上原価勘定への振り替えは商品の期末棚卸に基づいて決算時に一括して行うとされる。

第3章 わが国における商品売買取引の処理方法の取り扱い —簿記テキストの調査を中心に—

第1節 簿記テキストにおける商品売買取引の処理方法

第1項 先行研究

わが国の学習簿記で使用される多くの簿記テキストでは、商品売買取引の処理において、単一商品勘定での処理、次に分割商品勘定での処理の順に説明されることが多い。具体的には、単一商品勘定による処理方法である分記法と総記法（総記法は省略される場合もある）、その後、分割商品勘定による処理方法である三分法の順に説明されていることが多いとされる（飯野 1966；大藪 1968；秋葉 1985a；原 1997b；千葉 2008；餅川 2011；島本 2015）。また、多くの簿記テキストでは三分法が最も一般的な処理方法であると説明される（安平 1988, 24；秋葉 1985a, 64）。最初に、分記法について説明し、分記法の欠点とされる販売する商品の数が多い場合には、売上高と売上原価に分けることが困難である点を補うための処理方法として総記法を説明している。さらに総記法の欠点として、商品勘定がいわゆる混合勘定となる点を指摘し、商品勘定を分割する代表的な処理方法として三分法の説明を行っている。先行研究の中には、例えば、諸外国ではすでに取り上げられていない分記法がわが国の多くの簿記テキストで取り上げられている背景には、明治時代に多数の翻訳書や祖述本が出版された簿記書の影響があるという指摘がある（原 1997b, 150）。これらの先行研究の内容を踏まえて、わが国の簿記テキストにおいて、商品売買取引の各種処理方法がどのように取り扱われているかについて調査とその結果の考察を行う。

第2項 調査の概要

わが国で出版されている学習用の簿記テキストを中心に、そこでどのような商品売買取引の処理方法が取り扱われているのか調査を行う。調査では、時代区分ごとにどのような処理方法が取り上げられているのか、複数の処理方法が取り上げられている場合にはどのような順序で取り上げられているかについて

調査を行う。ここに調査に用いた時代区分は、明治初期から昭和初期、昭和中期から平成および令和以降の三つである。明治初期から昭和初期の時代区分の調査では、先行研究における各簿記テキストの商品売買取引の記載内容を取り上げるとともに今回の調査において最も出版年の古い上野道輔（1942）『新稿簿記原理』有斐閣について商品売買に関する記載内容について考察を行う。昭和中期から平成の時代区分の調査では、わが国の代表的な簿記テキストである著名な 15 冊の簿記テキストについて取り上げ、具体的な処理方法、説明の順序、処理方法の名称等について調査する。令和以降の時代区分の調査では、高校の教科書や簿記検定試験向けの簿記テキストを中心に調査する。

第 3 項 明治初期から昭和初期までの簿記テキスト

① 先行研究（石垣 1984；1985）のまとめ

石垣（1984；1985）では、明治初期から昭和 10 年代までを中心に商業簿記テキスト約 150 冊の文献についてその特徴が整理されている。石垣（1984）によれば、商品売買に関する記載のある最も歴史のあるテキストは、1898（明治 34）年 10 月に出版された福田正敏『簡易商業簿記テキスト』であり、高等小学校、乙種商業高等学校商業補習学校用として出版された（石垣 1984，135）。内容については、資産勘定として土地、家屋、什器、手形、債権、株券等が見られ、商品については単一商品勘定であり、損益勘定、資産負債勘定、棚卸表、試算表の記載があり、決算整理仕訳はまだ行われていない（石垣 1984，135）。次に、1923（大正 12）年 1 月の吉田良三『商業簿記テキスト』上・下巻では、商品売買益の計算は、商品勘定の三分割に基づいており、「純売上高一（純仕入高＋期首商品棚卸高－期末商品棚卸高）＝売買益」という計算式が示されている（石垣 1985，102）。精算表については整理記入欄がはじめて二桁で示され、整理事項のうち、商品売買取引に関連するものとしては期末商品棚卸高が設けられており、精算表の注記には商品棚卸は勘定を作って入れてよいという記載がある（石垣 1985，103）。精算表の記入事項を見る限り、簿記用語は古いが、ほぼ今日の原型といっても差しつかえないと考えられる（石垣 1985，103）。さらに、1938（昭和 13）年 2 月の江上繁一『標準商業簿記』においては、商品三分法では米国法（純額法）として商品棚卸勘定、仕

入勘定，売上勘定，英国法として米国法の三勘定に加えて売買勘定の紹介があり，精算表の棚卸高はまだ1桁である（石垣 1985，108）。1938（昭和 13）年の木村和三郎『大日本商業簿記』では，単式簿記は下巻に置き，力を注いだ内容に商品勘定があるとされ，商品勘定は，はじめに混合勘定で説明し，商品勘定の分割は下巻で取扱っており，商品売買利益の等式は今日と同じである（石垣 1985，108）。商品勘定は三分法，五分法の説明，売上原価の振替について英米法，英国法の算定法を行っている（石垣 1985，108）。

以上のことから，明治時代においては，商品勘定は分割されず単一商品勘定の処理であり，その後，大正時代から昭和初期においては，すでに三分法を中心とした商品勘定分割の処理方法が中心であったといえる。

② 上野道輔（1942）『新稿簿記原理』

上野（1942）¹³は，本研究での簿記テキストの調査を行った際，手に取った簿記テキストの中で実際の出版年が最も古いものであり，商品売買取引に関する記述があるためここに取り上げる。

商品売買取引に関連した箇所は，「第 11 章 複式簿記の欠点—混合勘定—」の「第 3 節 混合勘定」において，混合勘定の顕著なるものとして商品勘定（正確には混合商品勘定）を例示した後，「第 6 節 商品勘定の分割」において，商品勘定を複数の勘定に分割することによりその欠点の解決が図られるとされる。

「第 3 節 混合勘定」では，商品勘定の残高は決して商品有高を示すものではないと指摘し，商品勘定の借方は仕入れた商品の原価を記録するため，借方合計は純粋な財産の増加を示す一方で，貸方は商品の売上を記録する貸方は，純粋な財産の減少のみを含むものではなく，したがって貸方合計は借方に記入された仕入商品の純粋な減少額を示すものではない（上野 1942，210-211）

¹³ 石垣（1985）によれば，東京帝国大学上野道輔教授の『簿記原理』等の著述は 1919（大正 8）年から 1936（昭和 11）年の間に書かれている（石垣 1985，111）。また，上野（1942）のはしがき（改版序言）によれば，『簿記原理』は，1919（大正 8）年の夏季休暇を利用して過去 2 年間の講義案を基礎として書いたプリントがその原型である（上野 1942，改版序言 1）という。なお，上野道輔著『簿記原理』は 1922（大正 11）年，今回取り上げる同著『新稿簿記原理』は 1931（昭和 6）年に初版が出版されている（石垣 1985，117-118）。

とされる。そして、貸方は主として商品の売上すなわち売上商品の販売価格を記入するので、商品の販売価格なるものは財産的要素と損益的要素（資本的要素）より成る¹⁴とし、商品勘定の残高は、借方合計たる仕入商品の原価の合計と貸方合計たる売上商品の販売価格との差額を示すにすぎないという（上野 1942, 211）。この点は、いわゆる総記法における商品勘定（混合商品勘定）の混合勘定性を指摘している。

続いて、「第6節 商品勘定の分割」では、混合商品勘定は商品に関するすべての取引を記録するが故に、常に混合勘定として勘定組織中における一大障壁を成すのみならず、経営上必要又は有用なる各種の材料を全く不明にする欠点を有するとし、その欠点を排除するために商品の仕入・売上などをそれぞれの勘定により記録することを示している（上野 1942, 225-226）。すなわち、商品勘定を仕入勘定や売上勘定といった勘定に分割することにより、混合性という欠点は解決されるとしている。なお、混合商品勘定の分割方法としては、3種又は5種の勘定を用いるのが通常とされ、具体的には、（1）商品財産勘定、（2）商品仕入勘定、（3）商品売上勘定、（4）戻し品勘定、（5）戻り品勘定という5つの勘定¹⁵を用いる（上野 1942, 226）。そして、商品勘定を分割した処理方法¹⁶として、三分法での処理が示されている。なお、今日の三分法において通常用いられる繰越商品勘定、仕入勘定、売上勘定は、それぞれ「商品財産勘定」、「商品仕入勘定」、「商品売上勘定」という勘定が用いられている（上野 1942, 226）。

以上みてきたように、今回の簿記テキストの調査において最も古いものである上野（1942）においては、商品売買取引の処理方法の具体的な名称は特に示

¹⁴ 具体的には、（1）資産・商品の減少すなわち売上商品の原価、（2）売上利益又は売上損失から構成されたとする（上野 1942, 211）。

¹⁵ なお、①（4）戻し品勘定は（2）商品仕入勘定の補助的勘定、②（5）戻り品勘定は（3）商品売上勘定の補助的勘定、③（6）仕入運賃勘定を（2）商品仕入勘定の補助的勘定として用いることがある、④（7）売上商品原価勘定なる総合勘定を決算に至って設定するとされる（上野 1942, 226）。

¹⁶ 上野（1942）では、「商品財産勘定」、「商品仕入勘定」、「商品売上勘定」を用いて処理する今日の三分法のほかに、これら3つの勘定科目に加えて決算時に「売上商品原価勘定」、「集合損益勘定」を設定する処理方法、決算時に「販売勘定」を設けて売上総利益を算出し、これを集合損益勘定へ振替える方法が示されている。

されていないが、今日の総記法で用いられる商品勘定の混合勘定性を指摘し、それを解決するために商品勘定を分割する処理方法である三分法が取り扱われていることが確認できた。

第4項 昭和中期から平成までの簿記テキスト

① 調査方法と調査結果の概要

ここでは、わが国の代表的な簿記テキストにおける商品売買取引の処理方法の取り扱いについて調査を行う。なお、対象として選定した簿記テキストは、2005年4月に当時の日本会計研究学会の会員に対して実施された質問票調査「最も影響を受けた簿記のテキスト」として回答¹⁷されたテキストの著者上位11名の代表的な簿記テキスト¹⁸である（中野2007, 60）。会計に関する専門家にとって影響を与えたとされる簿記テキストは、主要なテキストということができる¹⁹。

図表3-1は、調査の対象とした簿記テキスト15冊の著者、調査した代表的な簿記テキスト名、その初版の出版年（西暦、和暦）、出版年は、実際に調査した簿記テキストが出版された年である。調査した簿記テキスト15冊は1930年代から2000年までの間に初版が出版されたものである。図表3-1は、初版の出版年を第1優先に昇順で並べている。主な処理方法については、第2章で取り上げた代表的な5つの処理方法について取り扱いの有無を調査した。なお、処理方法の上段は、数字が入っている箇所はその処理方法の取り扱いがあり、数字は取り扱いの順序を表わしている。下段は、代表的な5つの処理方

¹⁷ 調査対象者の回答時点での職種は、303人の回答者のうち158人（52.1%）が大学（短期大学）教員（財務会計）、61人（20.1%）が大学（短期大学）教員（管理会計）、26人（8.6%）が大学（短期大学）教員（監査）であり、それ以外の学問領域を専攻する大学教員を合わせると255人（84.2%）を占めている（中野2007, 40）。

¹⁸ そのうち、黒澤清、大藪俊哉、安平昭二および武田隆二の4名の簿記テキストについては、先行研究において取り上げられているテキストが複数あったり、調査の過程において商品売買取引における記載内容に異なる点があったため複数を取り上げた。

¹⁹ 大学の会計教育における簿記論の内容と位置づけがその後の会計教育に重大な影響力を有していることになる。したがって、その素材となるテキストが果たす役割も、おのずから重要な意義をもつことになるという指摘がある（久野1985b, 48）。

法について、別の名称が使用されていればその名称を記載している。処理方法における「一」の表記は、処理方法の具体的な名称は使用されていないが、その処理方法が存在することについて言及していることを表わしている。三分法における「複数※」の表記は、三分法以外の複数の商品勘定分割の処理方法の説明があることを表わしている。図表 3-1 の最後の 2 行には、5 つの処理方法における「処理方法の名称あり」および「処理の方法の説明あり」の冊数を示している。

図表 3-1 代表的な簿記テキストにおける商品売買取引の処理方法

著者・書籍	初版	初版	出版年	分記法	総記法	小売棚卸法	三分法	売上原価対立法
吉田良三『商業簿記提要』※初版	1934	昭和 9	1952	① 損益分記法	② —		③ 複数※	
井上達雄『例解簿記会計精義』	1934	昭和 9	1976	① 損益分記法	③ —		④ 複数※	② —
片野一郎『新稿簿記精説』	1937	昭和12	1973	② 二勘定制	① 一勘定制		③ 複数※	
黒沢清『新講商業簿記』	1947	昭和22	1996	① 口別会計法	② 棚卸会計法		③ 複数※	
木村和二郎・小島男佐夫『簿記学入門』	1952	昭和27	1952		① —		② 複数※	
沼田嘉徳『簿記教科書』	1956	昭和31	1989	①	②	④	③ 複数※	
山下勝治『新版近代簿記論』	1962	昭和37	1980		① —		② 複数※	
黒沢清『商業簿記（新訂増補版）』	1974	昭和49	1983	①	② —		③	
大蔵俊哉『簿記の計算と理論』	1978	昭和53	1982	①	②	③	④	
安平昭二『簿記要論』	1978	昭和53	2009	①			③	② 売上高・売上原価表示法
安平昭二『簿記詳論』	1980	昭和55	2000	① 狭義の分記法	③ 狭義の総記法	⑤	④ 三分割法	② 売上高・売上原価表示法
武田隆二『簿記一般教程』	1982	昭和57	2002	①	②		③	
中村忠『新訂現代簿記』	1985	昭和60	2011	①	③		②	
武田隆二『簿記 I』	1996	平成 8	2009	①	②		③ 三分法棚卸計算法	④ 三分法継続記録法
大蔵俊哉『簿記テキスト』	2000	平成12	2022	④	③		②	①
取り扱い冊数	処理方法の名称あり			13	9	3	15	4
	処理の方法の説明あり			13	14	3	15	5

出所：筆者作成。

② 取り扱われている処理方法

最初に、処理方法の取り扱い冊数について、処理方法の名称として取り上げ

られている処理方法は、三分法が 15 冊すべてのテキストにおいて取り扱われおり、次に分記法が 13 冊、総記法が 9 冊、売上原価対立法が 4 冊、小売棚卸法が 3 冊で取り上げられている。なお、総記法については、名称を付した処理方法として取り上げられているテキストが 9 冊、総記法という名称は示されないものの総記法的な処理が説明されているテキストが 5 冊あった。また、売上原価対立法については、名称は示されないものの売上原価対立法的な処理が説明されているテキストが 1 冊あった。

以上みてきたように、取り扱われる処理方法については、三分法がすべてのテキストにおいて取り上げられているという結果であり、先行研究において指摘されているとおり三分法が支配的な処理方法とされているといえる。また、総記法については、取り扱われている 14 冊のうち 9 冊には、名称が示されているが、残り 5 冊についてはいずれも三分法の説明の前に、商品勘定を分割しない処理方法では、商品勘定の残高が意味をもたないという混合勘定性を説明するために記載があった。なお、先行研究で指摘されているとおり、諸外国で取り扱われていない分記法は 15 冊中 13 冊で取り扱われている。また、売上原価対立法については 15 冊中 5 冊（うち 1 冊は処理方法の説明のみ）という結果であった。

③ 説明の順番

次に、処理方法の取り扱い順序については、分記法→総記法→三分法の順に説明されているテキストが最も多く、小売棚卸法や売上原価対立法が前後に説明されているものも含めると、15 冊中 9 冊である。そのうち分記法が説明されていない 2 冊についてはいずれも総記法→三分法の順で説明されている。したがって、多くのテキストが先行研究において指摘されている順序どおりに取り扱われているといえる。なお、それ以外の順序で説明されているテキストのうち、特徴的なものについて以下に述べる。最初に、中村（2011）『現代簿記』であるが、分記法→三分法→総記法の順序で説明されている。この点に関して、中村（2005）によれば²⁰、分記法から三分法へいきなり変えるのは学習者に

²⁰ 中村（2005）は、『簿記の考え方・学び方』という書籍であり、第 1 部「簿記学習の要点」および第 2 部「簿記の考え方」という 2 部から構成されている。この書籍に関して論じている茂木（1996b）によれば、上記で

混乱を与えるため、その中間に商品勘定を混合勘定として記帳する総記法を説明するほうがよいという意見もあるが、著者の経験からかえって学習者を混乱させてしまうことになり総記法には全く触れないほうがよいと主張する（中村 2005, 4）。具体的に中村（2005）では、商品について「最初は商品勘定を純然たる資産として説明する。したがって分記法で処理する。しかし販売のつど商品勘定の貸方に原価で記入することは、取引の回数が多い場合には不可能なので三分法が採られる、と説明する。三分法のもとでは、商品を仕入れた時は仕入勘定の借方に記入する。この勘定は費用の勘定である。仕入れた段階ではまだ費用ではないが、やがて費用になるのであるから費用として扱い、決算に際し期末残高を繰越商品勘定へ振替えることにより純然たる費用の勘定になるのだ」（中村 2005, 43）とする。このような著者の教育上の経験をもとにした理由から中村（2011）『現代簿記』では、他のテキストとは異なり、分記法から三分法へと説明された後、総記法はあくまで「補足」として取り扱われている。

次に、大藪（2022）『簿記テキスト』であるが、売上原価対立法→三分法→総記法→分記法の順序で取り扱われている。大藪（2022）によると、「商品売買取引の記帳は、単一商品勘定の説明から導入し、分割商品勘定の処理に移るのが普通であるが、本書では三分法、売上原価対立法を前提として説明し、分記法、総記法は補足的に説明しているに過ぎない。各種の検定試験、国家試験では、単一商品勘定の出題頻度が低いことなどがその理由である」（大藪 2022, はしがき 5）とされている。このテキストは、調査した 15 冊の中でもっとも新しく 2022 年に出版された簿記テキストであるが、売上原価対立法をどの処理方法よりも最初に取り扱う唯一の簿記テキストである。この点に関して、第 3 節において考察する簿記検定試験の出題内容を反映した流れになって

引用した第 1 部は NHK 学園の通信教育「簿記」講座の受講者を対象に書かれており、受講生（教えられる側）とともに著者である教授側の二面から考えるべき問題を含む 46 講が収録されている（茂木 1996b, 237）。商品売買取引の処理方法の説明の順序についても、上述したとおり、学習者にとってどの処理方法をどのような順序で取り扱えば学習者が理解しやすいかという点などについて言及されている。また、中村（2005, 二訂版まえがき）によれば、簿記の初心者向きの書物であり、簿記学習のポイントを会得してもらおうとして書かれた書籍である。

おり、結果として実務に即した簿記テキストであるということが出来る。なお、調査した同じ著者の大藪（1982）『簿記の計算と理論』は、初版が1978年、調査した簿記テキストは1982年に出版されているが、こちらは他のテキストと同様に分記法→総記法→小売棚卸法→三分法の順序で説明されている。加えて、大藪（1982）『簿記の計算と理論』に特徴的なこととして、小売棚卸法の取扱いがあげられる。大藪（1968；1995）によれば、総記法による商品勘定の混合勘定性を排除するために考案されたのが小売棚卸法であるという主張から自身の簿記テキストにおいてもそのような順序で説明されていると考えられる。具体的には、「分記法による商品勘定の貸方差額が手許有高を仕入原価で示すのに対して、小売棚卸法による商品勘定の借方差額は売価による手許商品の有高を示すことになる」（大藪1968，59-60）として、小売棚卸法が「商品勘定の混合勘定性を排除²¹し、もって商品管理をも可能にすることを目的として考案された方法と考えるべきである」（大藪1968，60）と述べている。このような考え方のもと、小売棚卸法が取り扱われている3冊のうち、他の2冊が三分法をはじめとする各種分割勘定での処理方法を説明した後に小売棚卸法が説明されているのに対して、大藪（1982）『簿記の計算と理論』では、分記法→総記法→小売棚卸法→三分法という特徴的な順序で処理方法が説明されている。

続いて、安平（2009）『簿記要論²²』、安平（2000）『簿記詳論』の2冊について、前者は、簿記の初級・中級用のテキストとして書かれた簿記入門書（安平2009，はしがき）であるのに対して、後者は、前者の続編にあたりその上位の簿記テキストと位置付けられている。前者は、分記法→売上原価対立法→三分法の順に3つの処理方法を取り扱い、後者は、分記法→売上原価対立法→総記法→三分法→小売棚卸法の順に5つの処理方法が取り扱われている。

²¹ 大藪（1968）では、総記法による商品勘定の混合勘定性という欠点を排除する手段として①商品有高帳の採用、②小売棚卸法の実施の2点があげられている（大藪1968，59）。

²² 基本的なねらいは、簿記を全く知らない人に簿記の理論と実務への手ほどきをし、日商検定2級をやや上まわる程度の知識と技能を習得することであるとされ、上級（例えば日商検定1級およびそれ以上）に属する事項については『簿記詳論』で取り扱われるべきであるとされる（安平2009，はしがき）。

総記法、小売棚卸法の取り扱いの有無に関しては、初級者向け、上級者向けの違いによるものと考えられる。なお、これら2冊に共通する特徴的なことは、分記法の次に売上原価対立法が説明されている点である。この点に関して、2003年に書かれた安平（2009）の五訂版への序文において以下の記載がある。「前回の四訂版（筆者注：1997年出版）では、「商品売買取引の処理」の部分进行全面的に書き直した。「分記法」「総記法」「三分法」の順に、しかも、「三分法」に重点を置いて説明する方式に、簿記の初歩教育という点から見て、いくつかの疑問²³がもたれるからである。そこで、いわゆる「売上高・売上原価表示法」（売上原価対立法とも呼ばれる方法）を導入して説明し、初歩教育上の不要な混乱を避けようとしたのである」（安平 2009「五訂版への序文」）。すなわち、これら2冊の著者である安平は、支配的とされる三分法には複数の問題点があるために、売上原価対立法の説明を採り入れることで商品売買取引の初学者の理解を容易にしたいという意図があると考えられる。

以上みてきたように、処理方法については、著者独自の考えにより異なるテキストもあるが、おおむね先行研究で指摘されているように、分記法→総記法→三分法という順序で説明されていることが明らかとなった。

④ 処理方法の名称

次に、処理方法の名称について、考察を行う。まず、分記法は「損益分記法」「二勘定性」、「口別会計法」、「狭義の分記法」、総記法は「一勘定制」、「棚卸会計法」、「狭義の総記法」、三分法は「三分割法」、「三分法継続記録法」、売上原価対立法は「売上高・売上原価表示法」、「三分法棚卸計算法」という名称が用いられており、小売棚卸法は別の呼称の記載があるテキストはなかった。分記法を「損益分記法」と記載しているテキストは2冊あった。吉田（1952）『商業簿記提要』では、「商品を仕入れたときには仕入原価で商品勘定の借方

²³ 安平（1988）では、教育上の問題として①決算整理による売上原価の算出に関連して繰越商品勘定と仕入勘定との間の振替関係が初学者には容易に理解できない点、②分記法による説明をした後、三分法を教えるのが通常であるがその結果、同じ取引（商品の仕入れ）に異なった意味が与えられ、さらに仕入勘定が費用勘定とされると初学者が戸惑う点、③後に学習する工業簿記では三分法とは異なった処理法（すなわち、売上原価対立法的な処理法）が教えられるがそのことがまた、簿記学習者に無用の混乱を与えかねない点の3点をあげている（安平 1988, 34）。

に記入し、これを売却したときには原価で貸方に記入して、原価と売価との差額を、別に商品売買損益勘定を設けて処理する」(吉田 1952, 125) ため、損益分記法とされる。次に「二勘定制」であるが、それに対応して総記法は「一勘定制」とされている(片野 1973, 138)。片野(1973)では、売上総利益の計算において、総記法を商品勘定のみで処理する方法、分記法を商品勘定・商品売買損益勘定の二勘定で処理する方法のためとされる(片野 1973, 138)。すなわち、総記法は商品勘定という1つの勘定で処理するため「一勘定制」、分記法は商品勘定・商品売買損益勘定の2つの勘定で処理するため「二勘定制」とされる。

続いて、黒澤(1996)では、分記法は「口別会計法」とされ、それに対応して総記法は「棚卸会計法」とされている(黒澤 1996, 60-61)。分記法は「商品勘定が商品の数量計算の役目をするとともに売上口別に損益計算をすることとなる。これを口別会計法と名づける」(黒澤 1996, 60) とされる。一方総記法は、「口別会計法は往時の商業経営のように、手持品をほとんど常備せず、取引事業も単純であった場合には適当な方法であるが、現代の商業経営のように種々な商品種類から成る手持商品を常備し、かつ頻繁に取引の行われる場合には売上のたびごとに原価と売価を比較することは、実行することが困難である。それゆえ今日では一般に棚卸会計法が行われる」(黒澤 1996, 61) とされる。すなわち、分記法は売上ごとに損益計算が可能であるため口別会計法、総記法は売上ごとには損益計算を行うことができず期末における棚卸計算法を用いて行うため棚卸会計法とされる。つぎに安平(2000)では「狭義の分記法」としているのに対して総記法は「狭義の総記法」とされている(安平 2000, 4)。これは、著者が処理方法を売上原価を売上のたび認識できるかどうかという独自の視点で分類することに関連しており、売上原価を売上のたびに認識できる処理方法を広義の分記法(具体的には分記法と売上原価対立法)、そうではない処理方法を広義の総記法(具体的には総記法と三分法)に分ける(安平 1988, 25) ためである。続いて、三分法を「三分割法」とするのは、「商品勘定は繰越商品勘定・仕入勘定・売上勘定の三つの勘定に分割」(安平 2000, 15) されるためである。つまり、三分法という名称は商品勘定を三分割することに由来しているが、簿記学者の中には、安平(2000)と同様に三

分法という名称が妥当ではなく、本来は三分割法と呼称すべきであると主張する論者（秋葉 1977）も存在する²⁴。次に、武田（2009）では、三分法を「三分法棚卸計算法」、それに対応して売上原価対立法を「三分法継続記録法」とする（武田 2009, 209）。これは、武田（2009）による処理方法の独自の分類²⁵によるものであり、三分法は、売上勘定、仕入勘定、繰越商品勘定という分割商品勘定制（三分法）を採用し、期末に一括して売上原価を算定する仕組みである棚卸計算法を前提とするため「三分法棚卸計算法」、売上原価対立法は、売上勘定、売上原価勘定、商品勘定という分割商品勘定制（三分法）を採用し、販売のつど、売上原価を商品勘定から振り替える手続きを行う継続記録法を前提とするため、「三分法継続記録法」とされる（武田 2009, 209-210）。続いて、安平（2000；2009）において、売上原価対立法を「売上高・売上原価表示法」とするのは、「販売のつど売上高と売上原価を勘定に明示する」（安平 1988, 26）ためであるとされる。以上みてきたように、著者の考え方により独自の名称が付けられている処理方法もある。

⑤ その他の特徴的な点

その他に 15 冊の代表的な簿記テキストを調査する中で、特徴的であった商品勘定の分割について述べる。茂木（1990）によれば、論者自身の簿記学習の経験から、昭和前期においては一般商品勘定の説明がまずなされるのが一般的であったが、その後一般商品勘定がほぼ説明されなくなり、分記法と三分法のみになった²⁶（茂木 1990, 16）という指摘がある。図表 3-1 は、初版の出版年を第一優先に昇順に並べているが、初版出版年の古い 7 冊（1934 年から 1962 年まで）すべてにおいて、商品勘定を分割する処理方法が複数取り上げられていた。すなわち、商品勘定の分割の説明があり、ゆえに三分法のみではなく複数の分割法（二分法、五分法、七分法など）が取り上げられていた。その中で、沼田（1989）では、商品勘定の分割は、理論的には三分割法ではなく、仕入勘定と売上勘定に分割されたのであって、繰越商品勘定は決算整理

²⁴ なお、三分法の名称に関する問題点については第 5 章において考察する。

²⁵ 処理方法の分類に関しては第 4 章で考察する。

²⁶ 茂木（1990）によれば、分記法から三分法へという流れが一般的であるが、自身の教授法としては、商品名商品勘定→一般商品勘定→三分法へという歴史的な展開の道程を説明するとしている（茂木 1990, 16-18）。

勘定にすぎない（沼田 1989, 117）という指摘がある。考察を行う中で筆者の主観であるが、茂木（1990）の指摘のとおり、最初に三分法による処理が突然説明されるより、やはり商品勘定がなぜ分割されたかという歴史的経緯から説明されるほうが、初学者にとっては、興味深く、理解しやすくなるのではないだろうか。加えて、沼田（1989）の指摘のように本来は商品勘定が仕入勘定と売上勘定に分割されたのであるから、二分法を説明した後に三分法をはじめとしたその他の分割法の説明に入るほうが理解しやすいと考えられる。

さらに、処理方法の独自の名称については、井上（1976）は総記法を商品勘定のみで処理する「一勘定制」、分記法を商品勘定・商品売買損益勘定の2勘定で処理する「二勘定制」、さらには繰越商品勘定・仕入勘定・売上勘定の三勘定で処理する方法を「三勘定制」としている（井上 1976, 138）。これは、売上総利益の計算方法をもとにした処理方法の分類であり、商品勘定は分割されていない。一方、調査した 15 冊すべての簿記テキストでは三分法をはじめとする商品勘定を分割した処理方法が取り扱われている点を鑑みても、名称の由来が、いくつの勘定を使用する処理方法なのか、それとも商品勘定をいくつに分割した処理方法なのかに注意が必要である。なお、沼田（1989）は、三分法を「商品勘定の三勘定制または三分割法」と呼称する（沼田 1989, 117）。すなわち、井上（1976）の分類のように売上総利益の計算の視点なのか、商品勘定分割の視点による分類なのかに注意する必要があると考えられる。この点に関して、大藪（1995）は、三分割法と3勘定制とは区別して呼称し、異なった意味をもたせるべきである²⁷と主張し、わが国では、三分割法（三分法）と3勘定制という呼称は、相互代替的に使われてきたと指摘する（大藪 1995, 12）。

以上、出版されている簿記テキストをすべて調査できたわけではないが、わ

²⁷ 大藪（1995）では、当座預金に関する1勘定制と2勘定制の記帳法が説明されることを例に、2勘定制は当座預金勘定を分割したものではないとして、これを商品の記帳に準用すれば、分記法と小売棚卸法は、商品勘定と商品販売益の2つの勘定で記帳するため、2勘定制と呼称することができるが商品勘定は分割されておらず、2分割法、3分割法は、同時に2勘定制、3勘定制とも呼称できるとする（大藪 1995, 12）。そうすることで、「2勘定制から3勘定制へ」というプロセスで「分記法の記帳から3分割法（＝3勘定制）の記帳」へ移行できるとする（大藪 1995, 12）。

が国の主要なテキストにおける商品売買取引の処理方法の傾向を観察できた。

第5項 令和以降の簿記テキスト

わが国で出版されている簿記に関するテキストのうち、専修大学神田キャンパス 10号館 knowledgebase（図書館）に所蔵されているものを対象にして、どのような処理方法がどのような順序で取り上げられているかを調査した。knowledgebaseには主に学部生向けすなわち今の簿記学習者が利用する書籍を中心に所蔵されており、大学内の他の図書館と比較して、学部生向けかつ新しい書籍が豊富なため調査対象とした。具体的には、図書館所蔵検索データベースにおいて検索キーワード「簿記」で検索を行った。検索の結果、該当したテキストは62冊であった（2023年9月15日時点）。そのうち、実際に調べたところ、商品売買取引の処理方法に関する記載があるテキストは42冊であり、この42冊を調査対象とした。なお、42冊には、高校検定済テキストが9冊、日本商工会議所簿記検定（以下、日商簿記検定）向けテキスト（いずれも2級）が3冊含まれている。図表3-2は、調査対象となった簿記テキストについて、取り上げられていた処理方法の数をテキストのカテゴリごとに分類したものである。また、図表3-3は、調査対象のテキスト42冊の書籍名、著者名、出版社名、初版の出版年、調査したテキストの出版年、記載のある処理方法とその取り扱い順序の一覧である。なお、42冊は高校検定済テキスト、日商簿記検定向けテキスト、その他の3つのカテゴリに分け、それぞれのカテゴリの中で、初版の出版年で昇順で並べている。

図表3-2 簿記テキストで取り扱われている商品売買取引の処理方法

処理方法	高校	検定向	その他	合計
分記法	6	2	21	29
総記法	0	0	9	9
小売棚卸法	0	0	0	0
三分法	9	3	29	41
売上原価対立法	0	3	3	6

出所：筆者作成。

図表 3-3 簿記テキスト一覧

	書籍名/著者名/出版社名	初版	出版年	記載のある処理方法と取り扱い順序
高校教科書	簿記/醍醐聰 [ほか] 著.--新訂版.--東京法令出版	2015	2019	分記法→三分法
	はじめての簿記/桑原知之著.--ネットスクール	2015	2019	三分法
	高校簿記/大塚宗春 [ほか] 著.--新訂版.--実教出版	2015	2019	分記法→三分法
	新簿記/安藤英義 [ほか] 著.--新訂版.--実教出版	2015	2019	分記法→三分法
	簿記/醍醐聰 [ほか] 著.--東京法令出版	2020	2022	三分法
	高校簿記/大塚宗春ほか著.--実教出版	2020	2022	分記法→三分法
	現代簿記/岩崎勇 [ほか] 著.--東京法令出版	2020	2022	三分法→分記法
	新簿記/安藤英義ほか著.--実教出版	2020	2022	分記法→三分法
	簿記/TAC著.--TAC出版	2020	2022	三分法
検定試験	商業簿記/渡部裕巨,片山莞,北村敬子編者;2級,3級.--検定版第6版.--中央経済社(検定簿記ワークブック)	1976	2020	三分法→販売のつど売上原価勘定に振り替える方法
	合格テキスト日商簿記2級商業簿記/TAC簿記検定講座編者.--第17版(Ver.14.0).--TAC株式会社出版事業部	1999	2021	分記法→売上原価対立法→三分法
	みんなが欲しかった簿記の教科書日商2級商業簿記/滝澤ななみ著.--第9版.--TAC株式会社出版事業部	2012	2020	三分法→分記法→売上原価対立法
その他のテキスト	現代簿記:簿記A to Z:基礎から応用までを具体的に説明/中村忠著.--新訂第5版.--白桃書房	1985	2016	分記法→三分法→(補足として)総記法
	基本簿記論/関西学院大学会計学研究室編.--新版第4版.--中央経済社	1988	2020	分記法→三分法
	入門簿記講義:ビジュアル版/大塚宗春,清水孝,長谷川恵一,広瀬義州著.--改訂版.--中央経済社	1995	2017	分記法→総記法→三分法
	簿記の基本を学ぶ/八田進二,橋本尚著.--第4版.--同文館出版	2003	2018	三分法
	エッセンス簿記会計/新田忠誓 [ほか] 著.--第15版.--森山書店	2004	2019	三分法→分記法→総記法→売上原価対立法
	簿記概論 = An Introduction to bookkeeping / 白石和孝編者;田中敏行 [ほか] 著.--改訂版.--税務経理協会	2006	2013	分記法→総記法→分割法(三分法など)
	簿記概論 = An introduction to bookkeeping / 白石和孝編者;田中敏行 [ほか] 著.--3訂版.--税務経理協会	2006	2015	分記法→総記法→分割法(三分法など)
	商業簿記入門/氏原茂樹編者.--第2版.--税務経理協会	2007	2019	三分法
	詳解簿記論/松原成美 [ほか] 著.--税務経理協会	2009	2009	損益分記法(分記法)、総記法、三分法
	スタディガイド基本簿記/柳裕治編者;石原裕也 [ほか] 著.--第2版.--中央経済社	2010	2015	分記法→三分法
	スタディガイド基本簿記/柳裕治編者;石原裕也 [ほか] 著.--第3版.--中央経済社	2010	2019	分記法→三分法
	スタディガイド基本簿記/柳裕治編者;石原裕也 [ほか] 著.--第4版.--中央経済社	2010	2022	三分法
	商業簿記のエッセンス/山本誠 [ほか] 著.--中央経済社	2011	2011	分記法→総記法→三分法(五分法)
	簿記原理入門/吉田康久,魏巍著.--中央経済社	2011	2018	三分法
	簿記入門/小野保之 [ほか] 著.--第2版.--森山書店	2012	2018	三分法
	はじめての簿記・会計学教室/島崎規子 [ほか] 著.--中央経済社	2013	2013	分記法→総記法→三分法(五分法)
	初級簿記会計/千葉商科大学会計研究室編.--中央経済社	2013	2016	分記法→三分法
	入門テキスト商業簿記/長崎大学会計学研究室編.--中央経済社	2014	2014	分記法→三分法
	基本簿記教室/田宮治雄 [ほか] 著.--第2版.--中央経済社	2014	2019	三分法
	入門企業簿記:理論と演習/拓殖大学会計教育研究会編.--中央経済社	2015	2018	分記法→三分法(三分割法)
	簿記・経営分析:初歩から学ぶ/三枝幸文,松井富佐男共著.--税務経理協会	2016	2016	三分法
	初級簿記/齋藤正章著.--改訂版.--放送大学教育振興会(放送大学教材;1639463-1-1611).	2016	2016	分記法→三分法(三分割法)
	簿記学/矢部孝太郎編者;原田保秀 [ほか] 著.--第2版.--税務経理協会	2016	2019	三分法→分記法→売上原価対立法
	ゼロからスタート簿記入門/渡辺竜介,山北晴雄,江頭幸代編者.--税務経理協会	2018	2018	仕入→売上のみ→三分法
	簿記の思考と技法/中村文彦著.--森山書店	2018	2018	分記法→三分法
	レクチャー初級簿記/千葉商科大学会計研究室編.--中央経済社	2018	2018	分記法→三分法
	入門簿記のエッセンス/岡部勝成編者;松尾裕一,新野正晶,堂野崎融著.--中央経済社	2018	2018	分記法→三分法
	ビジネスセンスが身につく簿記:business sense/成川正見編者.--中央経済社	2018	2019	売上原価対立法のみ
	教養としての簿記:ゼロから学ぶ簿記理論/太田佑馬編者;小林里美,濱田明著.--大学教育出版	2019	2019	分記法→三分法
	基本簿記原理/伊藤龍峰 [ほか] 著.--中央経済社	2020	2020	分記法→三分法

出所:筆者作成。

最初に、高校検定済テキストの9冊について、9冊すべてのテキストにおいて三分法が、次いで6冊で分記法が説明されている。そして、3冊が三分法のみ、6冊が三分法と分記法を説明している。逆に、三分法、分記法以外の処理方法は全く取り上げられていなかった。三分法と分記法を説明している6冊のうち、5冊が分記法から三分法、1冊が三分法から分記法という順序で説明している。高校検定済テキストにおいて特徴的なことは、三分法がすべてのテキストにおいて取り上げられており、依然として教育上支配的な処理方法といえる。また、三分法、分記法2つの処理方法を取り上げている6冊のうち5冊において分記法から三分法の順序で説明している。これは、わが国のほとんどのテキストでは、最初に分記法、次に総記法、あるいは総記法を省略し、三分法が説明される（原 1997b, 150）という先行研究において指摘されているとおりの順序である。また、総記法を取り扱うテキストは1冊もないことに関連して、先行研究では以下の記載がある。茂木（1996b）によれば、昔（昭和戦前期に）は、総記法による商品売買取引の処理について教育を受けていたが、これがなくなった理由として、最初は商品勘定を純然たる資産として説明しこれが分記法の基礎となるとして、仕入れたときも販売したときも資産の勘定として扱い、売上においては商品販売益がでてくるので仕入原価の払出し分と販売益が当然に分かれて計算処理されねばならないので分記法がでてくるとされる（茂木 1996b, 246）。すなわち、商品勘定の貸借差額が意味のある金額を単独で示さないため、会計期間中に商品の管理ができないという総記法の欠点があるために初学者が決算時の処理を理解しづらい（原 1997b, 151）という点を考慮していると考えられる。

次に、日商簿記検定向けテキスト（いずれも2級向け）が3冊あったが、3冊すべてにおいて三分法、売上原価対立法（うち1冊は、売上原価対立法という名称を使用せずに、「販売のつど売上原価勘定に振り替える方法」としての取り扱い）が取り上げられ、分記法は2冊のテキストで取り上げられていた。特徴的なこととして、検定試験向けテキストでは、検定試験の出題内容に沿ってテキストが構成されており、第3節で述べるとおり、日商簿記検定2級の出題範囲に2016年度から売上原価対立法が新たに追加されたことに対応してすべてのテキストにおいて取り扱われている。また、3冊いずれのテキストでも

2つ以上の処理方法が取り上げられているが、三分法から分記法へのテキスト、分記法から三分法へのテキストどちらも存在し、検定試験向けというカテゴリの中では、取り扱い順序に関する特徴的な傾向はみられなかった。これは、検定試験向けのテキストは、受験対策としての役割が最も求められ、歴史的経緯や理論上の着眼点を重要視していないためと推測される。なお、中野（2016）は、日商簿記検定の各級の出題にあわせて、分記法→三分法→売上原価対立法→総記法の順に解説しているテキストがあるが、商品勘定の利用形態に関する歴史的変遷から見ればきわめて奇異に感じられると指摘している。今回の調査では、検定試験向けのテキストは3冊すべてが2020年以降に出版されたものであった。2021年以降の日商簿記検定の級別の出題は、三分法（3級）→売上原価対立法（2級）→総記法（1級）であり、中野（2016）の指摘のとおり歴史的変遷を考慮していないテキストもあるといえる。

そして、残りの一般的なテキストの調査結果は、30冊中、三分法を取り扱うテキストが29冊、続いて分記法を取り扱うテキストが21冊、総記法を取り扱うテキストが9冊、売上原価対立法を取り扱うテキストが3冊であった。加えて、商品売買取引の処理方法を1つのみ取り扱うテキストは9冊あり、うち8冊が三分法のみを取り扱っている。これらは、先行研究において指摘されている三分法が教育上支配的な処理方法であると状況が現在も継続しているといえる。加えて、取り扱いの数が、三分法、分記法、総記法の順序であることは、高校向けテキストにおいて示した原（1997b）の指摘のとおりである。さらに、売上原価対立法は42冊中3冊で取り上げられているが、検定試験向けテキストでは3冊中3冊で取り上げられていることと比較すると、極めて少ないと言わざるをえない。これらの調査の結果より日商簿記検定をはじめとした検定試験において後に述べる実務に即した処理、すなわち売上原価対立法が追加されたことに一般の簿記テキストが追い付いていないといえる。ただし、今回の調査の中で1冊だけ売上原価対立法のみを取り扱ったテキストが存在した。具体的には、成川正晃編著『ビジネスセンスが身につく簿記：business sense』中央経済社というテキストである。当テキストは、初版が2018年、筆者が手に取った版数は2019年に出版されたものであり、日商簿記検定2級には2016年に売上原価対立法が追加されたことを考えると、実務

に対応した検定試験の内容を反映しているテキストであるといえる。

また、説明の順序であるが、2つ以上の処理方法を扱う21冊中18冊で、分記法、総記法（省略されている場合もある）、三分法の順であり、先行研究において指摘されているとおりの結果である。なお、その順序ではない残り3冊のうち、1冊は、第4項で考察を行った簿記テキストである中村忠著『現代簿記』であり、分記法、三分法、総記法の順序で説明しており、先に考察したとおり、著者の考えにより総記法を補足として取り扱う特異なケースである。残り2冊は、新田忠誓他著『エッセンス簿記会計（第15版）』初版が2004年、調査したテキストは2019年に出版されており、三分法→分記法→総記法→売上原価対立法の順で、矢部孝太郎編著『簿記学（第2版）』初版が2016年、調査したテキストは2019年に出版されており、三分法→分記法→売上原価対立法の順序で取り上げられている。この2冊に共通な点は、①調査したテキストが2019年に出版されていること、②最初に三分法が説明されていること、③売上原価対立法が説明されていることの3点である。あくまで推測であるが、2016年に日商簿記検定に売上原価対立法が出題範囲に追加され、それ以降に出版されていることから実務や検定試験の流れの影響を少なからず受けていること、加えてどちらのテキストも導入部分が三分法の処理であることから、他の多くのテキストのように三分法が支配的な状況にある中で、実務に即した検定試験に対応したテキストにしようとする意図が汲み取れる。

なお、第4項において調査を行った著名なテキストとの比較であるが、第4項で対象とした歴史のある多くのテキストにおいては商品勘定の分割についてすなわち複数の商品勘定の分割の処理方法が取り扱われているのに対して、第5項で取り扱った比較的新しいテキストにおいては、先行研究の指摘どおり三分法を取り扱っている41冊のうち、商品勘定の分割や三分法以外の分割法を取り扱っているのは4冊のみ（うち2冊は、分割法として三分法のみを取り扱い）であった。すなわち、現在の簿記学習者が手にする多くのテキストでは、商品勘定の分割の経緯や三分法以外の分割の処理方法を学習することなく、三分法での処理を突然学習することになるのである。

以上のことから、新しいテキストであっても、三分法を取り扱うテキストが圧倒的に多く、次いで分記法、総記法という順での取り扱い冊数については、

先行研究の指摘どおりの結果であるといえる。また、売上原価対立法が取り扱われているのは6冊のみであり、そのうち3冊は日商簿記検定2級用である。次の第2節において考察するように、2016年に日商簿記検定2級の出題範囲に売上原価対立法が新たに追加されたことから、簿記テキストにも売上原価対立法がもっと採り入れられるべきであるにもかかわらず42冊中6冊のみでの取り扱いであり、主要な処理方法とはいえない結果であった。

第2節 検定試験における商品売買取引の処理方法

第1項 簿記学習における検定試験の位置づけ

わが国の簿記検定試験には、「三大検定試験」とされる3つの検定試験がある。具体的には、日本商工会議所および各地商工会議所が主催する「日本商工会議所簿記検定試験（日商簿記検定）」、公益財団法人全国商業高等学校協会が主催する「全国商業高等学校協会簿記実務検定試験（全商簿記検定）」²⁸、公益財団法人全国経理教育協会が主催する「全国経理教育協会簿記能力検定（全経簿記検定）」²⁹である³⁰（河野1998，小田2012）。

受験者数のもっとも多い日商簿記検定をはじめとするこれらの検定試験は、わが国の簿記・会計教育に大きな影響³¹を及ぼしているとされる（河合2016）。特にわが国の商業高校における簿記教育は、これらの簿記検定試験に合格することを目標とした学習指導が中心となっており、事実上、商業高校における学習簿記と検定簿記は同化した状態となっていることが指摘されている（小田2012）。また、短期大学の経営系学部や大学での経営学部や商学部で

²⁸ 文部科学省高等学校学習指導要領に定める内容によって実施され、商業高等学校の生徒やその卒業生に対し、簿記実務の能力を検定する目的で行われる試験である。

²⁹ 全国経理学校協会の会員校（専修学校，各種学校）の生徒やその他の一般人に対し簿記実務の能力を検定する目的で行われる試験である。

³⁰ これら以外に，一般財団法人日本ビジネス技能検定協会が主催する「簿記能力検定試験」（全産簿記検定）がある（小田2011）。

³¹ 例えば，日商簿記検定の功績について，①会計基準や法令の普及・定着に寄与しており，能力の可視化ができることから，②学習者からはそのモチベーションとなりうること，③指導者からは到達目標の明確化や指導方法の標準化が図りやすいこと，④企業等からは採用・人事考課・昇進の際の目安となることが指摘されている（河合2016）。

は「簿記」に関する科目が必ず存在し、1年生を対象とした簿記教育は、その多くが日商簿記検定の3級の受験を念頭において授業が展開されているという（河合 2016, 桑原 2015）。さらに、中野（2007）によれば、日本会計研究学会の会員に対して行った調査結果³²が以下のとおり示されている。「あなたは簿記の授業において、簿記検定試験の受験を勧めますか」という設問に対して、①積極的に受験を勧めると答えているのが148人（48.8%）と最も多く、次いで、②簿記検定試験について話をするが、受験するかどうかは自主性にまかせるが126人（41.6%）、そして、③特に話題にはしないが23人（7.6%）となっている（他に⑤その他が6人）（中野 2007, 58）。

近年の資格取得指向の中で、高等学校（商業科等）では従前から簿記検定試験受験がある種必須であったが、大学（短期大学）でも簿記検定試験を推奨する傾向が醸成されていることが読み取れるとされる（中野 2007, 58）。

そこで、わが国の簿記教育において大きな影響力のあるこれら三大検定試験の中でも最も受験者数の多い日商簿記検定における商品売買取引の処理方法の出題について考察を行う。それにより、簿記教育の中でも検定試験における商品売買取引の処理方法の取り扱いに関する傾向を概観する。

第2項 日商簿記検定試験の出題内容の変遷

日商簿記検定は、1954（昭和 29）年に第1回簿記検定試験が実施された（河野 1998；河合 2016）。2023年11月の検定試験が165回となる。

図表3-4は、日商簿記検定の出題区分表について、商品売買処理に関する項目の変遷をまとめたものである。4級では、1983年から2016年まで一貫して「分記法」、3級では、1959年に「単一勘定、三分割法」、1983年に「三分割法」、2007年に「3分（割）法」、2018年に「分記法、3分（割）法」、2021年には「3分（割）法」、2級では1959年に「単一勘定、三分割法、その他の分割法」、1983年には「その他の方法」、2016年には「（月次によ

³² 実施された調査は、質問票調査を通じて、複式簿記の現状を把握するという目的をもって行われた。同調査は、2005（平成 17）年4月に、当時の日本会計研究学会に所属する会計学分野関連の学会員全員に対して、1,750通が郵送され、351人から回答が得られている（回収率 20.1%）（中野 2007, 23）。

る処理) 販売のつど売上原価勘定に振り替える方法」すなわち売上原価対立法，1 級では，1959 年に「単一勘定，三分割法，その他の分割法」，2012 年には「(総記法)」，2016 年には「総記法」が出題区分となっている。

図表 3-4 日商簿記検定における商品売買取引の出題区分の変遷

年	4 級 / 初級	3 級	2 級	1 級
1959	—	単一勘定 三分割法	単一勘定 三分割法 その他の分割法	単一勘定 三分割法 その他の分割法
1983	分記法	三分割法	その他の方法	(総記法)
2007		3 分 (割) 法		
2009				
2010				
2011				
2012				
2013				
2016	3 分 (割) 法 ※	(月次による処理) 販売のつど 売上原価勘定に 振り替える方法	総記法	
2018				
2019				
2021				
2022				
2022				

出所：日商簿記検定試験出題区分表をもとに筆者作成。

※ 4 級の試験は 2002 年度より開始され，2016 年度まで実施された。また，2017 年度以降は簿記初級に変更された。

※ 記載年は，日商簿記検定試験において商品売買にかかわらず改定があった年を記載。

現在の級ごとの出題区分をみると，4 級では分記法，3 級では 3 分 (割) 法，2 級では 2016 年に「(月次による処理) 販売のつど売上原価勘定に振り替える方法」すなわち売上原価対立法が新たに追加され，同時に「月次による処理」という表現も加えられた。1 級では 2016 年に総記法が正式に追加されている。

とりわけ，日商簿記検定が「経営管理に役立つ知識として，企業から最も求められる資格」としている 2 級において，2016 年に売上原価対立法が新たな出題範囲となり，月次による処理という表現が加えられたことは，企業の経理

業務の実情に則した出題内容に近づけようとしていると考えられる。この点に関して、櫻井（2017）によれば、これまでの日商簿記検定では、販売時に売上原価を把握せずに決算整理として年度単位での売上原価の把握を仕入勘定で行う出題がなされてきたが、2016年の改定では、会計実務の動向を踏まえて月次決算を想定した処理が採り入れられたことと、初めて商品売買について販売のつど売上原価勘定に振替える売上原価対立法の出題が明示されたことは大きな意味があるとされる（櫻井 2017, 77）。すなわち、詳細は第6章で取り扱うが、コンピュータ環境下での会計処理が浸透している現在においては多くの企業で月次決算が採用されており、加えて売上原価対立法が採用できる環境も整備される可能性が高まっており、その点を鑑みてもより実務に即した出題範囲になっていると言える。

また、同年に1級の出題範囲において、文部省検定商業高等学校用のテキストでは回避している総記法³³（大藪1995, 10）が正式に追加されたことは、各種処理方法の内容やそれらの相違点を、極めて高度なレベルといわれている1級を受験する者であれば理解してほしいという日本商工会議所の意図があるのではないだろうか。

加えて、3級の出題範囲において、2018年に分記法が追加されているが、2021年には削除されている。分記法はわが国では簿記教育の初学者に対する簿記の理解を促進するという点から、企業では採用されていないにもかかわらず必ずと言ってよいほど多くのテキストに取り上げられてきた。しかし、図表3-4に示すとおり日商簿記検定の出題区分表から近年、分記法が削除された。これは、簿記検定において教育と実務の乖離を埋めるために行われた改革の一端を表しているが、先に考察したとおり分記法の実務上の実施困難性ばかりでなく理論的な問題点も考慮されてのことだと考えることもできる。

加えて、三大検定試験の一つである全経簿記検定の令和5年度出題範囲においては、3級（商業簿記）に分記法、売上原価対立法（個別／月次）、三分法、上級商業簿記／会計学に、総記法、五分法その他の分割法があげられている。

以上のことから、これら2つの簿記検定試験において共通することは、初歩

³³ 総記法は、簿記の初学者にとって決算時の処理を理解しづらいという点が指摘されている（原1997b, 151）。

的な級では、分記法→三分法の順で処理の理解が求められ、さらに現在において実務が求めている月次による処理を前提とする売上原価対立法に関する理解が求められる。上位の級においては、それらの処理に加えて総記法での処理の理解も求められている。

第3節 簿記テキストと簿記検定試験との関連

第1節では、時代変遷に応じて教育上取り扱われる商品売買取引の処理方法がどのように変化しているかについて考察を行った。考察の結果、明治時代には商品勘定はまだ分割されておらずいわゆる総記法の処理方法が取り扱われていた。その後、上野道輔（1942）『新稿簿記原理』の考察を通じて、すでに大正から昭和の初期には、商品勘定が分割され三分法の処理が取り扱われていたことを確認した。その後、昭和中期から平成までの簿記テキストにおいては、多くのテキストで商品勘定の分割について説明されており、加えて、調査した15冊すべてで取り扱われていた唯一の処理方法は三分法であった。さらに、令和以降の簿記テキストにおいては、それ以前の簿記テキストと比較して商品勘定の分割や複数の分割勘定による処理が取り扱われている簿記テキストはほとんどなかったが、最も多くの簿記テキストで取り扱われていたのは三分法であった。

これに対して、第2節では、日商簿記検定における商品売買取引の処理方法の出題についての考察を行った。考察の結果、特徴的なこととして1959年の試験開始以来、単一勘定による処理方法や三分法を中心とした出題であったが、2016年より、2級の出題範囲に売上原価対立法が新たに追加され、加えて企業実務の動向を踏まえて月次による処理という表現が明示されていることから、もより実務に即した出題内容になったといえる。

なお、先行研究によれば、例えば、アメリカでは売上原価対立法が、ドイツでは総記法での処理が説明されている（原1997b, 152 ; 155）。そして、分記法は歴史的には劣勢な処理方法であり、現代ではわが国のテキストでしかみられないという指摘がある（原1997b, 155）。

以上のことから、わが国の簿記教育における商品売買取引の処理方法に関し

て、売上原価対立法を出題範囲に追加した日商簿記検定をはじめとする簿記検定試験ではより実務に即した内容に近づけようとしている意図が汲み取れるが、簿記テキストにおいては依然として三分法が支配的であることが確認された。

第4章 商品売買取引の処理方法の分類

第1節 商品売買取引の処理方法の分類

第1項 勘定の数による分類

商品売買取引の処理方法については、これまでにさまざまな観点から体系立てた分類整理が行われている。最初に、商品勘定の歴史的変遷から導き出される勘定の数による商品売買取引の処理方法の分類について考察する。これは、商品勘定を分割するか否かという視点で商品売買取引の処理において使用される勘定の数に焦点を合わせた分類である。具体的には、商品勘定のみを使用して処理する方法と、それを複数の勘定に分割して処理する方法に分ける。商品勘定のみを使用して処理する方法には、貸借ともに原価を用いて処理する分記法、借方を原価で貸方を売価で処理する総記法および貸借ともに売価で処理する小売棚卸法がある。第2章において、総記法は混合勘定という問題点がありそれを解決するために商品勘定を分割する処理方法が出現したことを明らかにした（黒澤 1996；武田 2004）。その商品勘定を分割して処理する方法には、三分法、売上原価対立法が該当する（原 1997b；中野 2016）。

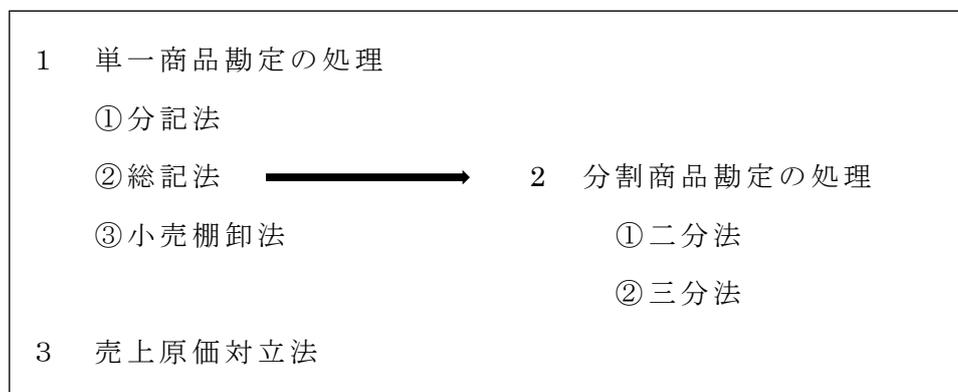
泉（2003b）は、図表 4-1 に示されるように、単一商品勘定の処理、分割商品勘定の処理および売上原価対立法と大きく3つに分類している³⁴。これは、主として使用する勘定の数による分類である。単一商品勘定の処理方法には、分記法、総記法および小売棚卸法があげられている。分割商品勘定の処理方法には二分法と三分法があげられている。図表 4-1 には総記法から分割商品勘定の処理に向かって矢印が示されているが、これは先に考察したとおり総記法の商品勘定を分割して分割商品勘定の処理が出現した歴史的経緯を示したものである。一般的には、総記法の商品勘定が仕入、売上、繰越商品という3

³⁴ 泉（2003b）の分類では、単一商品勘定の処理と分割商品勘定の処理に二分している点は他の多くの論者と同様であるが、加えて売上原価対立法をそれらとは独立して分類している点が特徴的であるといえる。泉（2003b）は、総記法の商品勘定を分割した処理のみを分割商品勘定の処理と捉えており、売上原価対立法は単一商品勘定の処理と分割商品勘定の処理とは異なり両者には属さないという見解を示している。

つの勘定に分割されたとして三分法を説明するテキストが多い。しかし泉（2003b, 31）は、分割商品勘定の処理の基本は二分法であり、総記法の商品勘定の借方への記入を仕入勘定に、貸方への記入を売上勘定に2つに分けて行うためであるとしている。泉（2003b, 38）は、三分法における繰越商品勘定はあくまでも期末整理勘定にすぎないので、二分法の一形態と考えることができる³⁵と述べている。

以上のように、勘定の数による分類とは、商品勘定の分割の歴史的変遷を踏まえた分類であると言える。

図表 4-1 勘定の数による商品売買取引の処理方法の分類



出所：泉（2003b, 30）。

第2項 勘定の数と売上原価の計上時点による分類

安平（1988）は、商品勘定の分割か否かという勘定の数による分類は基本的な分類の基準とはならないと主張する。それぞれの方法のもつ原理的な特徴にもとづいた整理が必要であると指摘する。図表 4-2 では、販売のつど売上原価を計上するの否かという観点から、広義の分記法として売上原価分別計上法、広義の総記法として売上高一括計上法とに分類している（安平 1988, 25）。安平（1988）は分記法と売上原価対立法³⁶が販売のつど売上原価を確

³⁵ 商品勘定の分割は二分法を基本とするものには、例えば井上（1976）、沼田（1989）、吉田（1952）などがある。

³⁶ 一般的には売上原価対立法と呼称することが多いが、図表中では売上高・売上原価表示法と表記されている。これは、販売のつど売上高と売上原価

定するという共通性があることを指摘する。分記法と売上原価対立法は売上高のうち売上原価となる部分を区別して計上することから売上原価分別計上法と呼ばれている。一方、安平（1988，27）は，総記法と三分法は商品販売時に売上原価と商品売買損益が確定できない場合に売上原価を一括して計上するという共通性があり，用いられる勘定が単一の商品勘定か三つの勘定かという点が違うだけであって原理的には異ならないと指摘する。総記法と三分法を，販売のつど売上原価を確定せずに期末に一括して処理するため売上高一括計上法と呼んでいる（安平 1988，26）。

図表 4-2 商品売買取引の処理方法の分類

(a) 分記法（広義の）：売上原価分別計上法： 販売のつど個別に把握する	
①分記法（狭義の）	2 勘定制
②売上高・売上原価表示法	3 勘定制
(b) 総記法（広義の）：売上高一括計上法： 期末に一括して把握	
③総記法（狭義の）	1 勘定制
④三分法	3 勘定制

出所：安平（1988，25），太字部分を加筆。

図表 4-3 は，中野（2016）による分類であるが，安平（1988）とほぼ同様の分類を示している。安平（1988）や中野（2016）の分類は売上原価の算定の計上時点によるものとみることができるが，売上原価分別計上法は売上原価を販売のつど確定できることが適用条件となり，一方で，売上高一括計上法は期末に一括して売上原価を算定するという方法と適合することになり，売上原価の算定方法という前提条件という視点にもとづいた分類であるとも言える。以下では，前提条件としての売上原価の算定方法について詳細に検討することにする。

を勘定に明示するという観点からこのような表記が用いられている。

図表 4-3 商品売買取引の4つの記帳方法

		1 勘定制	3 勘定制
売上原価 (棚卸高) の計算	期末時に 一括把握	総記法 (売上高一括計上法)	三分法 (いわゆる三分法)
	販売の都度 個別に把握	分記法 (売上高分別計上法)	三分法 (売上原価対立法)

出所：中野（2016，15），一部修正。

第3項 勘定の数と売上原価の算定方法による分類

期間損益計算のもとでは、棚卸資産である商品の取得原価を当期の費用となる販売した商品の売上原価と次期以降の費用となる商品の在庫である棚卸資産とに配分する手続き、すなわち原価配分が必要となる（武田 2008a）。原価配分を行うためには、期中に払い出された商品の取得原価の合計である商品の払出原価を算定しなければならない（桜井・須田 2022）。この原価配分の手続きは棚卸資産の払出のつど行うこともできれば、年度末等に一括して行うこともできる（武田 2008a，374）。

① 数量計算

商品の払出原価は、払出数量に払出単価を乗じて計算される。最初に、棚卸資産の数量管理を実施する手続きには、継続記録法（または恒久棚卸法）、棚卸計算法（または定期棚卸法）の二つの手続きがあり、多くの企業ではこの二つが同時に利用されている（武田 2008a，374）。継続記録法とは、商品の受入数量と払出数量との記録を継続的に行う方法で、常に在庫量を帳簿から直接的に把握できるという特徴があり、在庫管理に資する方法である（武田 2008a，375）。この関係を式で示すと次のとおりである。

$$(\text{期首数量} + \text{当期受入数量}) - \text{当期払出数量} = \text{期末数量}$$

一方、棚卸計算法とは、期中における払出数量の記録は行わず、期末等において実地棚卸を行い商品の在庫量を確認し、受入総数量からそれを差し引いて期中の払出数量を間接的に把握する方法である（武田 2008a，374）。これは、期中における商品在庫数量を継続して把握できないので、在庫管理を有効に実

施できない（武田 2004, 218）。この関係を式で示すと次のとおりである。

$$(\text{期首数量} + \text{当期受入数量}) - \text{期末数量} = \text{当期払出数量}$$

② 価額計算

商品の期末有高の評価を行うためには、継続記録法による場合も棚卸計算法による場合もともに単価計算が必要である。継続記録法と棚卸計算法は、商品の数量計算の方法として用いられるが、同時に原価の流れの仮定と結びついて価額計算の方法としても利用される（武田 2008a, 376）。ここに原価の流れの仮定とは、商品の受入れ単価が在庫単価と異なる場合に、商品の払い出し段階でどのような順序で払い出されたかと仮定するかといったことを意味する。原価の流れの仮定にもとづいて商品の取得原価を、販売した商品に係る原価部分（売上原価）と、手許に残った商品に係る原価部分（繰越商品原価）とに識別する原価配分が行われる（武田 2004, 221）。具体的に原価配分の方法には、個別法、先入先出法、移動平均法、総平均法、最終仕入原価法、売価還元法などがある。これらの計算方法によって棚卸資産の取得価額は、当期の費用となる売上原価と次期以降の費用となる棚卸資産とに配分される。なお、原価の流れにもとづく原価配分方法を商品の払出しのつど適用するその都度法（個別法、先入先出法、移動平均法）と、月または期を単位として適用する方法（総平均法、最終仕入原価法、売価還元法）とに区分することができる（武田 2008a, 376）。

原価配分の方法は、継続記録法か棚卸計算法かの払出数量の把握方法との適用の可否によって分類することができる。一般的に、継続記録法には、数量のみを記録する方法と、数量・単価・金額を記録するものがあり、商品有高帳には二種類のものが存在する。受払数量のみを記録する方法では販売のつど売上原価は算定できない。通常、簿記教育上は継続記録法といった場合は、数量、単価、金額を記録する商品有高帳を指す場合が多い。桜井・須田（2022）によれば、個別法、先入先出法は棚卸計算法を実施していても適用可能だが通常は継続記録法でおこなわれる方法で、総平均法、最終仕入原価法、売価還元法は棚卸計算法のもとで採用される方法だという（桜井・須田 2022）。

③ 数量計算と価額計算

図表 4-4 は、原価の流れの仮定を示すと同時に、それらが継続記録法と棚卸

計算法で適用可能か否かを示している。継続記録法が原価の流れの仮定のうちその都度法と結びついた場合、期中の払出価額を直接算定することができ同時に期末等の棚卸資産価額も決定することができる（武田 2008a, 378）。一方で、棚卸計算法は原価の流れの仮定のうち月別・期別法と結びつき、期末等に棚卸資産価額の決定をつうじて期中の払出価額を間接的に決定できる（武田 2008a, 378）。

図表 4-4 数量計算と原価配分の方法

原価配分の方法 ³⁷		継続記録法	棚卸計算法
	個別法	○	○
その都度法	先入先出法	○	○
	移動平均法	○	×
総平均法		×	○
月別・期別法	最終仕入原価法	×	○
	売価還元法	×	○

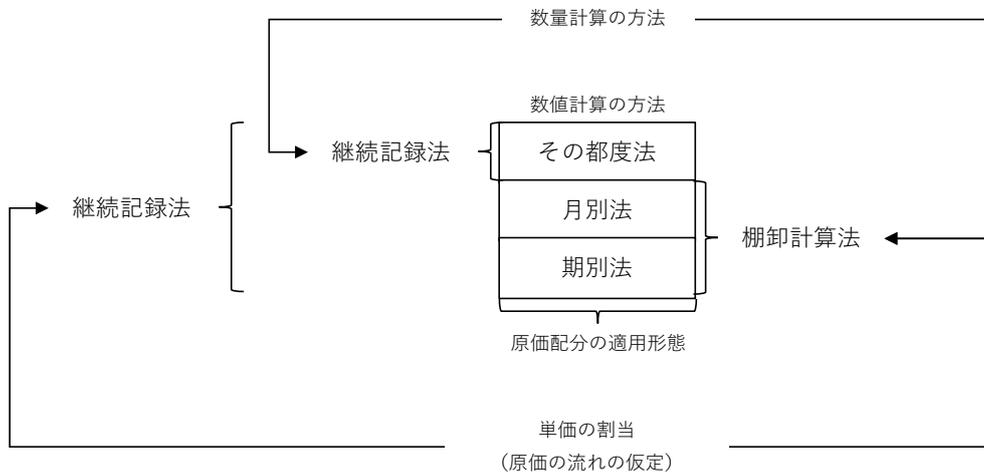
注) ○印は適用可能, ×印は適用不能または無意味であることを示す。

出所: 武田 (2008a, 377), 一部修正。

図表 4-5 は、数量計算の方法である継続記録法および棚卸計算法と、価額計算の方法である原価の流れの仮定である原価配分の方法との関係を示したものである。継続記録法は原価配分法のうちその都度法と結びつき、棚卸計算法は月末または期末に実地棚卸による数量計算にもとづき、期末手持量の評価を行うにあたり、月別・期別法と結びつく（武田 2008a, 376）。なお、図表中の継続記録法とは、販売のつど払出価額を算定し、商品の手持有高を帳簿上で継続的に把握できる方法であり、数量計算としての継続記録法と価額計算としてのその都度法の組み合わせをいう。一方、棚卸計算法は期末等において実際の有高を調査し計算によって手持有高を把握する方法であり、数量計算としての棚卸計算法と価額計算としての月別・期別法の組み合わせをいう。

³⁷ 2010年4月1日開始の事業年度より、改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」により、後入先出法、単純平均法は廃止されているため、図表 4-4 ではそれらを除いた。

図表 4-5 数量計算と価額計算



出所：武田（2008a, 223）。

④ 勘定の数と売上原価算定方法による分類

図表 4-6 は、武田（2004）による商品売買取引の処理方法の分類である。図表では、勘定の数による分類に加えて、売上原価の算定方法との組み合わせから分類したものである。まず勘定の数による分類では、記帳手続きとして一勘定制として分記法、総記法が分類され、商品勘定を3つの勘定に分割した三勘定制（三分法）として、売上原価対立法と三分法に分類されている。次に、売上原価の算定方法は、継続記録法（その都度法）が商品の販売のつど売上原価を把握方法であるのに対して、棚卸計算法（月別・期別法）は期末に一括して把握方法と区別することができる。（武田 2004, 199）。したがって、分記法と売上原価対立法は販売のつど売上原価を把握する継続記録法と結びつき、総記法と三分法は期末に一括して売上原価を把握する棚卸計算法と結びつく（武田 2004, 199）。

武田（2004）では、勘定の数と売上原価の算定方法との組み合わせから、売上原価対立法を三分法継続記録法、三分法を三分法棚卸計算法との特徴を表す独自の名称が用いられている。

図表 4-6 会計手続と勘定制

記帳法 会計手続	一勘定制		三勘定制 (三分法)	
	分記法	総記法	売上原価対立法	三分法
継続記録法	○	-	○ 三分法継続記録法	-
棚卸計算法	-	○	-	○ 三分法棚卸計算法

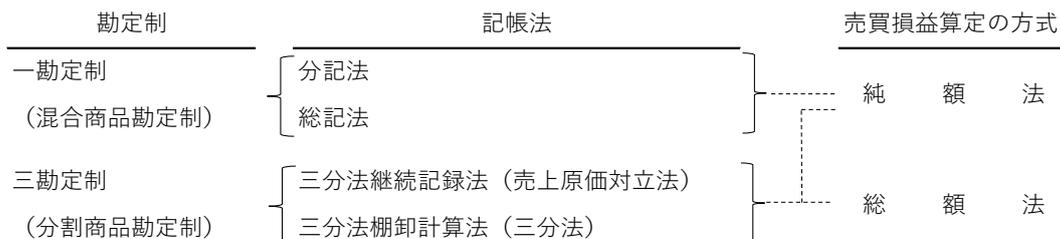
出所：武田（2004，200），一部修正。

第4項 純額法と総額法にもとづいた分類

ここでは、損益計算書における表示項目の方法にもとづいた分類について考察する。損益計算書の表示項目には、純額法と総額法の二つがある。純額法による損益計算書では売上総利益だけを示すのに対して、総額法による損益計算書では売上高－売上原価＝売上総利益という計算過程を示す。現在わが国では明瞭表示の考え方にもとづき総額法が一般的な慣行となっている（安平 1988，30）。

図表 4-7 は、武田（2004）による商品勘定の分割、記帳法、売買損益算定の方式を示したものである。武田（2004）によれば、分記法と総記法による処理は、一定期間の売上総額と仕入総額とを明確に把握できず、販売損益が総額で一括して算定されるにすぎず純額法に分類される。一方、三分法や売上原価対立法は、期中の仕入総額や売上総額を把握できるが、主として総額法と結びつくが、純額法とも結びつく（武田 2004，203）。

図表 4-7 記帳法と純額法・総額法



出所：武田（2004，203），一部修正。

柴田（2000）は、企業会計原則において「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を損益計算書から除去してはならない」という総額主義の原則、また「費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない」という費用収益対応の原則があることから、「売上高」と「売上原価」の相殺は認められないという（柴田 2000, 87）。そのうえで、商品売買取引の処理においては総額法にもとづく必要があり、具体的には、勘定により「売上高」と「売上原価」を把握できるようにしなければならないと主張する（柴田 2000, 86）。

これらをふまえ、安平（1988）では図表4-8のとおり商品売買取引の処理方法を分類している。この分類は基本的には処理方法の前提となる適用条件の相違によって分類整理がなされている。販売のつど売上原価を継続記録法（その都度法）によって直接的に把握する方法には分記法と売上原価対立法が、売上原価を月次や決算時にまとめて棚卸計算法（月別・期別法）によって間接的に把握する方法には総記法と三分法が分類されており、仕訳方法の前提となる適用条件である売上原価の算定方法の相違で分類されている。また、明瞭表示の考え方にもとづいた損益計算書における表示項目という点では、総額法（総額主義）としての売上原価対立法と三分法、純額法（純額主義）としての分記法と総記法という別の視点からも分類されている（安平1988, 29-30）。この損益計算書上の表示項目に関する分類の視点は、制度会計上要請されていることから軽視できない視点といえる。

図表 4-8 各種処理方法の分類整理

	継続記録法を前提 (決算整理不要)	棚卸計算法を前提 (要決算整理)
純額主義にもとづく	①分記法(狭義の)	③総記法(狭義の)
総額主義にもとづく	②売上高・売上原価表示法	④三分法

出所：安平（1988, 31）。

第2節 商品売買取引の処理方法の分類モデル

ここまでみてきたとおり，これまでに商品売買取引の処理方法はさまざまな観点から体系立てた整理が行われてきた。その中では，単純に商品勘定の分割か否かで分類整理しているものから，仕訳方法の前提条件となる売上原価の算定方法との関係から分類整理したものまで多岐にわたることが明らかになった。そこで，ここではこれまでの分類を総括した商品売買取引の処理方法の分類モデルを提示する。筆者は，商品売買取引の処理方法を分類するにあたっては，安平（1988）や武田（2008a）が提示したように売上原価の算定方法にもとづいて整理することが肝要だと考えている。仕訳方法を実際に適用するためには，その前提条件となる売上原価の算定方法が適合していなければならない。

図表 4-9 商品売買取引の処理方法の分類モデル

仕訳方法	売上原価の算定方法			項目表示	勘定の数
	数量計算	価額計算	売上原価の把握		
分記法				純額主義	1 勘定制
売上原価対立法	継続記録法	その都度法	販売のつど個別に把握	総額主義	3 勘定制
三分法	棚卸計算法	月別・期別法	期末時点に一括把握		
総記法				純額主義	1 勘定制

出所：筆者作成。

図表 4-9 は商品売買取引の処理方法の分類に関する先行研究を総括した分類モデルを示している。分類モデルでは，「仕訳方法」，「売上原価の算定方法」，「項目表示」および「勘定の数」の大きく四つの視点からそれを分類している。さらに「売上原価の算定方法」は，「数量計算」，「価額計算」および「売上原価の把握」と三つの視点から構成されている。分類モデルは，安平（1988）が指摘するように，商品販売時に売上原価を把握できるかどうかということをし訳方法の前提条件と位置づけて分類しているものである。分記法と売上原価対立法は，払出数量の把握における継続記録法と先入先出法や移動平均法など

のその都度法とが結びつくことによって、売上原価を商品販売のつど把握することができるので仕訳方法は分記法と売上原価対立法の採用が可能となる。一方、総記法と三分法は、商品販売時にはそのような条件のない場合の処理方法であり、払出数量の把握における棚卸計算法と総平均法や売価還元法など月別・期別法との組み合わせは、期末等に一括して売上原価を把握することになるので仕訳方法は総記法と三分法が適合することになる。

ところで、安平（1988）は簿記テキストで三分法が一般化しているのは、技術的な困難性から販売のつど売上原価を算定できない企業で採用が可能であり、また総額法に結び付いているという点から他の方法よりも優位性がある点が評価されてのことだろうと述べている。先述のとおり、わが国では明瞭表示の考え方にもとづいて総額法が一般的な慣行であり総額法が純額法にまさることには異論がないと考えられる（安平 1988, 30）。損益計算書における売上原価の表示項目に関しては、各種計算規則において要請されている点であることから、当然に内訳明細を示す総額法をとる処理方法である売上原価対立法と三分法が適しているといえる。また、分記法はわが国の簿記テキストでしかみられないという点（原 1997b）、第3章の調査で明らかにしたとおり簿記テキストでは総記法は今日ではほとんど取り扱われていない点を考慮すると、今日において商品売買取引の処理方法は、売上原価対立法と三分法の二つであることができるので図表中の点線で囲まれた部分はそのことを強調している。

この両者の方法は、二者択一的にどちらかが優れているといったことは考慮していない。販売のつど売上原価を算定できるような技術的環境、すなわち継続記録法（その都度法）の前提条件を採用しうる環境が整えば、三分法は同じく総額法と結びつく売上原価対立法と競合関係になるという指摘がある（安平 1988, 31）。簿記の機能との関連でこの分類をみた場合、決算中心主義の簿記という観点からは、どちらの処理方法をとっても本質的な違いはないが、主として三分法が対応すると考えることができる。一方、管理中心主義の観点からは、財産管理および取引事実の顛末説明の点でも、あるいは業務管理という点でもそれに有効な会計情報を提供しうるという点でも売上原価対立法が対応するものと考えられる（寫村 1993, 9）。三分法は販売損益が帳簿上、決算時にしか判明しないので、理論的かつ有効性という点から売上原価対立法は三分

法よりも好ましい処理方法であると言える。しかし、このような売上原価対立法か三分法かという論点ではなく、企業が置かれた環境は個々に異なるのであるから、企業の実情に合わせて商品売買取引の処理方法はその前提条件を踏まえて選択的に採用されるものと考えることができる。よって、この分類モデルはどちらを選択すべきかを示したのではなく、あくまでも処理方法の前提条件を踏まえたパターンを示したものである。さらに、分類モデルは非常に単純化したものであるから、すべての企業の処理方法がこれに該当するわけではない。例えば、三分法であっても継続記録法を否定するものではなく、継続記録法と月別・期別法のパターンも当然考えられうるであろう。

第5章 三分法の問題点

第1節 問題の所在

第3章では、わが国の簿記教育においてどのような商品売買取引の処理方法が取り扱われているのかについて、簿記テキストおよび簿記検定試験に関して考察した。考察の結果、簿記検定試験においては、簿記の学習に最も影響力のある日商簿記検定試験でより実務に即した出題内容にするという傾向がみられた。具体的には、2016年度より2級の出題範囲に売上原価対立法が新たに追加された。一方で、売上原価対立法を取り扱う簿記テキストは少数で、最も多く取り上げられている商品売買取引の処理方法は三分法であった。これは、先行研究で指摘されていることを裏付ける結果となった。すなわち、わが国の簿記テキストや簿記教育では、商品売買取引の主要な処理方法として三分法を示し、その合理性を説明するのが一般的である（安平 1988, 24；横山 1997, 75；柴田 2000, 84）。

三分法が現在においても主要な商品売買取引の処理方法として取り扱われているが、三分法はこれまでもさまざまな問題点が指摘されている。柴田（2000, 84）によれば、三分法は不完全なものであり、最終的に正しい期間損益計算が保証されれば良いという判断が根底にあるのは否定できないという指摘すらある。そこで、本章では、わが国の簿記教育において依然として主要な処理方法とされる三分法に関する問題点について考察する。具体的には、三分法で用いられる仕入勘定、繰越商品勘定に関する問題点、売上原価・売上総利益の把握に関する問題点、三分法と商品有高帳との関連性に関する問題点、三分法という名称に関する問題点、実務上の問題点について考察を行う。

第2節 理論上の問題点

第1項 仕入勘定に関する問題点

三分法は、仕入勘定、売上勘定、繰越商品勘定の3つの勘定により商品売買取引を処理する方法である。そのうち売上勘定は、収益勘定であるという点に

ついて異論はないものと考えられる（中村 2005, 78）。一方、仕入勘定と繰越商品勘定については、これまでも問題点が指摘されている。

仕入勘定は、費用に属する勘定として説明されるのが一般的である（中村 2005, 78；秋葉 1995, 9）。しかしながら、仕入勘定に関しては、費用勘定とする考え方の他に、資産勘定とする考え方（茂木 1996b）、売上原価間接把握勘定とする考え方（秋葉 1988）、および現金過不足勘定や製造間接費勘定と近く決算時点において残高を残さないという点で通過勘定とする考え方（徳山 2023）といった具合にさまざまな考え方がある。ここでは、そのうちの代表的なものとして仕入勘定を費用勘定とする考え方と資産勘定とする考え方について考察する。

最初に、仕入勘定を費用勘定とする考え方について、中村（2005, 78）は、「仕入勘定は一応、費用の勘定である。一応という意味は、商品を仕入れた段階ではまだ費用ではないからである。販売されたときに費用になるのである。しかし間もなく費用になるので、最初から費用として扱うのである。期末に㉔前期繰越高を加え、㉕次期繰越高を差し引くことにより、仕入勘定は売上原価を示す純全たる費用の勘定になる」と指摘する³⁸。このように仕入勘定を費用の勘定とする考え方については、仕入勘定を商品購入と同時に販売されたと仮定して記入する売上原価の勘定ということもできるし、また仕入勘定を仕入費用を表わす費用勘定と、繰越商品勘定の残高を修正する勘定とが複合した勘定ということもできてしまう（秋葉 1995, 10）。とりわけ、商品の購入と同時に費用の発生を認識する考え方は、非現実的であるともいえる（秋葉 1995, 10）。

次に、仕入勘定を資産勘定とする考え方は、決算整理仕訳の記入時において仕入勘定は「借方に商品の増加高および期首棚卸高が、また、貸方に商品の期末棚卸高および減少高が記入された状態になっている」ことからである（秋葉 1995, 13）。このように仕入勘定が資産勘定であった場合に、前期繰越高を計上しない勘定は資産の有高を示さないという問題がある（安平 1988, 32）。

以上、見てきたように三分法における仕入勘定は、その位置づけや性格づけ

³⁸ 秋葉（1995）は、仕入勘定を費用の勘定とする考え方について、売上原価勘定説と複合勘定説の2つを示してそれぞれの問題点を考察している。

が困難という問題点が認められる（秋葉 1995，16）。費用勘定でも資産勘定でもなく商品の購入事実を示す勘定といった説明もあるが，結局，仕入勘定は一体何を表す勘定かという問題があり，さまざまな考え方が存在すること自体に問題があり意見の一致は見られない（安平 1988，32）。

第2項 繰越商品勘定に関する問題点

繰越商品勘定は，資産の勘定であるが，期中には眠っているおかしな勘定であるという指摘がある（中村 2005，78）。わが国の多くの簿記テキストでは，繰越商品勘定の前期繰越高を期末の時点で仕入勘定に振替えており，会計期間中，繰越商品勘定の前期繰越高は期首から同額のままで変わらない。山田（1974）は，繰越商品勘定は常に必ずしも資産勘定ではなく，仕入勘定もまた常に必ずしも費用勘定ともいえないとし，繰越商品勘定と仕入勘定は同質の勘定であると指摘する³⁹。飯野（1966）は，繰越商品勘定は支払保険料などの前払費用と同様に経過勘定で，期間費用を正しく計算するために生じたものと説明する⁴⁰。さらに，柴田（2000，90）は，繰越商品の一部ないし大半は期中において販売されているから，販売時に売上原価の記録を省略することは望ましくないと主張する。以上のように，仕入勘定と同様に，繰越商品勘定もまた一体何を表す勘定かという問題点がある。

第3項 売上損益の把握に関する問題点

第4章において，三分法は棚卸計算法や月別・期別法と結びつき，売上原価は販売のつど把握せずに期末に一括して把握できる処理方法であるとした。この点に関連して，三分法での処理においては，決算日に決算整理を行わなければ，売上原価も売上総利益も明確にならないという問題点がある（柴田 2000，

³⁹ 山田（1974）は，繰越商品勘定と仕入勘定は同質の勘定であって，何等区別する理由もなくまたその必要がないとして，両者を統合したところの新しい意味の商品勘定に，売上勘定と売上原価勘定とを加えた三つの勘定とすることが適切であると主張する。

⁴⁰ 繰越商品勘定は，決算日において期間損益計算を行った後に使命は終了するため翌期首に再振替をすることが望ましいとされる（沼田 1961；飯野 1966；柴田 2000）。

91)。三分法による処理では商品の販売時には売上高の計上のための仕訳を行うが、商品の減少の記録は省略されるので、その仕訳は論理ミスを行っているとする。そして、これを補完するために、決算日において、1会計期間の売上原価合計額を仕入勘定から損益勘定に振替を行っているのが今日の会計慣行であると指摘する（柴田 2000, 91）。すなわち、三分法での処理では、商品の販売のつど売上原価を計上しないから、売上損益は決算整理仕訳を行う期末を待たなければ明らかにならない。

第3節 三分法と商品有高帳との関連性に関する問題点

商品有高帳は、商品の種類ごとに作成され、商品の物量の管理を行うと共に商品の払出単価を決定するための帳簿である。三分法と商品有高帳とは、簿記教育上では、期末における商品の帳簿棚卸高、実地棚卸高という用語が説明されるときに関連し合う（秋葉 1994, 4）。秋葉（1994）は、多くのテキストでは、商品を販売するつど売上原価を計上することが可能であれば分記法を適用し、その適用が困難であれば三分法を適用せざるを得ないという考え方が前提となっていると説明する。秋葉（1994, 5）は、三分法が採用されている場合、商品有高帳を用いることができないと考えるのが普通で、決算時にのみ商品有高帳を出してくるのはおかしいと疑問を呈する。また、安平（1992）も同様に、「現在の簿記テキストの大部分は、三分法の処理を説明した後、商品売買に関連する補助簿の記入と題して、仕入帳・売上帳・商品有高帳を説明するという構成をとっている。三分法の後で商品有高帳（継続記録法）が出てくるのである。すなわち、三分法の説明に際し、分記法によれないこと（売上原価・販売益の継続的確定ができないこと）に触れながら、その直後に、分記法の可能性を示唆するという、矛盾におちいつているのである」（安平 1992, 83）と、三分法と商品有高帳との関連について問題を指摘している。商品有高帳は、期中の有高が記入できるという前提に立った帳簿であり、商品有高帳と密接な関連を持つ仕訳方法は三分法ではなく、売上原価対立法である（秋葉 1994, 5）。

第4節 三分法という名称に関する問題点

三分法という名称は、仕入勘定、売上勘定、繰越商品勘定の3つの勘定が単一商品勘定の処理方法である総記法で用いられる商品勘定を3つの勘定に分割されたことにより生じたことに基づいているとされる（秋葉 1977, 59）。

しかし、この三分法という名称に関して複数の指摘がなされている⁴¹。まず、分割商品勘定の処理方法⁴²の中で、基本となる処理方法は三分法ではなく二分法であるという指摘である。大藪（1968）によれば、商品勘定分割の最も初歩的、基本的なものは、仕入勘定と売上勘定に分割する場合であるとされる。また、沼田（1989）は、「繰越商品勘定には単に決算時における商品棚卸高のみが記入され、よってこの勘定は決算整理勘定に過ぎない。このため理論上は商品勘定が仕入および売上の二勘定に分割されたわけで、商品勘定の二分法とみるのが正しい。しかし今日の簿記学では勘定の性質をそこまで精密に吟味しておらず、これを商品勘定の三分法と叫んでいる。このため本書でも不本意ながら通説の用語を使用した。」（沼田 1989, 117）と説明する。秋葉（1994）は、高校向け簿記テキストでは、総記法の説明を省いており、その場合、三分法を商品勘定三分割法と同義に用いるのは極めて不自然であると指摘する。なぜなら、単一商品勘定の処理方法である総記法の商品勘定が、結果的に、仕入勘定、売上勘定、繰越商品勘定の3つに分割された処理方法が三分法であるにもかかわらず、総記法での処理を説明せずに三分法を説明することになるためであるという。

また、秋葉（1994）は、商品勘定が三分割されて繰越商品・仕入・売上の三勘定ができたのではなく、商品勘定が仕入勘定と売上勘定とに二分割され、

⁴¹ 秋葉（1977）は、三分法を「商品勘定三分割法」と呼称する。また、沼田（1989）は、商品勘定の三勘定制または三分割法とする。三分法という名称が一般的に用いられているが、商品勘定を三分割した意味を含んだ名称も著者によっては用いられている。

⁴² 商品勘定を3勘定に分割する三分法のほかに、二分法、五分法、七分法といった処理方法も存在する（新井 1986, 134）。また、大藪（1968）によれば、三分法、五分法のそれぞれに売買勘定を加えて四分法、六分法もある。

このうちの仕入勘定に対して繰越商品という勘定が1個補充されたという説明が正しく、三分法という名称自体に問題があると指摘する⁴³。

第5節 実務上の問題点

第1項 情報技術の進展と商品売買取引の処理方法

ここまで明らかにしてきたように、三分法にはさまざまな問題⁴⁴が指摘されている。それにもかかわらず、わが国では、これまで簿記教育において三分法が主要な処理方法として取り上げられてきた（安平 1988；横山 1997；柴田 2000）。さらには、簿記テキストや簿記研究において、三分法は実務においても主要な処理方法であると説明するものが多い（渡部他 2023a, 85；松下 2022, 7）。三分法が主要な処理方法であるとする根拠には、多くの場合、売上原価対立法のように商品の販売時に売上原価を把握することが実務上不可能であることを指摘する（安平 1988, 33）。すなわち、三分法に問題があっても、商品の販売のつど売上原価を把握することができなければ、期末等にまとめて売上原価を計上せざるを得ないから、三分法による処理にならざるを得ないというのである。この点に関して、安平（1988, 33）は、売上原価対立法が実務上不可能または困難であるという前提が崩れた場合には、それが採用されるべきことになると主張する。そのうえで、実務では三分法はあまり採用されていないのではないかと示唆する。この示唆は、会計処理のコンピュータ化が進展したことにより、継続記録法とその都度法の採用が困難ではなくなったと考えられるため、実務では三分法はあまり採用されず、かわりに売上原価対立法が進展しているのではないかという指摘だと考えられる。

⁴³ 「商品勘定に対してまず繰越商品勘定が補充され、そのあと商品勘定が仕入勘定、売上勘定に2分割された。」という説明も行うことができるとされる（秋葉 1994, 3）。

⁴⁴ 実務上に関する問題点として他に、財務諸表規則に基づく損益計算書の作成上、期首・期末の棚卸高と当期仕入高を勘定上に示しておくために三分法が必要であるという指摘がある（安平 1988, 33）。しかし、勘定記録と財務諸表とは必ずしも直結するものではなく、また棚卸高と仕入高が同一勘定に計上されていても、決算時にそれを分離することは困難ではないとされる（安平 1988, 33）。すなわち、総額主義によらない処理方法であっても、決算時に対応が可能という見解である。

たしかに第4章において、商品売買取引に関して売上原価の算定方法や仕訳などの組み合わせについて商品売買取引の処理方法の分類モデルを提示した。分類モデルでは、売上原価の算定方法として数量計算としての継続記録法と単価算定方法としてのその都度法の組み合わせの場合には売上原価対立法が適合し、数量計算としての棚卸計算法と単価算定方法としての月別・期別法の組み合わせの場合には三分法が適合することを指摘した。これは、売上原価対立法が採用できなければ三分法が採用されるといった関係を示したのではなく、あくまでも個別の企業の取引処理環境を前提としてどのような処理方法が採用されるのかといった分類パターンを示したものである。したがって、コンピュータ処理が進展したことによって、継続記録法・その都度法を前提とした売上原価対立法を採用できる環境が整ったとしても、すべての企業がそのような方法を採用したとは到底考えられない。それは、どのような処理方法を採用するかは企業の取引処理環境を踏まえた独自の判断があり、その結果として売上原価対立法または三分法が採用されていると考えるのが自然である。

一方で、従来からの手作業を前提とした三分法がコンピュータ処理環境下においてもそのまま採用されているとも考えにくい。今日では、コンピュータ環境下に適した処理方法が採用されていると推測される。では、実務において、実際にはどのような商品売買取引の処理方法が採用されているのであろうか。

第2項 商品売買取引の処理方法の実態

これまでに商品売買の処理方法に関するいくつかの実態調査が行われている。

横山（1996）は、1994年に実施した個人企業39社と法人企業487社の計526社の面接による実態調査の結果を明らかにしている。商品売買取引の処理方法に関する回答企業471社の中で、五勘定法⁴⁵は329社（69.8%）、三分法は113社（24.0%）、売上原価対立法（販売時個別売上原価対立法）は12

⁴⁵ 五勘定法とは横山（1996，29）で使用された用語法で、コンピュータ処理における商品売買取引の処理方法を指す。五勘定法についての詳細は第6章で取り上げることにする。

社（2.6%）、その他 17 社（3.6%）⁴⁶という結果⁴⁷であった。この調査結果で注目すべき点は、まず三分法を採用している企業は非常に少なく、また売上原価対立法も同様である。代わりにコンピュータ処理法である五勘定法を採用する企業が約 70%と非常に多いことが明らかにされている。

次に、横山（1997）では、上記の調査結果を踏まえて調査対象などを拡大して第 2 回目の実態調査が行われている。具体的には、1996 年に個人企業 15 社と法人企業 765 社の計 780 社に対して調査を行っている。調査結果のうち法人企業 712 社の回答結果は、三分法は 376 社（52.8%）、五勘定法は 288 社（40.4%）売上原価対立法（販売時個別売上原価対立法）は 19 社（2.7%）、その他は 29 社（4.1%）という結果を明らかにしている⁴⁸。横山（1996）の結果より五勘定法を採用する企業は少ないものの約 40%の企業が採用している。

大城（1997）は、沖縄県内の中小企業を中心に行ったアンケート⁴⁹の調査結果について、回答企業 221 社のうち五勘定法は 89 社（40.3%）、売上原価対立法は 26 社（11.8%）、三分法は 24 社（10.9%）であったことを明らかにしている⁵⁰。横山（1997）と同様に五勘定法が約 40%の企業で採用されている結果となっている。

⁴⁶ 調査には「その他」の項目は用意されていなかったが、明示されている項目の回答企業数を回答企業合計 471 社から差し引いて「その他」とした。

⁴⁷ 調査結果に対して横山（1996, 29）は、「月次決算を行っていれば販売のつど払出原価が算定されなくても、月末には売上原価が確定するので、月単位でみる限り、払出原価が算定されるかどうかはあまり重要でないことから、売上原価対立法（販売時個別売上原価対立法）の採用はわずか 12 社（2.6%）しかなかったものと思われる。」と指摘されている。

⁴⁸ この調査では前回の調査（横山 1996）において分記法、総記法、小売棚卸法の回答がなかったため、それらを質問項目に含めなかったとしている。

⁴⁹ 日本簿記学会簿記実務研究部会（豊岡隆部会長）『簿記会計情報の作用と利用に関する研究』（最終報告書）1996 年 10 月 27 日。本報告書は、沖縄県内の中小企業を中心に上記のテーマでアンケート方式で会計実務を調査し、分析されたものである（大城 1997, 178-179）。

⁵⁰ 五勘定法は「コンピュータ用五勘定法（仕入、売上、期首商品棚卸高、期末商品棚卸高、商品）で記帳している」、売上原価対立法は「売上原価計上法（売上と同時に売上原価を計上）で記帳している」と質問項目が設定されている。その他の回答結果は「分記法（原価と販売益を区分）で記帳している」（4 社, 1.8%）、「完成工事高と完成工事原価で記帳している」（31 社, 14.0%）、「その他」（47 社, 21.2%）であった（大城 1997, 171-172）。

河合・櫻井（2002）は、東京証券取引所に上場する食品、製造業および商業に属する企業に対する 2001 年に行った実態調査の結果を明らかにしている。調査では、商品（材料）購買に関する仕訳と商品（製品）販売に関する仕訳を五勘定法（三分法）と売上原価対立法の二つのパターンを具体的に示したうえで回答を求めている⁵¹。調査結果は、商品購買時の仕訳では五勘定法（三分法）が 135 社（67.5%）、売上原価対立法が 65 社（32.5%）、商品販売時の仕訳では五勘定法（三分法）が 143 社（71.9%）、売上原価対立法が 56 社（28.1%）であったことが明らかにされている。これまでの調査からわずかな数年しか経過していないが、上場企業においては五勘定法を採用する企業の割合は 70%程度と高いことを明らかにしている。

以上、調査によって多少ばらつきはあるものの、わが国では五勘定法が商品売買取引の基本的処理方法の一つと言って良いであろう。一方で、横山（1996；1997）や大城（1997）では売上原価対立法を採用する企業は少なかったが、その後に行われた河合・櫻井（2002）では売上原価対立法を採用する企業は 30%程度とその割合は高くなっている。これは河合・櫻井（2002）は上場企業を対象にしているという調査対象の違いによるものかもしれない。しかし、横山（1996；1997）では企業規模（資本金）が大きくなると売上原価対立法の採用が増えるという指摘⁵²があり、企業規模が大きくなると売上原価対立法を採用する企業の割合が高まるという傾向が認められる。

これらの実態調査結果より以下のことが明らかになっている。まず、安平（1988）が示唆したコンピュータの進展により継続記録法の採用が困難ではなくなり実務では三分法はあまり採用されずに、かわりに売上原価対立法が進展している点であるが、確かに、三分法は調査結果からも実務ではあまり採用されていないとすることができる。しかし、販売のつど売上原価を計上できる環境が整っているにもかかわらず、売上原価対立法が実務において広く浸透し

⁵¹ この調査では、決算整理仕訳については質問されていない。そのため、他の調査とは単純には比較できないものの、上場企業における商品売買取引の処理方法の実態を把握するには十分と考える。

⁵² 「売上原価対立法の採用も規模別にみれば、資本金 50,000 万円以上の企業にあっては 17 社中 7 社（41.2%）となっており、原価管理体制の充実が計られているとみることもできる」（横山 1996, 29）。

ているとは必ずしも言えない。そのような環境が整っている中においても、五勘定法が多くの企業で採用されていることが明らかになった。この五勘定法の詳細な考察は第6章にゆずるが、五勘定法は棚卸計算法や月別・期別法を前提とした処理方法であり、その点において五勘定法は三分法と共通点がある。

以上のことから、実務において三分法は主要な商品売買取引の処理方法であるとはいえない。また、売上原価対立法の採用が三分法に代わるものだと言える事実は確認できなかった。代わりに、コンピュータでの処理を前提とする五勘定法が基本的な商品売買取引の処理方法であるということが明らかになった。

第6章 企業実務における商品売買取引の処理方法

第1節 コンピュータ環境下での取引処理の全体像

第1項 取引処理システムと総勘定元帳システム

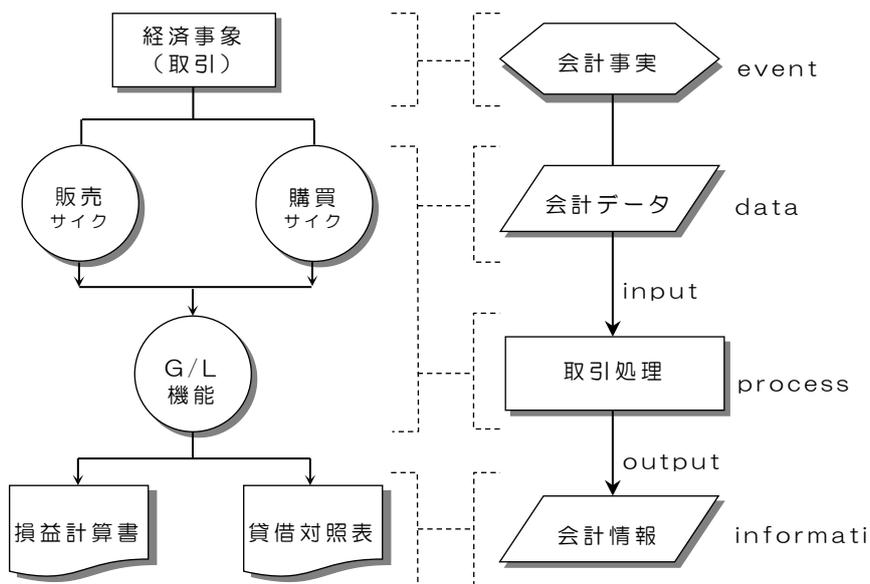
第5章において、三分法はわが国の簿記教育において主要な商品売買取引の処理方法として取り上げられているが、いくつかの実態調査から実務ではほとんど採用されていないことが明らかにされた。わが国の簿記教育は手記簿記が前提となっており、コンピュータによる会計処理が当たり前となっている今日においては、実態調査結果は当然の結果とも言える。そこで、本章では、コンピュータ処理を前提とした企業実務における商品売買取引の処理方法について考察を行う。その場合、商品売買取引の仕訳方法には五勘定法と売上原価対立法とがある（河合 2000，櫻井 2011）。

会計システムの中で、最も代表的かつ伝統的であり経営成績や財政状態を報告するための測定の仕組みが取引処理システム（transaction processing system）である（河合他 2021，15）。取引処理システムとは、「業務活動で認知される取引を対象として、損益計算書や貸借対照表のような財務諸表を作成するための機能と構造を有する体系」（河合他 2021，15）である。図表 6-1 は、取引処理システムの基本モデルを表わしたものである。商企業の商品売買活動では、購買サイクルと販売サイクルはそれぞれ別々の機能を果たしながら商品の流れを介して連動し、取引処理システムはこれらの業務サイクルを横断して生じる価値の変動を最終的なアウトプットである財務諸表を作成する（河合他 2021，16）。取引処理システムは、財務諸表作成目的に主眼を置いたシステムであるからあらゆる企業において構築される。

取引処理システム全体の中で最も重要となる機能は、G/L（General Ledger）機能である。G/L 機能とは直訳すれば総勘定元帳機能であるが、具体的には勘定別の残高を確定する処理機能である（河合他 2021，18）。この G/L 機能を担うシステムを総勘定元帳システム（G/L システム）という（河合他 2021，18）。総勘定元帳システムの具体的な運用手段としては、伝統的な手作業による複式簿記いわゆる手記簿記と、コンピュータ処理による総勘定元

帳システムがあるが、今日、一般的にはコンピュータによる処理を指す（河合他 2021, 18）。

図表 6-1 取引処理システムの基本モデル



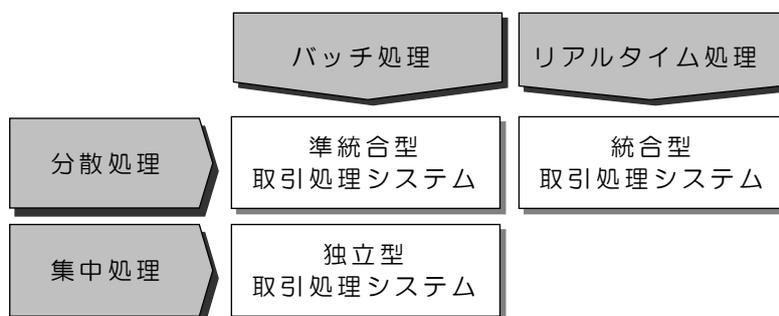
出所：根本（2004, 16）。

第 2 項 取引処理システムの形態

取引処理システムは、各業務で発生した会計に関するデータを総勘定元帳システムに引き渡す際の効率性に関連してみた場合に、業務活動で捕捉される取引を財務諸表に変換するまでの一連の手続きをシステム化の対象とする（櫻井 2017, 79）。河合他（2021）によれば、「企業がいかなるコンピュータ処理方式を採用するかは企業の規模、組織形態、情報活用能力などに左右され、情報技術がいくら革新的な進歩を遂げているからといっても、あらゆる企業が同一の取引処理システムを構築するわけではない」（河合他 2021, 28）と指摘する。しかし、情報技術は取引処理システムの構築において影響を与える大きな要因であり、情報技術の適用水準の相違は取引処理システムの形態として現れる（櫻井 2017, 79）。したがって、取引処理システムは、業務サイクルにおける業務処理システムと総勘定元帳システムとの間のコンピュータ処理方式の相違によっていくつかの形態に分類することができる（櫻井 2017, 79）。

ここにコンピュータ処理方式とは、取引データの入力場所としての分散入力と集中入力、取引処理のタイミングとしてのバッチ処理とリアルタイム処理である。取引データの入力場所として、分散入力とは組織や地理的に異なった部門から取引を入力する方法で、集中入力とはある部署 1 か所で入力する方法である（河合他 2021, 28-29）。また、取引処理のタイミングとして、バッチ処理とはデータを一定期間保管した後それらのデータを一括処理する方法で、リアルタイム処理とは業務の発生とほぼ同時にデータの入力・処理を行うことができる方式である（河合他 2021, 28-29）。

図表 6-2 データ処理方式と取引処理システムの形態



出所：河合他（2021, 35）。

図表 6-2 に示すように、取引処理システムはデータ処理方式の組み合わせから三つのシステム形態に整理することができる。具体的には、集中入力とバッチ処理との組み合わせを独立型取引処理システム、分散入力とバッチ処理との組み合わせを準統合型取引処理システム、および分散入力とリアルタイム処理の組み合わせを統合型取引処理システムに分類している⁵³。独立型取引処理システムは、業務処理システムと総勘定元帳システムとが連携していない形

⁵³ 今井（1991 a, 1991b）では、会計システムの発展段階を第一レベル・会計専用型システム、第二レベル・業務連結型システム、第三レベル・業務統合型システムの三段階で説明しているが、それらはこの形態分類と整合するものと考えられる。また、河合（1999）や櫻井（2004）では、情報処理技術の適用水準の違いという視点からわが国企業の実態調査分析が行われており、その分析結果とこの形態分類とは整合性があるとされる。

態であり、各業務で発生した取引データは総勘定元帳システム側で集中的に仕訳入力される（櫻井 2017, 80）。準統合型取引処理システムは、業務処理システムと総勘定元帳システムとがコンピュータにより連携され、各業務で発生した取引データは分散的に入力されオンラインでシステム全体のどこかで自動仕訳入力されるが、総勘定元帳システムに引き渡されるデータは一定期間または一定量束ねられたデータとなる（櫻井 2017, 80）。統合型取引処理システムは、業務処理システムと総勘定元帳システムとがコンピュータにより連携され、取引の発生とほぼ同時に取引データが入力され自動仕訳される（櫻井 2017, 80）。

第 2 節 五勘定法

第 1 項 五勘定法の具体的処理方法

五勘定法についての研究は数少ないが、先駆的な研究として横山（1996, 1997）や大城（1998）をあげることができる⁵⁴。横山（1996）は、五勘定法を「試算表の売上原価が、期（月）首商（製）品棚卸高、仕入高または製品製造原価、期（月）末商（製）品棚卸高と区別して打出されることから、これに売上高および商（製）品勘定を加えた五つの勘定を設ける」（横山 1996, 29）と説明している。その後も同様に、五勘定法を「損益計算書に属する勘定として売上高勘定・仕入高勘定・期首（月首）商品棚卸高勘定・期末（月末）商品棚卸高勘定、貸借対照表に属する勘定としては商品勘定を設けて商品売買取引を記録する方法」（横山 1997, 75）と説明している。

大城（1998）は、コンピュータ用五勘定法という名称を用いて、それをコンピュータ導入により生じた会計処理方法であり、従来の伝統的な手記簿記に

⁵⁴ これらの研究以前には秋葉（1978a）がある。秋葉（1978a）では、五勘定法の名称も使っていないし、またコンピュータでの処理を前提として考察しているわけではないが、どのような勘定科目を設定すれば財務諸表規則による損益計算書の作成が容易となるかについて売上原価の表示形式と勘定設定の考察がなされていて、五勘定法と同様の処理方法が提示されている。そのうえで、それを「財務諸表規則による損益計算書が勘定の記入面から直ちに作られるという意味で最も適切な方法」（秋葉 1978a, 65）と結論づけている。

においてはみられなかった決算時に売上原価の内訳明細を示す処理方法であるとする説明する（大城 1998, 86）。その上で、コンピュータの利用による会計帳簿の出力形式は、商品売買の処理方法にも影響を及ぼしているとして、コンピュータ用五勘定法を「仕入、売上、繰越商品（または、商品）勘定のほか、決算で利用する、期首商品棚卸高、期末商品棚卸高の2勘定を設定して会計処理を行う方法」（大城 1998, 86）と説明している。

ここで、五勘定法の具体的な処理方法について取引例にもとづいて考察する。以下は、年次決算において売上原価を算定・表示するための仕訳方法である。

<取引例>

- 期首商品棚卸高（@ ¥100, 10 個）
- @ ¥100 の商品 30 個を掛けにて購入した。
- 上記商品のうち 20 個を @ ¥200 にて掛けにて販売した。
- 期末商品棚卸高（@ ¥100, 20 個）

<五勘定法の仕訳例（年次決算の場合）>

商品購入時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕 入 高	3,000	買 掛 金	3,000

商品販売時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
売 掛 金	4,000	売 上 高	4,000

年次決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
期首商品棚卸高	1,000	商 品	1,000
商 品	2,000	期末商品棚卸高	2,000

最初に、商品の購入時、販売時における仕訳について、三分法では「仕入」

勘定、「売上」勘定を使用するのに対して、五勘定法では、「仕入高」勘定、「売上高」勘定を使用する。これらの勘定は、損益計算書上の表示項目と同じであり、表示項目を勘定として入力に用いるためである。次に、年次決算時の決算整理仕訳において、三分法との比較において五勘定法では「仕入」勘定に代わり「期首商品棚卸高」勘定と「期末商品棚卸高」勘定が用いられ、「繰越商品」勘定に代わり「商品」勘定を用いる。これは商品の購入時と販売時と同様に決算整理においても、財務諸表上の表示項目と同一の勘定を用いる必要があるためである。商品の購入時と販売時の仕訳は基本的には三分法と同様の処理方法であるが、三分法と大きく異なるのは決算整理仕訳ということができる。

大城（1998）は、五勘定法の特徴として、決算整理仕訳で利用する期首商品棚卸高、期末商品棚卸高という2つの勘定を設定し、貸借対照表の期末商品の計上のためにこの2つの勘定を用いる修正仕訳により売上原価の内訳明細を示す会計処理を行う点をあげる（大城 1998, 86）。この特徴に関して、コンピュータを利用した会計実務において月次試算表等は損益計算書、貸借対照表に区分して出力されているため、月次試算表における損益計算書の売上原価の内訳明細のため、また貸借対照表の期末商品の計上のため、決算時の修正仕訳が必要となる（大城 1998, 86）とする。中村（2018）は、五勘定法は、試算表または損益計算書等で間接的に仕入高を売上原価へ調整する費用の勘定科目として、期首商品棚卸高勘定と期末商品棚卸高勘定を設定すると説明する（中村 2018, 15）。

次に、月次で売上原価を算定・表示するための仕訳方法である。

<五勘定法の仕訳例（月次決算の場合の月末決算整理）>

- 3月本決算
- 4月首商品棚卸高 ¥1,000
- 4月末商品棚卸高 ¥2,400
- 5月末商品棚卸高 ¥3,000
- 6月末商品棚卸高 ¥2,800

4月の月次決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
期首商品棚卸高	1,000	商 品	1,000
商 品	2,400	期末商品棚卸高	2,400

5月の月次決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
期末商品棚卸高	2,400	商 品	2,400
商 品	3,000	期末商品棚卸高	3,000

6月の月次決算時：

借方科目	金額	貸方科目	金額
期末商品棚卸高	3,000	商 品	3,000
商 品	2,800	期末商品棚卸高	2,800

続いて、3月が本決算の場合を想定した月次決算時の決算整理仕訳について示した。期首月である4月の月次決算時の仕訳は、年次決算の場合の仕訳と同様である。上段の仕訳は、前期末の商品棚卸高である期首商品棚卸高¥1,000を商品勘定から期首商品棚卸高勘定に振り替える処理である。同時に下段の仕訳は、4月末の商品棚卸高¥2,400を商品勘定の借方と期末商品棚卸高勘定の貸方に計上する処理である。期首月である4月末の月次決算が終わったタイミングでは、期首商品棚卸高勘定の残高は期首商品棚卸高である¥1,000、商品勘定と期末商品棚卸高勘定の残高はともに4月末の商品棚卸高である¥2,400となる。

次に、5月の月次決算時の上段の仕訳は、商品勘定と期末商品棚卸高勘定の残高である前月4月末の商品棚卸高¥2,400を相殺するために商品勘定と期末商品棚卸高勘定を洗い替える仕訳である。下段の仕訳は、5月の月末商品棚卸高¥3,000を商品勘定の借方と期末商品棚卸高勘定の貸方に計上する。5月の月次決算の処理が終了した時点では、期首商品棚卸高勘定の残高は4月初の商品棚卸高である期首商品棚卸高¥1,000のままであり、商品勘定と期末商品棚

卸高勘定の残高はともに5月末の商品棚卸高¥3,000である。それ以降の月次決算時の仕訳は、5月の仕訳と同じパターンの仕訳を繰り返し入力する。それによって、最終的に3月の決算時では、期首商品棚卸高勘定は期首商品棚卸高を、商品勘定と期末商品棚卸高勘定は3月末の商品棚卸高すなわち期末商品棚卸高を示すことになる。この一連の仕訳は、商品勘定と期末商品棚卸高勘定とで毎月の在庫変動を把握していることになる。

以上のことから、五勘定法は出力される財務諸表上の表示項目を勘定科目として仕訳入力に用いる点が大きな特徴であると言える。つまり、五勘定法は、売上高勘定、仕入高勘定、期首商品棚卸高勘定、期末商品棚卸高勘定、商品勘定という5つの勘定科目を用いて処理する。この点について、横山（1997）は、昭和50年代に入りコンピュータでの会計処理が進展すると、月次決算後の月次試算表を損益計算書と貸借対照表に区分して打ち出す形式をとるようになったため、三分法よりも損益計算書の表示を考慮して勘定を設ける五勘定法を用いるようになった（横山1997, 75）と指摘する。すなわち、五勘定法は、商品の購買、販売および決算の一連の商品売買取引の処理において用いられる勘定の数に着目して名称がつけられていると考えられる⁵⁵。この点に関して横山（1996；1997）は、学習簿記上は、売上原価に属する勘定が期首商品棚卸高、仕入高および期末商品棚卸高の残高を売上原価勘定に振替えるべきであることから六勘定法ということもできると指摘していることから勘定の数に着目した名称であると言える⁵⁶。

第2項 五勘定法の構造的特徴

五勘定法の決算時の処理について、簿記会計教育の観点から棚卸計算法を前

⁵⁵ 櫻井（2011）もまた五勘定法は「決算時に損益計算書上の売上損益を算定・表示し、同時に貸借対照表上の商品残高を確定するのに必要となる勘定が、売上高、仕入高、商品、期首商品棚卸高および期末商品棚卸高の五つであることから五勘定法」であると勘定の数から説明する（櫻井2011, 360）。

⁵⁶ 餅川（2012c）においても五勘定法が取り上げられているが、これは商品勘定五勘定法（五分割法）すなわち商品勘定を5つの勘定で処理するという三勘定法（三分割法）の発展形としての意味で用いられており、コンピュータ環境下における五勘定法とは異なる。

提とする三分法の財務諸表作成時における組替え仕訳と考えることもできるという指摘がある（大城 1998, 92）。その点から、五勘定法は、三分法から派生した処理方法または三分法思考のコンピュータ環境下での処理方法であると捉えることもできる（河合 2000, 248；櫻井 2011, 360）。そこで、五勘定法の構造的特徴を三分法との比較をつうじてその共通点と相違点から明らかにする。

最初に、共通点であるが、手記簿記における三分法もコンピュータ処理における五勘定法も、期中の商品売買取引の処理を合理的あるいは簡便的に行う棚卸計算法を前提にした処理方法である（河合 2000, 248；櫻井 2011, 360；2017, 78）。三分法も五勘定法も、売上原価の算定を決算時に一括して行う点で同じである。すなわち、期末時点で商品数量有高を確定したうえでこれに期末の在庫単価を乗じて計算する期末商品棚卸高にもとづいて、売上原価を計算によって算定する。

次に、相違点について二つ指摘する。一つ目は、売上原価の算定方法の違いである。すなわち、「期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高」の計算は、三分法では仕入勘定において行われるのに対して、五勘定法ではプログラム上で行われる（櫻井 2011, 360）。それによって決算整理仕訳に大きな違いがある。三分法では、仕入勘定において売上原価を算定するために、仕入勘定に期首商品棚卸高と期末商品棚卸高を振替えるための仕訳を行う。それに対して、五勘定法では「売上原価の算定式は演算プログラムに定義され、その演算には五勘定法による仕訳をつうじて確定された金額が用いられる」（河合 2000, 249）と指摘されるように、売上原価を算定するために必要な期首商品棚卸高と期末商品棚卸高の各金額を仕訳によって登録するといっても良い。したがって、五勘定法の決算整理仕訳における勘定は、プログラム上で売上原価を算定するために必要な計算式の記憶場所という役割を担う（河合 2000, 249；櫻井 2011, 360）。

相違点の二つ目は、三分法では必ずしも勘定は財務諸表上の表示項目と一致していないが、五勘定法で用いられる勘定はすべて財務諸表上の表示項目と一致している（河合 2000, 250）。会計システムの多くは、財務諸表に準じて勘定科目を決定しているという点で、財務諸表上の表示項目からのインプット制

約的なデータ・フローという特徴をもつものである（河合 2000, 252；櫻井 2011, 359）。五勘定法では、主要なアウトプットと位置づけられる合計残高試算表の表示項目が仕訳入力時の勘定科目として用いられる点が特徴である。例えば、期首商品棚卸高や期末商品棚卸高の勘定は、損益計算書の売上原価の内訳表示項目という役割がある（河合 2000, 249；櫻井 2011, 360）⁵⁷。五勘定法において三分法のように仕入勘定を用いて処理することができないのは、仕入勘定を用いてしまうとコンピュータ環境下では「財務諸表上の表示項目と金額との一致を保証するためのデータ処理システムの合理性が失われる」（河合 2000, 252）からである。中村（2018）もまた五勘定法の特徴として、会計システムから損益計算書等を直接出力する際、仕入勘定または、売上原価勘定の中身を期首商品棚卸高、当期仕入高および期末商品棚卸高に分解して出力することはできないという先に述べた点と同じことが指摘されている（中村 2018, 15）。

第 3 節 中小企業向け会計ソフトのケース

第 1 項 株式会社 TKC の FX シリーズ

わが国の中小企業向け会計パッケージ・ソフト（以下、会計ソフト）は、パーソナル・コンピュータが登場した 1980 年代以降に提供が開始され、今日多くの中小企業で利用されている。そのような会計ソフトには、弥生会計、PCA 会計、勘定奉行、大蔵大臣、会計王といったものがある。ここでは多くの中小企業で利用されている株式会社 TKC（以下、TKC）が提供する会計ソフト「FX シリーズ」⁵⁸の 1 つである FX2 を取り上げる。

TKC は、1966 年に飯塚毅⁵⁹氏により栃木県宇都宮市で設立された。同氏は、

⁵⁷ 中村（2018）もまた五勘定法の特徴として、会計システムから損益計算書等を直接出力する際、仕入勘定または、売上原価勘定の中身を期首商品、当期仕入および期末商品に分解して出力することはできないと指摘する（中村 2018, 15）。

⁵⁸ 同シリーズは累計で 31 万社の企業に提供されている。なお、同シリーズのうち、小規模法人向け「e21 まいスター」は 12 万 7 千社、「FX2」は 12 万社、「FX4 クラウド」は 19 万 3 千社に導入されている（いずれも 2023 年 9 月 30 日現在）。

⁵⁹ 税理士・公認会計士。終戦翌年の 1946（昭和 21）年に会計事務所を開業

1962年の第8回世界会計人会議出席のため訪れた米国において「コンピュータ会計革命」に大きな衝撃を受け、この技術革新が間違いなく日本にもやってくることを確信し、1966年に会計事務所が共同利用する株式会社栃木県計算センター（現 TKC）を設立した（TKC2023, 370-371）。その後、「会計伝票という単一のソース・データから多角的に高度な経営計算資料を自由自在に取り出し得るトータル・システム」の構築を目指して会計ソフトの開発を始めている。現在の会計ソフトFXシリーズの基礎となっているのが「TKC 財務三表システム」である（TKC2023, 370）。

図表 6-3 一覧式総勘定元帳と勘定科目コード

TKC 財務三表システム「一覧式総勘定元帳」(第1版・昭和42年12月)

一覧式総勘定元帳

月別経費分析表

		(損益計算)	
		勘定科目名	勘定科目コード
経 営	営業 収 益	売上高	4111
		売上高	4112
		売上高	4113
		収入	4114
		売上値引・戻り高	4115
		純売上高	
	売上 原 価	期首棚卸高	5111
		商品仕入高	5211
			5212
		仕入値引・戻し高	5213
	期末棚卸高	5311	

出所：飯塚毅記念館展示物：一覧式総勘定元帳。

している。

図表 6-3 は飯塚毅記念館（栃木県宇都宮市）に展示されている TKC 財務三表システムの「一覧式総勘定元帳」である。一覧式総勘定元帳とは、1967（昭和 42）年に設計されたものでその出力帳表は縦 96 cm，横 44.5 cm の新聞紙大であり，月次試算表（貸借対照表と損益計算書）と月例経営分析表の三表から構成されている。図表 6-3 はその一覧式総勘定元帳の出力帳票である。月次試算表は「資産・負債・資本計算」（貸借対照表）と「損益計算」（損益計算書）からなり，「前残高」，「借方」，「貸方」および「残高」という書式になっていて，現在多くの会計ソフトで出力されている試算表と同じ書式になっている。一覧表の下段には「月例経営分析表」があり 47 項目の経営分析指標が表示されている。

第 2 項 勘定科目コード体系と五勘定法

図表 6-3 の右側には損益計算書部分を拡大したものが示されているが，そこには勘定科目に対応した勘定科目コードを確認することができる。これは，同氏が開発したわが国で最初の標準的な勘定科目コード体系の解説書「一覧式総勘定元帳の科目配置基準⁶⁰」にもとづいたものである。日下部（1971，173）によれば，当時の通産省工業技術院が企業の EDP 会計において使用する勘定科目コードを標準化し日本工業規格（以下，JIS）として制定しようとしたのが 1970 年代になってからであり，それよりも前に勘定科目のコード体系が確立されていたことになる。会計ソフトにおいては勘定科目体系の確立が非常に重要で，個々の勘定科目に付せられた勘定科目コードはコンピュータが勘定科目を識別するためのキーであり，電算機の内部では勘定科目コードが特定の勘定科目の体现者として機能することになる（新田 1987，164）。

ところで，図表 6-3 の拡大部分は売上損益項目で，勘定科目名と勘定科目

⁶⁰ TKC は標準勘定科目体系の開発により利用企業の会計情報の収集が容易となり，1975 年から『TKC 経営指標（Business Analyses and Statistics by TKC : BAST）』という財務分析情報を提供している。令和 5 年版の『TKC 経営指標』には，全国の中小企業 253,648 社（1,175 業種）の会計情報を基礎に，優良企業・黒字企業・欠損企業などの財務分析数値を提供している（TKC2023，378）。

コードが示されている。営業収益項目としては「売上高：4111」、売上原価項目としては「期首棚卸高：5111」、「商品仕入高：5211」および「期末棚卸高：5311」が見て取れ、損益計算書の表示項目にそって勘定科目コードが設定されている。また、拡大はされていないが貸借対照表部分では「商品：1131」とコード化されている。

図表 6-4 FX2 の試算表（貸借対照表・損益計算書）

貸借対照表：

コード	勘定科目名	元	資	前月末残高	借方	貸方	当月残高
1122	売掛金	20		27,620,716	17,495,241	17,290,451	27,825,506
1123		10		0	0	0	0
1125	有価証券	10		0	0	0	0
1126	その他の当座資産	10		0	0	0	0
	当座資産計			211,642,777	45,704,431	41,469,038	215,878,170
1131	商品	10		478,452	222,855	245,210	456,097
1132	製品	10		70,739	1,285,455	1,212,548	143,646
1133	半製品	10		0	0	0	0
1134	原材料	10		1,247,386	1,735,550	1,732,563	1,250,373
1135	仕掛品（半成品）	10		385,953	222,558	211,120	397,391
1136	貯蔵品	10		0	0	0	0
	棚卸資産計			2,182,530	3,466,418	3,401,441	2,247,507
1151	前渡金	10		0	0	0	0

損益計算書：

コード	勘定科目名	元	資	前月末残高	借方	貸方	当月残高
4111	製品売上高	10	-	114,218,527	0	18,992,433	133,210,960
4112	商品売上高	10	-	6,462,948	0	1,003,425	7,466,373
4113	売上高	10	-	0	0	0	0
4114	売上高	10	-	0	0	0	0
4115	売上値引戻り高（△）	10	-	0	1,050	0	1,050
	純売上高			120,681,475	0	19,994,808	140,676,283
5111	期首棚卸高	10	*	1,469,368	0	0	1,469,368
5211	商品仕入高	10	V	3,069,212	702,174	0	3,771,386
5212		10	V	0	0	0	0
5215		10	V	0	0	0	0
5216		10	V	0	0	0	0
5213	仕入値引戻し高（△）	10	V	0	0	0	0
	当期製品製造原価			83,428,311	13,612,430	0	97,040,741
5273	他勘定振替高（△）	10	*	0	0	0	0
5311	期末棚卸高（△）	10	*	1,526,473	1,457,758	1,508,310	1,577,025
	当期売上原価			86,440,418	14,264,052	0	100,704,470
	売上総利益			34,241,057	0	5,730,756	39,971,813
6111	販売員給与	30	F	4,973,710	811,490	0	5,785,200

出所：FX2（2023年12月版A）。

現在の会計ソフト FX シリーズでは、この勘定科目コードが当時のまま利用されている。図表 6-4 は、FX2 のいわゆる試算表である勘定科目残高貸借対照

表（資産の部）（棚卸商品）、勘定科目残高損益計算書（売上総利益）である。貸借対照表には「商品」、損益計算書には「売上高」、「商品仕入高」、「期首棚卸高」、「期末棚卸高」という表示項目が確認できるが、結局、これらの表示項目を勘定科目として仕訳入力に用いることになる。今回、FX2 以外にも代表的な会計ソフトである弥生会計、PCA 会計、勘定奉行および会計王についても商品売買取引の処理方法について調査を行った。その結果、それらの会計ソフトでは、例外なく商品売買取引の処理方法には五勘定法が採用されていたことが確認できた。したがって、先述のとおり五勘定法が中小企業向けの会計ソフトにおいては基本的な処理方法となっていることが確認できた。

第 4 節 売上原価対立法の特徴

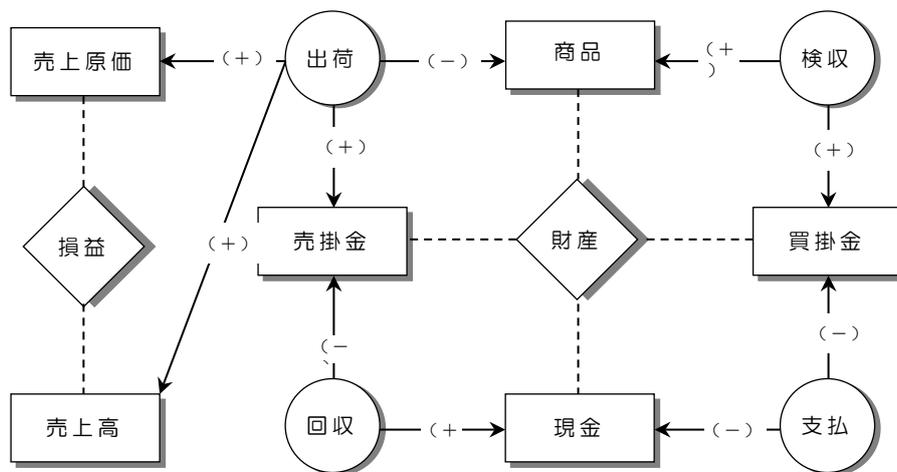
第 1 項 商品売買取引における価値連鎖

取引処理は、通常、購買や販売などの基幹業務サイクル内での各事象に関するデータ処理を機能別に分け、最終的にそれぞれのデータ処理の結果を総勘定元帳機能に引き渡し、その後財務諸表に変換する（櫻井 2017, 75）。つまり、取引処理システムにおいて、各業務を処理する業務処理システムは取引処理システムのサブシステムとして捉えられ、それぞれの業務処理システムで捕捉される取引のデータをどのように総勘定元帳システムに連携するのかが重要になる（櫻井 2017, 75）。そのため、会計の視点から見た場合には、価値連鎖の過程において各業務サイクルで発生する取引をどのように財務諸表に変換するかが重要となる（櫻井 2017, 75）。価値連鎖とは、「商品の購買から販売までの各事象の一連の流れの中で価値を付加する連鎖的な業務活動」（櫻井 2017, 75）と捉えられる。

図表 6-5 は、商企業の商品売買取引における価値連鎖を構成する各事象と価値要素との関係を表したものである。図表 6-5 では、商品売買において、会計上の取引を直接的に発生させる事象は円で、四角形はそれぞれ異なる価値要素をあらわしている。購買機能は「購買」と「現金支払」の事象から構成され、販売機能は「販売」と「現金回収」の事象から構成される。これらの機能を有する部門等は、通常企業内では、別々の組織として存在し、同時にそれぞれが

独立して業務を行っているが、「商品」や「現金」などの価値要素を媒介して統合され、商企業における基幹業務である商品売買取引を構成している（櫻井 2017, 75 - 76）。そして、商品売買取引における価値連鎖も商品という棚卸資産を媒介に認識される（櫻井 2017, 76）。会計測定に必要となる価格や数量などのデータは、各業務サイクルのなかの活動において取引処理システムのインプットとして把握されることになる。業務サイクルでの各業務活動は、会計情報の変換に要する会計データの源泉であるから、会計測定は業務サイクルを横断して認識される価値連鎖を勘定によって把握することになる（櫻井 2017, 76）。取引処理システムの全体において、業務処理システムで処理される業務データは、勘定科目を伴って会計データに変換され総勘定元帳システムに引き渡される。

図表 6-5 商品売買取引における価値連鎖



出所：根本（2004，15）。

第2項 売上原価対立法の意義

櫻井（2022，152）は、売上原価対立法⁶¹を原則的な処理方法として位置づけている。その理由は、①収益との個別的対応に合致すること、②経営管理において販売ごとに利益測定が必要とされること、および③工業簿記の教材に

⁶¹ 売上原価対立法については第2章で述べており、具体的な処理方法についてはそこでの仕訳例を参照されたい。

における製品勘定から売上原価勘定への振替仕訳と首尾一貫していることなどを指摘している（桜井 2022, 152）。また、柴田（2000）によれば、売上原価対立法の長所について、①売上勘定は収益勘定であり、販売時に売上に対応する売上原価を費用の認識として計上するため、勘定の分類および勘定の性格が明白となること、②商品勘定は、純粹の資産勘定となり、商品有高帳・仕入帳との照合が容易であること、③売上高と売上原価の対応が容易であるため、経営管理上、重要な役割を果たすことができることがあげられている（柴田 2000, 90）。また、寫村（1993）によれば、売上原価対立法は、総額主義記録法であり、取引のつど売上原価勘定および売上勘定が記帳されることから、決算整理を必要としないという意味で完全記録法として特徴づけることができるとされる（寫村 1993, 9）。加えて、「管理機能の面からは、財産管理および取引事実の顛末説明の点で売上原価対立法がもっとも合理的な処理方法といえる」（寫村 1993, 9）と主張されている。これらの売上原価対立法の特徴のうち、五勘定法との比較から特筆すべき特徴は、売上原価対立法は五勘定法とは異なり、商品売買活動において最も重要である売上損益を販売のつど明らかにできる点である。

第3項 取引処理システムにおける売上原価対立法の効果

河合他（2021）は取引処理システムにおける売上原価対立法の効果について三つ指摘する。

一つ目の効果は、購買業務と販売業務における会計事実が、その業務のつど会計測定ルールに準じて直接的に勘定機構に写像される点である。とりわけ、商品の売買損益は商品の出荷段階で商品別に把握され、期末の实地棚卸を待つ必要はない。換言すれば、売上原価対立法は売上原価対立法は検収から出荷までに至る棚卸資産の増減に着目し、会計事実がその事実どおりに仕訳に反映されるという特徴⁶²をもつ（河合 2000, 257）。

二つ目の効果は、個別業務部門での業務データの捕捉が前提となることから、分散処理方式がコンピュータ環境に適している点である。購買業務と販売業務

⁶² 安平（1988）や 中瀬（1991）では、売上原価対立法がもっとも事実に対応した処理方法であると結論づけている。

とを連動させる商品の流れを直接的に把握するために、継続記録法とその都度法の処理を組み込んだ在庫管理機能が必要になるが、売上原価対立法は準統合型および統合型取引処理システムに適用可能である。

三つ目の効果は、データベースやネットワーク・システムの情報技術環境のもとで、販売業務の発生とほぼ同時に売上損益を把握できることに加えて、全社的損益情報のほかに商品別、部門別、担当者別あるいは得意先別の損益情報をリアルタイムに業務部門にフィードバックすることができる点である。売上損益情報を購買や販売部門に対して発生時点に近いタイミングでフィードバックすることができる（河合 2000, 260）。これによって、取引処理システムが単なる財務諸表作成機能から、損益情報を基礎とする業務管理機能へとその機能を拡張することができる⁶³。今日では、ERP システムの多くは売上原価対立法を適用している（河合他 2021, 34-35）。

なお、売上原価対立法の最大の特徴は、売上原価を販売のつど計上する点にあるが、処理上の煩雑さから販売のつど売上原価の把握が困難な場合についても先行研究においてさまざまな解決法が示されている。安平（1988）によれば、月次決算を待たずして売上原価が把握できない場合であっても、期中の商品購入時にはそれを資産として商品勘定に原価で記録し、月末に販売した分を費用として売上原価勘定に記録すれば売上原価対立法は使用可能である⁶⁴（安平 1988, 26）。また、横山（1996 ; 1997）によれば、継続記録法の採用が困難な場合に、予定売上原価計算制度の採用を提示する。具体的には、製造業における予定原価計算制度と同様に商業の場合にも予定売上原価制度を採用することにより、商品の販売のつど売上原価を採用することが可能となる（横山 1996,31 ; 1997,79-80）とする。つまり、棚卸計算法を採用している

⁶³ 櫻井（2011）は、企業活動に即した会計情報を経営管理にも活用しようとする企業にとっては、即時的に商品別などの損益情報を提供することができる売上原価対立法は非常に有効となると指摘する。

⁶⁴ さらに、久野（1986）は、売上原価対立法を、商品販売のつど商品勘定から売上原価勘定へ振替える方法を継続売上原価直接把握法、決算時に一括して振替える方法を一括売上原価直接法と呼称し、さらに後者は、どのタイミングで売上原価を把握するかにより週末一括売上原価直接法、月末一括売上原価直接法、期末一括売上原価直接法があるとされる（久野 1986, 80-82）。

場合であっても、予定売上原価計算制度により販売時個別売上原価対立法を採用することが可能である。一方で、薬品・家電・酒類を販売する業種においては仕入のタイミングからかなり遅れて仕入割戻が行われることがあるため、その割戻額を見積ったうえで見積払出価額により売上原価を算定することが必要となる（横山 1996, 31）という指摘がある。

本章では、ここまで企業実務において採用されている五勘定法と売上原価対立法についてその特徴を明らかにした。取引を事実どおりに記録することができる売上原価対立法を採用することが好ましいと考える。しかし、特に中小企業においては販売のつど売上原価を把握する煩雑さや、必ずしもリアルタイムでの損益情報を必要としていないといったことから、実務における売上原価対立法の採用割合は高くないと考えられる。それぞれの企業において、どの取引処理システムを採用するかは、企業ごとの会計情報に対するニーズにより判断が異なるといえる。

第7章 商品売買取引の処理方法と二つの簿記学との関係

第1節 取引処理システムと商品売買取引の処理方法との関係

第4章では、商品売買取引の処理方法について払出数量の把握方法、払出単価の決定方法、売上原価の計上のタイミング、仕訳方法などの視点から分類整理した。繰り返しになるがそれを簡単にまとめれば、最終的には商品売買取引の処理方法は大きく二つの方法に分類することができる。一つは、継続記録法は移動平均法などその都度法と結びつき、それにより販売のつど売上原価を計上することが可能となるので仕訳方法は売上原価対立法が適合する。もう一つは、棚卸計算法は総平均法など月別・期別法と結びつき、それにより月次等にまとめて売上原価を算定することになるので仕訳方法は三分法が適合する。

河合他（2021）は、取引処理システム形態の違いは売上損益計算の方法にも影響を及ぼすと指摘する。具体的には、売上損益の算定において統合型取引処理システムに適用可能な方法と独立型取引処理システムに典型的な方法があるとする。継続記録法とその都度法は、統合型のシステム環境に適合する方法である。継続記録法とその都度法を採用するためには、購買業務での商品の在庫数量、受入数量、受入価格のデータ、販売業務での商品の払出数量のデータを共用しリアルタイムで処理されるような統合型取引処理システムの環境が必要である（櫻井 2017, 80）。一方で、棚卸計算法と月別・期別法は、会計取引を集中入力しバッチ処理するような独立型取引処理システムに適合する方法である。月次や年次において売上原価を一括して計上する場合は、業務活動の日常的な詳細記録と勘定機構とは独立の関係にあるようなバッチ処理を特徴とする独立型のシステム環境で十分である（櫻井 2017, 80）。

これを踏まえて櫻井（2017, 81）では、図表 7-1 に示すような取引処理システム形態と商品売買取引の処理方法との関係を整理している。この分類整理では、取引処理システム形態に応じて適合する商品売買取引の処理方法は異なると考えられている。具体的には、取引処理システムに適合する商品売買取引の処理方法を「払出数量の把握方法」、「払出単価の評価方法」、「売上原価の把握」および「仕訳方法」の四つの視点から考察されている。

図表 7-1 取引処理システム形態と商品売買取引の処理方法との関係

TPS の形態	払出数量の把握方法	払出単価の評価方法	売上原価の把握	仕訳方法
統合型 TPS (リアルタイム処理)	継続記録法	その都度法 ● 個別法 ● 先入先出法 ● 移動平均法	直接的に把握	売上原価対立法
準統合型 TPS (バッチ処理)		月別・期別法 ● 月次移動平均法 ● 総平均法 ● 単純平均法 ● 最終仕入原価法 ● 売価還元法		
独立型 TPS (バッチ処理)	棚卸計算法		間接的に把握 (期末商品棚卸高を算定)	五勘定法

(注) TPS = 取引処理システム

出所：櫻井（2021，83），一部加筆修正。

図表 7-1 では、例えば、取引ごとの損益把握を目的として販売のつど売上原価を計上する場合は、分散入力/リアルタイム処理を特徴とする統合型のシステム環境が必要となる。販売のつど売上原価を把握するためには、継続記録法とその都度法を前提とした売上原価対立法が採用されることになる（櫻井 2017，80）。

一方で、月次や年次での決算を行い、財務諸表作成を重視したシステム構築であれば棚卸計算法と月別・期別法を前提とした五勘定法で問題ない（櫻井 2017，80）。月次や年次において売上原価を一括して計上する場合は、業務活動の日常的な詳細記録と勘定機構とは独立の関係にあるようなバッチ処理を特徴とする独立型のシステム環境で十分である。したがって、五勘定法は決算時点において売上原価を計上するという点で、業務活動と損益情報との関連性は重視されず売上損益情報は集約的となることから、財務諸表作成目的を重視して構築される取引処理システムにおいては適合的な方法である（河合 2000）。なお、五勘定法は必ずしも棚卸計算法を前提としているわけではなく⁶⁵、購

⁶⁵ 中村（2018）によれば、「財務諸表作成目的等で先入先出法や移動平均法を採用するものの、管理上のコストとベネフィットからリアルタイムの総勘定元帳データを必要とせず三分法等を用いることは十分に考えられ、この組み合わせは何ら矛盾するものではない」（中村 2018，16）とされる。

買・在庫管理システムや販売管理システムにおいて継続的に捕捉される商品の増減に関するデータから月末商品棚卸高を算定し、それを総勘定元帳システムにおいて月次決算仕訳として入力することもできる（櫻井 2011, 361）。

第 2 節 補助簿と主要簿

決算中心主義の簿記について岩田（1955）は以下の二つを指摘する。一つは、簿記と会計の区別があいまいになること、二つ目は、帳簿の中でも会計管理のための簿記においては、本来重要とされるべき補助簿ではなく、主要簿をつける帳簿係を養成する学問となってしまう、経理部の機能が決算を目指した仕事でその材料を集めるという日常の経営活動から遊離したものになってしまうということである（岩田 1955, 10）。第 1 章では、日々の帳簿記入は管理につながり、会計管理のための簿記では、いわゆる補助簿が「主」となり主要簿が「従」となることを指摘した。

安藤（1988）もまた最近の簿記テキストについて簿記の語源といえる「帳簿記録」の第一の目的が忘れられ、決算を重視するという第二の目的に偏っており、「帳簿記録」を忘れた簿記は空洞化していると指摘する（安藤 1988, 44）。簿記が本来の目的を果たすためには「簿記はまずもって、日々の取引を細大漏らさず帳簿に記録する必要がある」（安藤 1988, 44）とする。加えて、安藤（1988）は、簿記では帳簿に関して主要簿と補助簿に区別されるが、補助簿の重要性を説いている（安藤 1988, 44）。例えば、商品については主要簿ではなく、補助簿である商品有高帳で具体的・直接的な管理が行われるためである（安藤 1988, 44）。そして、その場合、主要簿（仕訳帳と総勘定元帳）は、補助簿との照合関係を通じて、帳簿を組織化・体系化し、財産管理に対して間接的な役割であるとする（安藤 1988, 44）。寫村（1993）も、簿記の主要機能として決算機能が重視されていることを指摘し、簿記の基本機能は取引顛末の記録機能であるとし、管理機能を第 2 次機能、決算機能を第 3 次機能として位置づける帳簿組織の見直しが必要であると主張する（寫村 1993, 3）。

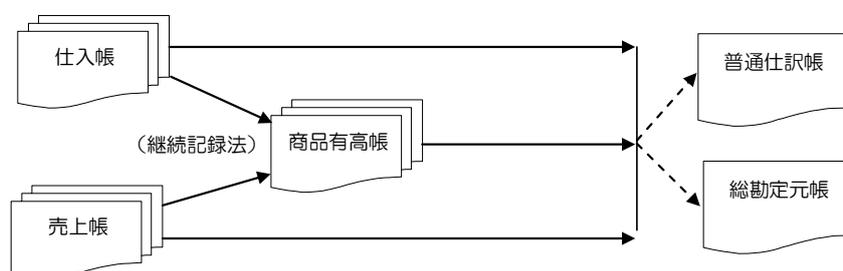
複式簿記は「会計管理機能を担う単式簿記を補助簿として、あるいは特殊仕訳帳として包含しているシステムであり、複式記入の対象となる帳簿である仕

訳帳（普通仕訳帳），総勘定元帳だけを検討しても，意味がない」（原編 2019，5）と指摘されるように，主要簿を対象とするのではなく，簿記の仕組みを包括的に検討するべきであることが指摘されている。また，帳簿の本来の機能は「あらゆる会計に共通の機能である記録による管理，会計管理にあり，これを実際に担っているのは，補助簿を含む帳簿組織全体である」（原編 2019，1）と述べられているように帳簿記録の重要性が指摘されている。

第 3 節 商品売買取引の処理方法と二つの簿記学

日常的な商品売買取引による商品の数量増減をそのつど記録し，商品の払出単価を一定の会計的方法（移動平均法など）により商品の払出のつど計算する処理方法を想定した場合の帳簿記録の体系は図表 7-2 のとおりである。

図表 7-2 継続記録法を前提とした帳簿記録の体系



出所：筆者作成。

これまでに考察してきたとおり，三分法ではこのような帳簿記録の体系とは乖離している部分がある。すなわち，商品在庫変動の把握（売上原価の算定）を巡る帳簿体系と仕訳とが分離している。会計処理の煩雑化を理由とした帳簿記録の簡略化は，決算中心主義の簿記ということが言える。現代においては中小企業においても会計処理のコンピュータ化は浸透しており，三分法が商品売買取引の処理方法として支配的であるかのような説明は妥当ではないことを指摘した。現代においては，帳簿記録の簡略化を継続しなければならない要因は取り除かれているとも考えられる。

しかし，過去の実態調査結果からわが国の実務では五勘定法を採用する企業

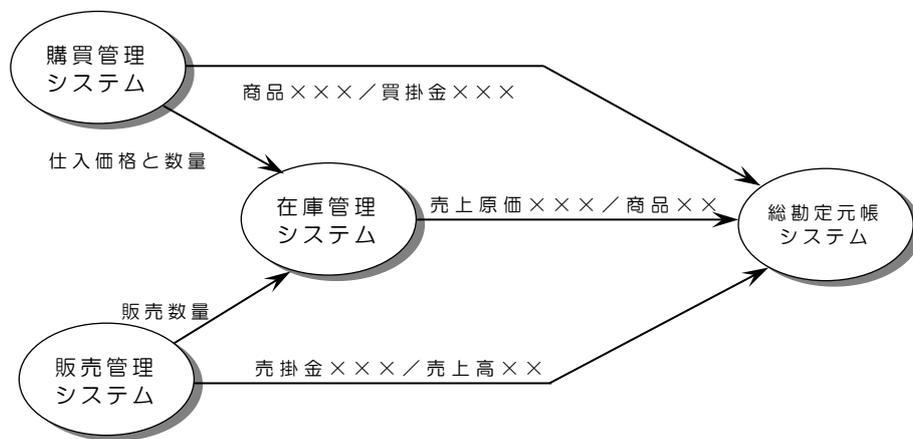
が多いというのが実状で、とりわけ中小企業向けの市販の会計ソフトのほとんどは五勘定法を採用していることを指摘したところである。五勘定法は、期中の会計事実を期間集計値をもって財務諸表上に反映させるように、期中の商品売買取引の記録を簡素化して期間損益計算を行える点で、財務諸表作成目的を重視した方法なのである（河合 2000, 255）。その点において、五勘定法も三分法と同様に帳簿と勘定の関係が別々であり決算中心主義の簿記の思考を踏襲しているのではないかと考えられる。ここに帳簿と勘定の関係が分離しているとは、例えば、商品有高帳を商品という資産の内訳明細を示していると考える場合に、三分法や五勘定法は商品という資産については勘定への増減記録は行われていないということである（泉 2003a, 86）。

図表 7-1 では、統合型取引処理システムは分散処理やリアルタイム処理環境であることから、売上原価を商品販売のつど把握することができ売上原価対立法が採用可能であるため、財務諸表作成はもちろんのこと日々の業務管理に資する損益情報を提供できる。一方で、独立型取引処理システムは、集中入力やバッチ処理環境であることから、月別・期別法と適合し月次決算もしくは決算においてまとめて売上原価を把握して五勘定法によって売上原価を算定・表示することに適している。一方で、売上原価対立法では期中において商品勘定に原価で増減記録が行われるから商品勘定が商品有高帳の統制勘定になるとも考えられる（泉 2003a, 86-87）。

統合型の取引処理システムは基幹業務システムを統合することに特徴があり、そこでの帳簿記録は購買管理、在庫管理、販売管理などを適切に行うために必要なデータを提供しなければならない。言い換えれば、統合システム環境下での帳簿記録は管理目的で行われるのであって、財務諸表の作成のみを目的にして日々の帳簿記録が行われるのではない。さらに、それぞれの部門で管理に活用するのは補助簿のデータだということである。具体的には、図表 7-3 のように購買管理システムや販売管理システムで捕捉される数量や価格のデータを在庫管理システムに連携することにより売上原価対立法での処理が可能となる（河合 2000, 257）。今日、統合システムにみられるネットワーク技術やバーコード技術を活用することで、売上原価対立法を適用できる企業は増大している（河合他 2021, 34）。その点で、統合型システムに組み込まれる帳簿記録

の体系は、まさに管理中心主義の簿記学であると言える。

図表 7-3 売上原価対立法を可能にする自動仕訳



出所：河合（2000，257）。

おわりに

本論文では、商品売買取引の処理方法についてさまざまな視点から考察を行った。考察の結果、以下のようないくつかの発見事項があった。

第2章において15世紀以降の商品勘定の歴史的変遷に伴い総記法、分記法、三分法の順に処理方法が出現した経緯を確認したが、わが国ではそのような順で商品売買取引の処理方法を説明する簿記テキストが多い。第3章では、わが国の簿記教育において商品売買取引の処理方法が、どのように取り扱われているかについて、簿記テキストと検定試験の調査を行った。調査の結果、日商簿記検定では2016年から2級の出題範囲に売上原価対立法や実務において一般的になっている月次による処理が追加される一方で、簿記テキストにおいては、大正時代からすでに取り扱われていた三分法が、昭和、平成、そして今日まで一貫して支配的な処理方法であることを明らかにした。

また、第4章では、先行研究における処理方法のさまざまな観点での分類整理を総括し筆者独自の分類モデルを提示した。分類モデルを提示する上で重視したのが、本論文の副題であり第1章で取り上げた「決算中心主義の簿記」と「管理中心主義の簿記」の視点からの考察である。商企業の根幹をなす商品売買取引の処理方法において、この二つの簿記学の考え方の違いは、売上原価の算定方法にあらわれると結論づけた。具体的には、売上原価を販売のつど把握できる処理方法である売上原価対立法は、日々の記録を重視するという点において「管理中心主義の簿記」の立場に立つ処理方法である。一方、期末に一括して売上原価を把握する処理方法である三分法は、いわゆる財務諸表の作成を主たる目的としたものであり、「決算中心主義の簿記」の立場に立つ処理方法であるといえる。

第5章では三分法の問題点について考察を行った。具体的には、三分法に用いる仕入勘定や繰越商品勘定、売上損益の把握に関する理論上の問題点、商品有高帳との関連性に関する問題点、三分法という名称に関する問題点、実務上の問題点について取り上げた。とりわけ、実務上の問題点については、先行研究における実態調査を考察した結果、採用されている処理方法は三分法ではな

く、三分法から派生した五勘定法と売上原価対立法の2つの処理方法であることを明らかにした。

第6章では、五勘定法と売上原価対立法について詳細に検討を行った。具体的には、中小企業向け会計パッケージソフトであるTKCのFX2について主に調査を行い、商品売買取引の処理方法として実際に五勘定法が採用されていることを確認しその特徴を明らかにした。なお、わが国ではパーソナル・コンピュータが登場した1980年代以降に中小企業会計向けパッケージソフトは提供が開始されたが、TKCではすでに1960年代に今日提供されているFX2で使われている勘定科目コードを設定していた。JISの勘定科目コードの制定が1976年とされているため、それよりはるか前にコード化されていることを調査によって明らかにした。

第7章では、今日においてはコンピュータ環境下での会計処理が一般化していることから、取引処理システムと商品売買取引の処理方法との関係について考察を行った。取引ごとの損益把握を目的として販売のつど売上原価を計上する場合は、分散入力/リアルタイム処理を特徴とする統合型のシステム環境のもとで売上原価対立法が採用され、財務諸表作成を重視したシステム構築であれば売上原価は期末に一括して把握する独立型のシステム環境のもとで五勘定法が適合することを述べた。そして、決算中心主義に適合する商品売買取引の処理方法が五勘定法であり、管理中心主義に適合する処理方法が売上原価対立法であると結論づけた。

以上のことから、わが国では簿記教育においては手記簿記を前提とした三分法が支配的であり、実務においては五勘定法が中小企業を中心に採用されており、よって売上原価を後から一括して計上する三分法思考の記録方法が支配的であるといわざるをえないと結論づけた。すなわち、わが国の簿記教育や実務における商品売買取引の処理方法は、岩田（1955）が70年前に指摘した決算中心主義の簿記にいまだ支配されているのである。そして、第6章で考察したように、取引処理システム形態に応じて適合する商品売買取引の処理方法は異なると一般的には言うことができることを指摘した。すなわち、独立型のシステム形態には五勘定法が、統合型のシステム形態には売上原価対立法が適合する。

筆者は取引を事実どおりに記録することができる売上原価対立法を採用することが好ましいと考えている。それぞれの企業においてどの処理方法を採用するかは、一般的には企業ごとの会計情報に対するニーズにより判断が異なると言えるが、わが国では取引処理システム形態とは無関係に五勘定法が採用される傾向がある。特に中小企業においては販売のつど売上原価を把握する煩雑さや、必ずしもリアルタイムでの損益情報を必要としていないといったことから、売上原価対立法を採用することは難しいといった指摘もあるであろう。しかし、情報技術の進展を踏まえ会計情報の業務管理への有効活用を考える場合には、売上原価対立法の採用は困難ではないものと考えている。

決算中心主義の簿記思考から脱するためには、三分法一辺倒の簿記教育では問題がある。実務で採用されている五勘定法と売上原価対立法を教育することが今後ますます必要となる。実務では決算中心主義の簿記の考え方の範疇にある五勘定法の採用が多いが、現代のコンピュータ環境や業務管理への有効な情報提供という観点から管理中心主義の簿記学の考え方に適合する売上原価対立法の教育は重要ではないかと考える。

最後に、本論文を執筆するうえで出発点となった日々の記録の重要性、すなわち岩田（1955）が主張する「管理中心主義の簿記」の立場では、本来、主要簿ではなく日々の管理に有効な補助簿が重要視される点においては考察が不十分であったため今後の検討課題としたい。

謝辞

本論文を最後まで執筆することができたのは、現中央大学教授の櫻井康弘先生のご指導のお陰です。筆者が何度も諦めかけた時も、決して諦めず最後までご指導いただきました。大変お世話になり、本当にありがとうございました。

筆者が勤務する株式会社 TKC が提供する会計システムについて研究ができればよいなという漠然とした思いだけで、専修大学大学院を受験しました。会計の知識もほとんどない筆者を、櫻井先生は受け入れてくださいました。それにもかかわらず、いつも自身の能力以上のことに何も考えずに勢いだけで挑戦してしまう筆者は、案の定、研究と仕事の両立ができずにゴールが見えない不安に押しつぶされ、途中研究に取り組むこと自体を諦めてしまいました。そんな筆者に櫻井先生は、もう一度研究する機会をくださり、多くの論文を読むという初歩的なことから懇切丁寧にご指導くださいました。特に最後の1年間はたくさんの論文を読んで新たな知見や気づきを得ることはとても新鮮で、社会人になり忘れかけていた知的好奇心を満たすわくわく感を経験することができました。この最後の1年間は筆者にとっては大変貴重で、この機会がなければ一生心残りがあったと思います。そんな機会をくださった櫻井先生には、あらためて感謝の気持ちでいっぱいです。

研究生生活においては、多くの方々にご支援をいただきました。中央大学大学院との合同ゼミでは、中央大学学長の河合久先生に修士論文執筆にあたり貴重なご指導をいただきました。ありがとうございました。

また、副査を担当いただいた成岡浩一先生をはじめ、石原裕也先生、椛田龍三先生、国田清志先生には、中間発表会や講義の際に、貴重なご意見を数多くいただきました。先生方から賜りましたご意見が少なからずこの論文に反映できていれば幸いです。この場をお借りして心からお礼申し上げます。

加えて、株式会社 TKC の提供するシステムの歴史を調査する過程においては、飯塚真玄名誉会長をはじめ、飯塚真規社長、システム開発研究所自計化システム設計部堀越浩部長には執筆された書籍で学習させていただいたり、修士論文執筆のための過去の資料を提供いただいたり大変お世話になりました。ま

た、飯塚毅記念館永井伸一副館長には展示物の写真撮影にご協力いただきました。ありがとうございました。なお、研究において、勤務する株式会社 TKC や TKC 全国会について調べる中で、創業者である飯塚毅氏が、この神保町の専修大学神田キャンパスで研究されていたことを知りました。いくつもの偶然が重なり、同じキャンパスで研究生生活を送ることができたことはとても幸せでした。

最後にこの専修大学大学院を修了された先輩で税理士の佐々木理恵先生に、感謝いたします。佐々木先生の厳しい叱咤激励がなければ、まだまだ未熟で諦めるのが得意な筆者は、研究生生活を続けることはできませんでした。ありがとうございました。

2024年2月

野田 久仁香

引用文献・参考文献

- Littleton, A. C. 1933. *Accounting Evolution to 1900*, American Institute Publishing. 片野一郎訳 (1952)『リトルトン会計発達史』同文館出版。
- 青木茂人 (2002)『図解いちばんやさしい簿記入門』ナツメ社。
- 青柳文司編著 (1972)『会計情報の一般理論』中央経済社。
- 秋葉国利 (1972)「商品勘定三分割法の批判的考察 (I)」『一橋研究』第 24 巻, 20-42 頁。
- 秋葉国利 (1973)「商品勘定三分割法の批判的考察 (II)」『一橋研究』第 25 巻, 1-17 頁。
- 秋葉国利 (1974)「商品勘定三分割法における各種の勘定運用法とその修正」『北海学園大学経済論集』第 22 巻第 3 号, 89-106 頁。
- 秋葉国利 (1976)「費用性資産の簿記処理における資産法と費用法」『北海学園大学経済論集』第 23 巻第 4 号, 119-137 頁。
- 秋葉国利 (1977)「商品勘定三分割法という名称の妥当性について」『北海学園大学経済論集』第 24 巻第 4 号, 59-70 頁。
- 秋葉国利 (1978a)「損益計算書における売上原価の表示形式と勘定設定」『北海学園大学経済論集』第 25 巻第 4 号, 55-73 頁。
- 秋葉国利 (1978b)「三分法と費用法—「特殊販売の仕訳処理 1」(前号) 第 5 節に関連して—」『北海学園大学経済論集』第 26 巻第 3 号, 95-107 頁。
- 秋葉国利 (1985a)「5 冊の簿記書における分記法・総記法・三分法の説明」『共同研究：大学レベルの簿記テキストの検討』『産業経理』第 45 巻第 1 号, 64-66 頁。
- 秋葉国利 (1985b)「期首における再修正記入の意義と目的 (新稿)」『北海学園大学経済論集』第 33 巻第 3 号, 101-113 頁。
- 秋葉国利 (1986)「商品売買と勘定記入」久野光朗編『簿記論講義』同文館, 77-88 頁。
- 秋葉国利 (1988)「三分法における仕入 a/c の性格」『産業経理』第 48 巻第 3 号, 20-28 頁。
- 秋葉国利 (1991a)「有高勘定と名目勘定とにおける 1 つの関係」『商学論纂』第 32 巻第 5・6 号, 1-23 頁。
- 秋葉国利 (1991b)「不均衡な貸借対照表と収益・費用勘定」『経理研究』第 35 巻, 1-12 頁。
- 秋葉国利 (1991c)「一般売買の仕訳処理—特殊販売についての簿記教授法と関連して—」『北海学園大学経済論集』第 38 巻第 3 号, 53-64 頁。
- 秋葉国利 (1993)「10 冊の簿記書に見る特殊販売の仕訳処理法」『北海学園大学経済論集』第 40 巻第 4 号, 27-44 頁。
- 秋葉国利 (1994)「商品売買の処理における 3 分法の問題点 (1)」『北海学園大学経済論集』第 41 巻第 4 号, 1-8 頁。
- 秋葉国利 (1995)「商品売買の処理における 3 分法の問題点 (2)」『北海学園

- 大学経済論集』第42巻第4号, 9-17頁。
- 秋葉国利(1996)「代位勘定法と商品勘定」『北海学園大学経済論集』第43巻第4号, 31-45頁。
- 秋葉国利(2002)「もう一つの総記法」『北海学園大学経済論集』第49巻第4号, 33-37頁。
- 新井清光(1992)『最新簿記論〈改訂版〉』中央経済社。
- 新井益太郎(1983)『商業簿記入門改訂版』実教出版。
- 新井益太郎編(1986)『簿記の重要計算』税務経理協会。
- 安藤英義(1988)「簿記および会計の空洞化」『企業会計』第40巻第9号, 43-48頁。
- 安藤英義(1989)「簿記書の資本中心主義化」『企業ジャーナル』第21巻第4号, 8-14頁。
- 安藤英義(2001)『簿記会計の研究』中央経済社。
- 安藤英義(2006)「会計と簿記の間—表示科目と勘定科目の関係など—」『会計』第170巻第3号, 303-315頁。
- 飯塚毅(1973)『電算機利用による会計事務所の合理化【第5版】』株式会社TKC。
- 飯塚毅(1988)『正規の簿記の諸原則(改訂版)』森山書店。
- 飯塚毅(1992)『電算機利用による会計事務所の合理化【復刻版】』株式会社TKC。
- 飯塚真玄(2015)『自利利他の経営—「会計事務所の職域防衛と運命打開」を目指して—』TKC出版。
- 飯野利夫(1954)「簿記の目的」『ビジネスレビュー(一橋大学産業経営研究所)』第2巻第3号 35-47頁。
- 飯野利夫(1966)「商品会計処理法の吟味」『会計人コース』Vol11No.6, 4-7頁。
- 飯野利夫監修・山口年一・寫村剛雄(1985)『体系簿記論〔第1巻〕』税務経理協会。
- 石内孔治(2014a)「商品売買の会計処理に関する一考察」『日本経済大学大学院紀要』第2巻第2号, 33-57頁。
- 石内孔治(2014b)「商品売買の会計処理に関する一考察(2)」『日本経済大学大学院紀要』第3巻第1号, 85-89頁。
- 石垣康雄(1984)「わが国における簿記教育の歴史的展開—簿記教科書の内容を中心として—」『経理知識』第63号, 125-139頁。
- 石垣康雄(1985)「わが国における簿記教育の歴史的展開(2)—簿記教科書の内容を中心として—〔含年表〕(資料)」『経理知識』第64号, 101-125頁。
- 石川純治(2001)『キャッシュ・フロー簿記会計論』森山書店。
- 石川純治(2015)『複式簿記のサイエンス〔増補改訂版〕』税務経理協会。
- 石川鉄郎(2002)「会計, 企業会計, および会計学」『商学論纂』第44巻第1号, 1-21頁。

- 石山傳・木下裕一（1985）『簿記論〔改訂版〕』税務経理協会。
- 泉宏之（1997）『簿記論の要点整理』中央経済社。
- 泉宏之（2000）「決算手続における一試案－間接整理法と間接仕訳法の統一的説明－」『横浜経営研究』第21巻（1/2），117-122頁。
- 泉宏之（2003a）「帳簿組織に関する一考察：補助記入帳と補助元帳」『横浜経営研究』第24巻第1号，85-89頁。
- 泉宏之（2003b）「商品売買取引の処理」『會計』第164巻第2号，29-38頁。
- 泉宏之（2004）『簿記論の要点整理』中央経済社。
- 泉宏之・堀江正之・柴健次（2008）「會計教育の現代的課題（第10回・最終回）座談会：會計教育研究の発展を目指して」『企業會計』第60巻第3号，433-448頁。
- 泉谷勝美（1988）『現代簿記精説』森山書店。
- 泉谷勝美（1997）『スンマへの径』森山書店。
- 泉谷勝美（2002）『現代簿記論』森山書店。
- 伊藤邦雄（2018）『新・現代會計入門第3版』日本経済新聞出版社。
- 稲場建吾（2012）「商品の流れと仕訳に関する一考察」『川口短大紀要』第26巻，73-80頁。
- 稲場建吾（2022）「仕入勘定に関する一考察」『川口短大紀要』第36巻，1-13頁。
- 井上清（1983）『簿記概論』有斐閣。
- 井上達雄（1976）『例解會計簿記精義』白桃書房。
- 今井二郎（1991a）「コンピュータ會計の展開と先行會計情報Ⅰ」『JICPA ジャーナル』No.428，18-23頁。
- 今井二郎（1991b）「コンピュータ會計の展開と先行會計情報Ⅱ」『JICPA ジャーナル』No.429，29-33頁。
- 今井信二（1988）『改訂簿記通論（増補版）』千倉書房。
- 岩崎勇（2021）『AI時代に複式簿記は終焉するか』税務経理協会。
- 岩田巖（1953）「「アカウント」「アカウントビリティ」「アカウントティングコントロール」」『産業経理』第13巻第1号，12-19頁。
- 岩田巖（1955）「二つの簿記学：決算中心の簿記と會計管理のための簿記」『産業経理』第15巻第6号，8-14頁。
- 岩田巖（1956）『利潤計算原理』同文館。
- 上野清貴（2017a）『現場で使える簿記・會計』中央経済社。
- 上野清貴（2017b）『會計理論研究の方法と基本思考』中央経済社。
- 上野清貴編著（2019a）『日本簿記学説の歴史探訪』創成社。
- 上野清貴（2019b）『簿記の理論学説と計算構造』中央経済社。
- 上野道輔（1928）「混合勘定に関する一考察」『經濟論叢』第27巻第5号，617-643頁。
- 上野道輔（1942）『新稿簿記原理』有斐閣。
- 上原学（1996）『簿記の基本』税務経理協会。
- 氏原茂樹編著（2004）『簿記原理（改訂版）』税務経理協会。

- 宇南山英夫（1991）『企業会計原則精解改訂版』中央経済社。
- 梅村勲（1999）『簿記学入門』税務経理協会。
- 大澤一雄（2011）「混合勘定に関する一考察」『中央学院大学商経論叢』第25巻第2号，127-136頁。
- 大城建夫（1992a）「情報化時代における簿記教育の課題」『沖大経済論叢』16（2），45-60頁。
- 大城建夫（1992b）「簿記教育の諸問題」『沖大経済論叢』17（1），93-115頁。
- 大城建夫（1994）「情報化社会における簿記および会計機能の再検討」『沖大経済論叢』18（1），59-74頁。
- 大城建夫（1996）「試算表の役割と課題」『商経論集』第25巻1号，79-89頁。
- 大城建夫（1997）「情報化における簿記会計情報の作成及び利用－その実態と課題－」『産業総合研究』第4号，169-179頁。
- 大城建夫（1998）「情報化と棚卸資産会計の課題」『商経論集』第27巻1号，81-92頁。
- 太田哲三（1956）『会計学の四十年』中央経済社。
- 太田哲三（1975）『新講簿記原理』中央経済社。
- 大野俊雄（2001）「IT革命と会計情報システム」『産業経理』第60巻第4巻，11-18頁。
- 大橋慶士・松井富佐男・村上利幸・永岩尊暢（1999）『基本簿記会計』税務経理協会。
- 大橋真定・藤沼守利・岩渕昭子（2003）『詳解現代簿記論（改訂版）』創成社。
- 大藪俊哉（1968）「商品勘定分割上の諸問題」『エコノミア』第35巻，58-72頁。
- 大藪俊哉（1982）『簿記の計算と理論』税務研究会出版局。
- 大藪俊哉（1989）「情報化社会と簿記教育のあり方」『ソフト化社会と会計』ビジネス教育出版社，68-78頁。
- 大藪俊哉（1995）「商品売買の記帳と決算手続－回顧と展望－」『横浜経営研究』第1号，10-18頁。
- 大藪俊哉（1997）『簿記論の重点詳解（第2版）』中央経済社。
- 大藪俊哉（2020）『簿記テキスト〔第5版〕』中央経済社。
- 大藪俊哉（2022）『簿記テキスト〔第6版〕』中央経済社。
- 岡田裕正（2006）「分記法と三分法についての一試論－利益概念の立場から－」『経営と経済（長崎大学経済学会）』第86巻第3号，129-143頁。
- 岡本治雄・丸山由喜・中島真澄・鈴木昭一（2000）『企業簿記の原理（第3版）』中央経済社。
- 奥田真也（2015）「情報システム統合と財務会計システムの満足度の関係」『企業会計』第67巻第3号，433-438頁。
- 奥田真也（2023a）「会計情報システムはどのような意図で整備されるのか？」『企業会計』第75巻第9号，124-125頁。
- 奥田真也（2023b）「会計システム研究を「会計管理」へつなげる」『企業会

- 計』第75巻第10号, 126-127頁。
- 小田徳仁(2011)「検定簿記と簿記教育—入門簿記の意義と課題—」『千葉商大論叢』第49巻第1号, 283-300頁。
- 小田徳仁(2012)「入門的な簿記検定試験の現状: 全経簿記検定4級の分析」『千葉商大論叢』第49巻第2号, 361-383頁。
- 大日方隆(2013)『アドバンスト財務会計(第2版)』中央経済社。
- 笠井昭次(1989)『会計的統合の系譜—会計構造論の類型論的体系化—』慶應通信株式会社。
- 笠井昭次(1991a)「岩田理論の現代的意義—「会計管理のための簿記」観を巡って-1-」『會計』140(1), 106-117頁。
- 笠井昭次(1991b)「岩田理論の現代的意義—「会計管理のための簿記」観を巡って-2-」『會計』140(2), 239-249頁。
- 笠井昭次(1991c)「岩田理論の現代的意義—その創造性・統合性を巡って」『企業会計』43(11), 1547-1555頁。
- 笠井昭次(1993)「岩田理論の現代的意義—岩田巖の研究姿勢をめぐって」『企業会計』45(6), 737-746頁。
- 笠井昭次(1998)「会計理論の在り方を巡って(1)」『三田商学研究』第41号第3号, 65-83頁。
- 片岡清賢(1992)「商品勘定に関連する決算仕訳」『国際研究論叢』第5巻第2号, 1-11頁。
- 片野一郎(1973)『新稿簿記精説』同文館出版。
- 片野一郎(1977)『簿記精説(上巻)』同文館出版。
- 狩野一久(1994)「棚卸資産・売上原価の会計基準国際比較—日・IAS・米・英・豪・加の比較研究—」『飯山論叢』第11巻第2号, 46-57頁。
- 金川一夫・李瓊球(2020)「会計情報システム研究・教育の史的展開-1960年代から2010年代まで-」『九州産業大学商経論叢』第60巻第4号, 1-21頁。
- 河合晋(2016)「日商簿記検定試験の出題範囲の大改定と本学科に与える影響」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学地域協働研究』第2号, 63-72頁。
- 河合信雄(1984)『現代複式簿記』税務経理協会。
- 河合久(1987)「データベース設計に関する一考察—伝統的会計思考との関連から—」『経理研究』(31), 37-42頁。
- 河合久(1999)「会計情報システムの構築形態に関する分析的考察」佐藤進編著『わが国の管理会計』中央大学出版部, 175-216頁。
- 河合久(2000)「コンピュータに基づく商品売買取引処理の再考—サイクル概念による業務統合化の視点から—」『商学論纂』第41巻第3号, 245-265頁。
- 河合久・櫻井康弘(2002)「企業の会計情報システムの現状」市川一夫・今井二郎・河合久・櫻井康弘・成田博・堀内恵・室井一夫・吉村成弘『コンピュータを利用した会計教育の体系化』高千穂大学総合研究所。
- 河合久・櫻井康弘・成田博・堀内恵(2011)『コンピュータ会計システム入門』

- 創成社。
- 河合久・櫻井康弘・成田博・堀内恵（2021）『コンピュータ会計基礎 [改訂版]』創成社。
- 河崎照行（2009）『情報会計システム論』中央経済社。
- 河崎照行監修（2019）『TKC 財務三表システム中小会計要領対応版 TKC 財務三表システムの科目配置基準（第14版）』株式会社TKC。
- 河辺亮二（2011）「論点別 IFRS システム対応（第6回）原価計算・棚卸資産のシステム対応」『旬刊経理情報』66-69頁。
- 菊地和聖（1971）「インフォメーション・テクノロジーと会計情報システム」『企業会計』第23巻第4号，108-113頁。
- 岸悦三・中田清監修，濱沖典之編著（1999）『最新簿記原理－企業の取引処理－』同文館出版。
- 木村和三郎・小島男佐夫（1952）『簿記学入門（下巻）』森山書店。
- 日下部与市（1971）「解説EDP会計のための「勘定科目コード」のJIS原案について」『企業会計』23（4），173-177頁。
- 久野光朗（1985a）「C.E.Sprague の勘定学－アメリカ簿記論の完成－」『北海学園大学経済論集』第33巻第3号，1-16頁。
- 久野光朗（1985b）「共同研究：大学レベルの簿記テキストの検討」『産業経理』第45巻第1号，48-66頁。
- 久野光朗（1986）『簿記論講義』同文館出版。
- 久野光朗（1987）『簿記論演習』同文館出版。
- 久野光朗（1996）「アメリカにおける商品勘定分割の歴史的考察」『企業会計』第48巻第11号121-128頁。
- 久野光朗（2000）『簿記論テキスト[初版]』同文館出版。
- 久野光朗（2012）『新版簿記論テキスト』同文館出版。
- 黒澤清（1933）「複式簿記の発生史的考察」『會計』第33巻第3号，81-94頁。
- 黒澤清（1956）『複式簿記の基礎』千倉書房。
- 黒澤清（1961）『改訂簿記原理』森山書店。
- 黒澤清（1983）『商業簿記（新訂増補版）』一橋出版。
- 黒澤清（1996）『新講商業簿記』千倉書房。
- 桑原正行（2015）「大学簿記教育初年度における現状と教育的課題：駒澤大学における1年次簿記教育の現状をふまえて（最終報告）」『駒澤大学経営学部研究紀要』第44号，1-25頁。
- 河野勉（1998）「企業税務における基礎的簿記教育の重要性（日商簿記検定試験3級を中心として）」『桃山学院大学経済経営論集』第39巻第4号，175-199頁。
- 河野二男編著，大場敏男・高栢真一・中村隆文・水島多美也（1999）『現代簿記概説』税務経理協会。
- 神戸大学会計学研究室（2007）『第六版 会計学辞典』同文館出版。
- 小西一正（2002）『簿記の基礎と応用（第3版）』中央経済社。

- 小島男佐夫（1973）「商品勘定の総括化と分割」『商学論究』第20巻第1号，1-24頁。
- 近藤健司（1998）「大学における簿記教育に関する一考察：日商簿記検定試験2級を中心として」『桃山学院大学経済経営論集』第39巻第4号，201-213頁。
- 斉藤昭雄（1988）『フランス会計制度論』千倉書房。
- 齋藤整督（1998）『簿記会計〔I〕』大蔵財務協会。
- 斎藤嘉一（1972）「商品売買に関する現代簿記法について」『大阪産業大学論集．社会科学編』第34巻，1-20頁。
- 坂本孝司（2019）『税理士の未来—新たなプロフェッショナルの条件—』中央経済社。
- 桜井久勝（2022）『財務会計講義〈第23版〉』中央経済社。
- 桜井久勝・須田一幸（2022）『財務会計・入門〔第15版〕』有斐閣。
- 桜井久勝・須田一幸（2023）『財務会計・入門〔第16版〕』有斐閣。
- 櫻井康弘（2003）「会計情報システムにおける「統合化」概念」『高千穂論叢』38（1），37-56頁。
- 櫻井康弘（2004）「会計情報システム形態の現状—実態調査分析にもとづいて—」『経理研究』第47号，310-322頁。
- 櫻井康弘（2011）「コンピュータ会計における商品売買取引処理に関する一考察」『経理研究』第54号，356-365頁。
- 櫻井康弘（2017）「取引処理システムと商品売買取引の処理方法との関係」『専修商学論集』第104巻，69-85頁。
- 櫻井康弘（2023）「会計情報システムの統合化と組織特性との関係」『企業研究』第43号，171-189頁。
- 櫻井康弘（2023）「会計情報システムの構築に関する実態調査」『商学論纂』第65巻第1・2号，303-334頁。
- 佐々木敏博（1998）「勘定科目名称の統一化の必要性」『白鷗女子短大論集』第22巻第2号，129-145頁。
- 笹島明（2016）「コンピュータ環境下における実務指向の簿記教育についての一考察—商品売買取引の処理方法について—」『研究紀要』第27巻，59-65頁。
- 柴田重則（1996）『簿記・会計教育論』大原出版。
- 柴田重則（2000）「商品売買取引の適正な会計処理—理論と実務のギャップは解決可能か—」『産業経理』Vol.60 No.2，84-91頁。
- 寫村剛雄（1976）『資産会計の基礎理論』中央経済社。
- 寫村剛雄（1988）『財務諸表の理論と実際』第三出版。
- 寫村剛雄（1991）『簿記会計問題精説』中央経済社。
- 寫村剛雄（1993）「会計の原点—勘定—」『経営論集』第40巻第3・4合併号，3-13頁。
- 寫村剛雄（1994）『簿記会計学習ハンドブック』中央経済社。
- 寫村剛雄・古谷允寿（1976）『基本簿記通論』白桃書房。

- 清水泰洋（2021）「コロナ禍と会計—変わるものと変わらぬもの—」『企業会計』第73巻第1号，48-49頁。
- 島本克彦（2015）『簿記教育上の諸問題』関西学院大学出版会。
- 白石和孝（2000）『簿記概論』税務経理協会。
- 須田一幸（2001）「ERP パッケージと簿記教育」『關西大學商學論集』第45巻第6号，457-472頁。
- 税務経理協会（1997）『受験簿記の学び方—国家試験の受験にそなえて—』税務経理協会。
- 関根慎吾（1995）「現代ドイツ初級簿記書における商品勘定」『石巻専修大学経営学研究』第6巻第1号，55-66頁。
- 関根慎吾・豊島義一・大塚裕史（2000）「石巻地域の中小企業における簿記会計の電算化の実態に関する調査報告」『石巻専修大学経営学研究』第12巻第1号，81-117頁。
- 関根慎吾（2001）「簿記会計のコンピュータ化と自計化—『石巻地域の中小企業における簿記会計の電算化の実態に関する調査』結果に基づいて—」『産業経理』第60巻第4号，57-65頁。
- 関根慎吾（2016）「学習指導要領の変容と高等学校における商業教育」『石巻専修大学研究紀要』第27巻，29-34頁。
- 染谷恭次郎（1955）「簿記の目的—資金計算的職分を簿記の目的に加えんとする提案—」『會計』第67巻第6号41-53頁。
- 高木泰典・菊池満雄（1997）『精説簿記論』税務経理協会。
- 瀧田輝己（2002）『簿記学』同文館出版。
- 高橋巖（1988）「商品棚卸会計とPOSシステム」『経営研究』第1巻第2号，163-189頁。
- 高橋賢（2017）「簿記と管理会計」『横浜経営研究』第37巻第3・4号，35-45頁。
- 武田隆二（2002）『簿記一般教程〔第5版〕』中央経済社。
- 武田隆二（2004）『簿記I〈簿記の基礎〉〔第4版〕』税務経理協会。
- 武田隆二（2008a）『最新財務諸表論〈第11版〉』中央経済社。
- 武田隆二（2008b）『簿記一般教程（第7版）』中央経済社。
- 武田隆二（2009）『簿記I〈簿記の基礎〉〔カラー版第5版〕』税務経理協会。
- 武田安弘（1987）「簿記の一巡に関する諸問題—簿記教育との関連において—」『商学研究』第32巻第2号，37-51頁。
- 武田安弘・大雄令純・竹森一正・澤村隆秀・粥川和枝（1993）「わが国における大学・短期大学の簿記教育の実態と問題点」『産業経済研究所紀要』第3号，77-107頁。
- 田中茂次（1992）「混合勘定の本質」『経理研究』第36巻，1-22頁。
- 田中茂次（2018）『会計の意味論』中央大学出版部。
- 千葉啓司（2008）「コンバージェンス時代における簿記会計教育—棚卸資産の会計—」『千葉商大論叢』第46巻第1/2号，31-50頁。
- 千葉啓司・青木孝暢・岩田俊行（2014）「簿記教育研究部会（中間報告）大学

- における簿記教育の問題点の整理と対策案の提示」『日本簿記学会年報』(29), 8-13頁。
- 坪谷二郎・岩崎健久(2002)『最新簿記のエッセンス』中央経済社。
- TKC 全国会 30 周年記念誌編纂委員会編纂(2001)『TKC 全国会 30 周年記念誌変革に挑戦する会計人集団』TKC 全国会。
- TKC 全国会創設 50 周年記念誌編集委員会編纂(2021)『TKC 全国会創設 50 周年記念誌未来に繋ぐ職業会計人の使命と責任』TKC 全国会。
- TKC 全国会中央研修所編著(2023)『TKC 基本講座(第5版)』株式会社 TKC 出版。
- 徳谷昌勇(1981)『推定簿記』税務経理協会。
- 徳山英邦(2023)「資産化と費用化の優先順位一棚卸資産：仕入勘定の勘定特性の検討一」『会計』第 204 巻第 5 号 41-52 頁。
- 飛田努(2019)「中小製造業に見る管理適合的な記録とは一「管理中心主義」からの検討一」『簿記研究』第 2 巻第 2 号, 13-20 頁。
- 友岡賛(2018)『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会。
- 豊森照信(1971)「EDP 会計におけるドキュメンテーション」『産業経理』第 31 巻第 6 号, 55-60 頁。
- 長島文道・真下満(1986)『企業簿記論〔三訂版〕』税務経理協会。
- 中瀬忠和(1991)「会計における認識と事実：一歩前－取引記入は<事実>どおりを記入するのか一」『商学論纂』第 32 巻第 5・6 号, 237-262 頁。
- 中瀬忠和(2018)「「売上高・売上原価対立法」を巡って－安平説・木村説・田中理論の検討を通して－」『経済系：関東学院大学経済経営学会研究論集』第 273 集, 1-25 頁。
- 中瀬忠和(2019)「アカウントビリティについて考える「役割」としての会計責任」の提示」『商学論纂』第 61 巻第 3・4 号, 377-432 頁。
- 中野常男(1984)「棚卸資産評価についての実態分析－昭和 58 年 3 月決算の東証・大証一部上場 525 社の計算書類の実態調査から－」『産業経理』第 43 巻第 4 号, 125-134 頁。
- 中野常男(1988)「スプレイング簿記論における商品売買取引の処理方法について－商品勘定の総括化とその機能的分割－」『産業経理』第 47 巻第 4 号, 85-92 頁。
- 中野常男(2000)『複式簿記会計原理(第2版)』中央経済社。
- 中野常男編著(2007)『複式簿記の構造と機能－過去・現在・未来－』同文館出版。
- 中野常男(2016)「簿記教育異聞：簿記の教科書と会計の歴史」『企業会計』第 68 巻第 4 号, 15-21 頁。
- 中野常男・清水泰洋(2019)『近代会計史入門(第2版)』同文館出版。
- 永野則雄(2006)「会計的認識の諸問題」『企業会計』第 58 巻第 6 号, 868-875 頁。
- 中村彰良(2013)『基礎簿記』創成社。
- 中村忠・大藪俊哉(1987)『対談・簿記の問題点をさぐる』税務経理協会。

- 中村忠（2005）『簿記の考え方・学び方[四訂版]』税務経理協会。
- 中村忠（2011）『新訂現代簿記（第5版）』白桃書房。
- 中村英敏（2018）「商品売買取引における簿記処理の再検討」『日本簿記学会報』第33巻，14-16頁。
- 中村元彦（2018）『IT会計帳簿論－IT会計帳簿が変える経営と監査の未来－』白桃書房。
- 中村元彦（2020）「IT会計帳簿の活用によるIT精査に基づく深度ある監査の実現」『産業経理』第80巻第1号，72-80頁。
- 西野嘉一郎（1953）「勘定科目と勘定番号」『月刊簿記』第4巻第7号，18-25頁。
- 日本公認会計士協会編（2019）『会計基礎教育の歴史と現況』日本公認会計士協会出版局。
- 日本情報処理開発センター勘定科目コードJIS原案作成委員会（1971）「勘定科目コード日本工業規格（JIS）原案」『産業経理』第31巻第4号，154-179頁。
- 新田忠誓（1999a）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－」『會計』第155巻第4号，575-585頁。
- 新田忠誓（1999b）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－（その二）」『會計』第155巻第5号，771-784頁。
- 新田忠誓（1999c）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－（その三）」『會計』第155巻第6号，921-931頁。
- 新田忠誓（1999d）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－（その四）」『會計』第156巻第1号，119-130頁。
- 新田忠誓（1999e）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－（その五）」『會計』第156巻第2号，281-293頁。
- 新田忠誓（1999f）「簿記の原理－簿記学の対象と会計学の対象－（その六）」『會計』第156巻第3号，431-443頁。
- 新田忠誓（2008）「会計アプローチと損益計算書および企業観の変化」『企業会計』第60巻第7号，932-938頁。
- 新田文雄（1987）『TKCコンピュータ会計概論』第一法規出版株式会社。
- 日本簿記学会簿記教育研究部会編（2012）『明治以降の簿記書の歴史の研究』日本簿記学会。
- 沼田嘉穂（1957）『簿記入門』千倉書房。
- 沼田嘉穂（1961）『簿記論攷』中央経済社。
- 沼田嘉穂（1964）『精説簿記自習（18版）』中央経済社。
- 沼田嘉穂（1968）『帳簿組織』中央経済社。
- 沼田嘉穂（1971）「簿記理論から見た混合勘定の実体」『企業会計』第23巻第4号，4-10頁。
- 沼田嘉穂（1989）『簿記教科書[四訂新版]』同文館出版。
- 根本光明監修，河合久・成田博・日野克久著（1995）『コンピュータ会計基礎論』創成社。

- 根本光明監修，河合久・成田博編著（2004）『会計情報システム（改訂版）』創成社。
- 野口昌良・清水泰洋・中村恒彦・本間正人・北浦貴士編（2020）『会計のヒストリー80』中央経済社。
- 倍和博（2000）『簿記システム基礎論』創成社。
- 橋本武久（2016）「『帳簿の世界史』とオランダ会計史」『會計』第190巻第5号，540-551頁。
- 橋本義一・根本光明（1996）『図解会計情報システム』中央経済社。
- 八角憲男（2006）「トライアングル化した会計教育の問題点－簿記検定試験を中心として－」『倉敷芸術科学大学紀要』（11），131-142頁。
- 八角憲男・木村栄宏（2012）「会計教育の変革への期待」『国際情報研究』第9巻第1号，22-32頁。
- 濱田弘作（1999）『簿記原理』創成社。
- 早田己代一編著（2004）『簿記会計学の基礎』学文社。
- 原俊雄（1997a）「勘定分類の史的考察-19世紀のアメリカの簿記書を中心として」『會計』第151巻第5号，726-738頁。
- 原俊雄（1997b）「商品売買取引処理法の再検討」『情報研究』第18巻，149-158頁。
- 原俊雄（2003a）「簿記学の対象」『企業会計』第55巻第5号，734-736頁。
- 原俊雄（2003b）「簿記学の対象（2）・完」『企業会計』第55巻第6号，846-848頁。
- 原俊雄編著（2019）『簿記と帳簿組織の機能－歴史的・国際的視点から－』中央経済社。
- 万代勝信（2000）「2つのアプローチと期間損益計算－収益・費用の把握方法を中心にして－」『産業経理』第60巻第2号，56-64頁。
- 万代勝信（2017）「岩田巖先生－岩田学説を貫く記録と事実の照合」『企業会計』第69巻第1号，27-31頁。
- 久野秀男（1990）「批判的『簿記テキスト』試論－腑に落ちない『簿記テキスト』の常識－」『学習院大学経済論集』，第26巻第3-4号1-37頁，第27巻第1号，1-21頁。
- 久野秀男（1992）『会計制度史比較研究』学習院大学。
- 平井克彦（1984）「簿記の教育」『経理知識』第63号，41-52頁。
- 藤井則彦・後藤文彦・安永利啓・伊藤進・小池和彰（1993）『現代社会簿記論』中央経済社。
- 藤田芳夫（1966）「商品勘定分割への新しいアプローチ」『商学討究』第17巻第2号，81-96頁。
- 藤田芳夫（1978）「コンピュータ会計と勘定体系の変更」『経済理論（和歌山大学経済学部編）』第162号，1-41頁。
- 藤巻治吉（1971）『新しい決算の実務』森山書店。
- 堀友章・林良治（1999）『簿記の基礎と演習〔四訂版〕』税務経理協会。
- 本田直誉（2021）『勘定科目別仕訳処理ハンドブック』清文社。

- 前田清隆（2000）『新講簿記原理』創成社。
- 前林和寿・佐藤芳次・轟日出郎・小野保之・大澤一雄・佐藤利光（1999）『簿記の基礎（改訂版）』森山書店。
- 松井富佐男・村上利幸・永岩尊暢・大橋慶士（1999）『基本簿記会計』税務経理協会。
- 松下真也（2022）「複式簿記のコントロール機能の教育に向けて」『簿記研究』。5巻2号，1-8頁。
- 松下真也（2023）「商品売買取引における現金割引の会計処理の研究－非対称的な会計処理による対応関係の歪みと組替調整－」『京都マネジメント・レビュー』第42号，81-92頁。
- 松下博・山田勲（1984）『企業簿記』同文館出版。
- 真野ユリ子（1973）「棚卸資産と売上原価の測定をめぐる問題点－ペイント学説研究－」『北海学園大学経済論集』第21巻第2号，81-92頁。
- 村上陽一郎（2001）『新しい科学論「事実」は理論をたおせるか』講談社。
- 餅川正雄（2011）「高等学校「簿記」における商品売買の指導に関する研究（Ⅰ）」『広島経済大学論集』第34巻第3号，17-30頁。
- 餅川正雄（2012a）「高等学校「簿記」における商品売買の指導に関する研究（Ⅱ）」『広島経済大学論集』第34巻第4号，49-63頁。
- 餅川正雄（2012b）「高等学校「簿記」における商品売買の指導に関する研究（Ⅲ）」『広島経済大学論集』第35巻第1号，29-45頁。
- 餅川正雄（2012c）「高等学校「簿記」における商品売買の指導に関する研究（Ⅳ）」『広島経済大学論集』第34巻第2号，33-51頁。
- 茂木虎雄（1963）「商品勘定の発展と損益計算制度」『経営論集』第11巻第1号，71-100頁。
- 茂木虎雄（1964）「複式簿記の形成論理の検討」『立教経済学研究』第28巻第3号，97-141頁。
- 茂木虎雄（1965）「資産評価の歴史的経緯－いわゆる「棚卸資産」を中心として－」第19巻第3号，69-111頁。
- 茂木虎雄（1969）『近代会計成立史論』未来社。
- 茂木虎雄（1970a）「混合勘定論の学説史的吟味（一）」『立教経済学研究』第24巻第1号，71-106頁。
- 茂木虎雄（1970b）「混合勘定論の学説史的吟味（二）「人的勘定学説」を中心として」『立教経済学研究』第24巻第2号，137-174頁。
- 茂木虎雄（1970c）「混合勘定論の学説史的吟味（三）「物的勘定学説」を中心として」『立教経済学研究』第24巻第3号，169-208頁。
- 茂木虎雄（1988）「複式簿記論の基本問題：勘定理論と簿記教育」『立教経済学研究』第42巻第2号，99-118頁。
- 茂木虎雄（1990）「複式簿記の基礎理論：記帳技術の理論と簿記教授法」『立教経済学研究』第44巻第1号，1-28頁。
- 茂木虎雄（1995）「「商品勘定の発展と損益計算制度」その後」『経営論集』第42巻第2～4号合併号，9-23頁。

- 茂木虎雄（1996a）「商品勘定の理論的・歴史的考察－会計史を通じてみた複式簿記－」『大東文化大学経済論集』第 65 巻第 11 号，213-230 頁。
- 茂木虎雄（1996b）「中村簿記学の体系と思想－中村忠著『簿記の考え方・学び方』によせて－」『大東文化大学経済論集』第 68 巻第 13 号，237-255 頁。
- 森川八洲男（1984）『精説簿記論〔I〕』白桃書房。
- 守永誠治（1987）『現代簿記精講〔増補版〕』税務経理協会。
- 森美智代（2003）「ドイツ企業におけるコンテン・ラーメン」『アドミニストレーション』第 10 巻，1-23 頁。
- 安平昭二（1971）『コンテンラーメンの理論』千倉書房。
- 安平昭二（1979）『精説簿記原理』中央経済社。
- 安平昭二（1980）「商品勘定の諸処理法について」『商大論集』第 31 巻第 4・5 号，342-361 頁。
- 安平昭二（1988）「商品売買処理法についての一考察－「売上高・売上原価表示法」のすすめ－」『商大論集』第 39 巻第 4 号，24-37 頁。
- 安平昭二（1991）「勘定理論・会計構造論諸説の類型化とその概観-企業複式簿記の本質の構造論的考察への序説-」『商大論集』第 43 巻第 3 号，299-310 頁。
- 安平昭二（1992）『簿記・会計の理論・歴史・教育』東京経済情報出版。
- 安平昭二（1994）『簿記その教育と学習』中央経済社。
- 安平昭二（2000）『簿記詳論〔四訂版〕』同文館出版。
- 安平昭二（2009）『簿記要論〔六訂版〕』同文館出版。
- 柳裕治（2015）『スタディガイド基本簿記（第 2 版）』中央経済社。
- 山口年一（1987）『現代簿記精講（三訂版）』同文館出版。
- 山下勝治（1950a）「總括的損益計算制度の成立」『国民経済雑誌』第 81 巻第 5 号，1-16 頁。
- 山下勝治（1950b）「複式簿記の成立と損益計算制度」『會計』第 57 第 6 号，1-14 頁。
- 山下勝治（1980）『新版近代簿記論』千倉書房。
- 山田邦男（1974）「決算整理の問題点」『中京商学論叢』第 13 巻第 1 号 1-17 頁。
- 山田邦男・服部松一・小泉明（1987）『現代企業簿記〔2 訂版〕』税務経理協会。
- 山田真弘（2017）「日商簿記検定「初級」創設に関する一考察：初学者に対する簿記会計教育の視点から」『関東学園大学紀要』第 26 巻，26-34 頁。
- 山梶忠恕（1994）『複式簿記原理（新訂版）』千倉書房。
- 山本孝夫・前川邦生・井上行忠・大塚俊仁・釜谷彰一・高崎英彦・前川道生（1999）『例解演習基本簿記』創成社。
- 湯田雅夫・上田俊昭・渋谷武夫・小川文雄（2000）『演習商業簿記入門』中央経済社。
- 横山和夫（1986）『図解簿記』大蔵財務協会。

- 横山和夫（1989）「中小販売業・製造業における予定売上原価制度の導入化（序説）」園田平三郎編著『現代会計と原価計算』中央経済社，321-341頁。
- 横山和夫（1996）「商品売買取引記録システムの実証的研究——情報化時代の棚卸資産会計における測定上の課題——」『日本簿記学会年報』第11号，27-33頁。
- 横山和夫（1997）「商品売買取引の処理及び記録システムの実証研究」『JICPA ジャーナル』No.509，74-81頁。
- 横山和夫（2002）『現代企業簿記会計』中央経済社。
- 横山和夫（2003）『図解簿記論』大蔵財務協会。
- 横山和夫（2020）「勘定科目・表示科目の名称の再考」『会計』第198巻第6号，618-627頁。
- 吉田良三・田島四郎（1952）『商業簿記提要』同文館。
- 若杉明（1971）「解説 勘定科目コード日本工業規格（JIS）原案について」『産業経理』第31巻第4号，151-153頁。
- 若杉明（1989）『ソフト化社会と会計』ビジネス教育出版社。
- 渡邊泉（1983）『損益計算史論』森山書店。
- 渡邊泉（2016a）「会計の役割—受託責任と信頼性—」『企業会計』第68巻第10号，13-21頁。
- 渡邊泉（2016b）『帳簿が語る歴史の真実』同文館出版。
- 渡邊泉（2016c）「複式簿記の発生以前に簿記は存在したか」『会計』第190巻第1号，94-106頁。
- 渡邊泉（2017）「会計の生成史を論ずるに先立って」『会計』第191巻第6号，94-106頁。
- 渡邊泉（2018）「株式会社の登場と会計報告の始まり：イギリス東インド会社にみる貸借対照表の萌芽」『企業会計』第70巻第1号，47-54頁。
- 渡邊泉（2021）『世界をめぐる会計歴史紀行—新たな地平を求めて—』税務経理協会。
- 渡部裕亘・片山覚・北村敬子（2023a）『検定簿記講義 3級商業簿記』中央経済社。
- 渡部裕亘・片山覚・北村敬子（2023b）『検定簿記講義 2級商業簿記』中央経済社。